御本田水野目御立林

り上入角山檜木拝領の願書を提出して『私共四ケ村地元入角山之義ハ、三ケ貳通ハ御本田水野目御立林ニ御座候、右水元を以、四ケ村御高四百石餘之御田地熟田仕來候、同三ケ壹ハ七拾目之御運上銀上納仕、四ケ村之外入會村々共ニ薪山ニ仕來申候、然者右(中略)四ケ村惣御百姓百五六十軒之村居家割人足を以、春三日、秋二日根分植繼仕、年限中大凡四五千人も指出、出精を以、當時ニ至候而ハ、水野目御林・御運上山共ニ大半雜木無レ之、檜木山ニ相成申候(中略)』と申立て、尚『水野目御立林・御運上山共ニ先年より處々に檜葉御座候へ共、成木茂致不レ申候故か、多分雜木斗り御座候故、水野目茂宜敷、水出茂澤山ニ而、御田地凶處等無レ之連綿仕(中略)當時ニ至り候而ハ(中略)大半ニ雜木無レ之檜木山ニ相成申候、然處根源檜木等も雜木同樣ニ水野目ニ相成候事ニ指心得、雜木は夫々致ニ立□ニ檜木斗リ取立候處、若木之節者格段水野目障りも無ニ御座ニ候得共、取立候より已ニ三拾年餘ニ相成候處、段々檜木成木致候而雜木は次第ニ減少致候故ニ有レ之候や、水野目不足ニ相成、水元御田地四百石餘之場所之内、不レ少凶處有レ是、且近年相續キ旱魃ニ而一入凶處も有レ之、其他邊も旱損ニ付、刈米不足仕、御百姓一統窮果テ申候』(註一〇三)と述べ、水ノ目に效なき檜木(羅漢柏)を伐採して凶作の補ひとなし、跡地は雜木立となして水源涵養の實をも收めんとせり。然るに藩は、右拝領願に對し、翌二四八七(文政一〇)年十月附を以て『檜は多分嶮岨之山所へ自然ニ生候ものニ而、根分・植繼等相成ものに無ニ御座ニ、又檜は水野目に障りあるの理なく、而も

家割ニテ春秋五日根分植繼

檜成木シ水野目障リトナル

調錢下附

同山は公山にして地元村へ取立てしむるは、六郡一統の事なるを以て、願の筋は取上げ難し、唯世年來守護したる功を以て、調錢三百貫文、右山水掛り御田地の多少に割合せ、木山方より下附するととし、同山は一層守護すべき』旨の指令(註一〇三・一〇四)を與へたり。

今泉村水ノ目

二三二二(寛文二)年四月、今泉村(土川村西今泉)は村中の連判書付を以て、同村千年よりの水の目の柴山を御運上の村中山として書上げ、山守の下知に從ひ林立つべき所は入山せしめず、薪は村中伐となすを約(註一〇五)せるが、同年六月、上銀五匁の役銀を上納(註一〇六)して一村の者共少宛の薪を伐り採るを許され、二三七四(正德四)年三月、同村内に六箇所の水野目林(註一〇七)あり、何れも小杉生立なりしが、二三八九(享保一四)年、異狀なく(註一〇八)、二四五五(寛政七)年には雜木間の小杉立(註一〇九)となれり。

小瀧山

同郡北浦(角館町より生保内村地方)の内小瀧山の水野目林に於ては、他村より運上銀を上納して入山を願出で、斧鍬(ナタ)を以て剪盡したる爲水出で兼ね、御本田中日枯荒所を生じ、百姓困難となりしを以て、水懸り村より訴願の結果、二三二七(寛文七)年九月、水懸りある村に對し、下木拂・草刈に限り、役銀を納めしめて之を許し、水懸りなきは從來入付の者たりと雖、一切入山せしめざるととし、山守を置き見繼ぎし爲、林も木立ち、水も出で、田地も復舊(註一一〇・一一一)するに至れり。二三七〇(寶永七)年十一月、椿・野中兩村山守へ同山運上銀等の儀に付下問(註一一二)する所ありたるが、二三八九(享保一四)年五月、小瀧山の繁茂を期する

水呑山
水元山
水元田林
古來ノ定書

爲、水元村々より元通り山御役銀の永代役を願出〔註一一三〕て、同年小山田村（西明寺村内）よりも、同村内水呑山の永代役を願出てたり。二四四三（天明三）年十二月、椿村より小瀧山の水元山・水元田林〔註一一四〕に付て書上げ、二四五三（寛政五）年三月、椿・野中・小沼・柏木田の四村より、同山の薪剪・苅敷取・檜木立置・野火燒等に付、古來の定〔註一一五〕を書上げて同山の保護に資せり。

雫田及山
谷川崎村
ノ水野目
林

二三四三（天和三）年五月、雫田村（中川村内）内錢神澤・兩平澤頭迄嶺切を水野目林として『下枝ニ而も剪取へからざるもの也』と記せる御札を交付〔註一一六〕せり。二四六二（享和二）年、山谷川崎村（中川村内）郷中立會の上、水元林〔註一一七〕を立置き、二五〇九（嘉永二）年、同村書上中に、雫田山の内に符人持雜木松立の水野目御札山〔註一一八〕を記載したり。

六郷東根
村ノ水野
目林
七瀧山

二三六〇（元祿一三）年四月、是より先六郷東根村（六郷町内）木和田澤に次で七瀧山をも拾七箇村水野目林とせられしが、近年水不足となれるを以て關番を置きて保育に努め、尚銀二貫四百三拾目を上納して專用の水野目林に立置かれ居るに拘らず、今回同山より御釜木を伐採せらるゝに於ては、彌々此後田地不作すべきに付中止せられ度し〔註一一九〕と訴願し、二四五四（寛政六）年、六郷東根村木和田澤及七瀧山の御札を書替へ水野目山〔註一二〇〕とす。

小山田村
水呑山
辛田村内
ノ水野目
林

二三八九（享保一四）年五月、先年來郷中水呑山たりし小山田村（西明寺村内）大らか内山〔註一二一〕を存せり。二三九四（享保一九）年七月、辛田村（神代村内）出口山の一部雜木立を水野目林に立置き、下草にても刈取るべからざるの制札〔註一二二〕を建てたるが、一四二三（寶曆一三）年、田林〔註一二三・一二四〕とせるものあり。

大神成村
ノ郷中水
野目林

二四六四（文化元）年八月、大神成村（豐岡村内）書上げ中に、雜木柴立の郷中水野目林〔註一二五〕あり。二五一〇（嘉永三）年十一月、同村諏訪田水元山の地分ケ及伐採方に付取極〔註一二六〕をなし、二五一六（安政三）年十一月、同村貝澤山は、御田地水元なるの故を以て、已を得ず雜木伐採の場合、其一本に付三本宛を代植〔註一二七〕せしむるとせり。

檜木内村
ノ符人持
水野目林

二四七二（文化九）年三月、檜木内村に合拾二の符人持雜木立水野目林〔註一二八〕あり。二四七三（文化一〇）年十二月、梅津某知行所南楢岡村、近年諸木伐盡となり水出も宜しからざるを以て、字よほねケ澤に水野目として杉植立の願〔註一二九〕を許せり。二四八九（文政一二）年、西長野村（雲澤村内）書上中に水出林〔註一三〇・一三一〕あり。

南楢岡村
内ノ水野
目ニ杉植
立

西長野村
ノ水出林

二三〇八（慶安元）年四月、横手の大澤村（山内村内）御札山に建てられたる制札には『横手大澤村之内ねこ石山ゟ李澤迄水の目林立置候間、下枝ニても不レ可二伐取一者也』と記され、絶對禁伐の水野目林として保育〔註一三二〕されたるが、該林は雜木立を以て宜しとせらるゝものなり。二四八二（文政五）年十一月、横手給人加藤某知行所なる見入野新田村水元狼ケ澤水野目御札山へ、先年來同人の杉取立二萬本餘〔註一三三〕に及び、二五二二（文久二）年二月、沼館村（沼館町）に於て、御田地水掛關脇へ木柴を立置きて旱魃の砌關日除〔註一三四〕とせしむる

平鹿郡
大澤村ノ
雜木立水
ノ目林

沼館村ノ
關日除木
柴

雄勝郡上法寺山ノ水ノ目田林

旨を、村定書中に明記せり。

二二七六(元和二)年正月、雄勝郡明治村上法寺山なる水の目田林へ沼館の者共押入りて伐盡し騒動〔註一三五〕に及べる趣を、同寺の別當大泉院より披露に及び、二二七七(元和三)年三月、同山内あかいの尻は前々より水目なるを、百姓共薪に伐取りし爲田地荒となりしを以て堅く禁伐とし、大泉院及肝煎等に之が保護方〔註一三六〕を命ずるに至れり。二三五四(元禄七)年五月、能淵(西成瀬村内)荻伇(同上)兩村内大穴澤・森合澤を水野目林に立置き、各制札を建てゝ下枝にても剪取るべからざると〔註一三七〕とせり。

能淵・荻伇兩村ノ水野目林制札

羽後國・羽前國庄内藩ノ木林

庄内藩及同藩預り地

二三一二(承應元)年十月、出羽國田川郡增川郷(羽前國東田川郡泉村内)增川年貢山に付、仙道・荒川・野田(以上同郡泉村内)鎌田四箇村よりの訴出に對し、添川組(同郡東榮村内)川代(同郡泉村内)外拾五村・横山組(同郡横山村)柳瀬村・藤島組(同郡藤島町)大川渡(同郡藤島町内)外三村の惣百姓答辯書中『增川通と申は、少之日でりにも御田地水ともしく御座候間、やびつ(矢櫃)と申を水林に住、川代村掃部と申者にふせかせ候て、增川邊のものどもへむざと入籠不レ申候』〔註一三八〕云々と記され、二三二〇(萬治三)年十二月、同郷御料拾一箇村・私領拾四箇村と羽黒山領麓町手向村(同郡)との野山境論裁斷せられ『一、增川山如三前々一入相定候事(中略)一、野山勿論いにしへのごとく入相ニ相定候事　一、大中島水林之義候間、入相仕、林伐申候事相

矢櫃ノ水林

增川山

七三〇

止候事、乍レ去水の手ハ重而鶴岡役人彼地へ立合相談之上埒明可レ申事』〔註一三九〕とあり、二三五七(元禄一〇)年二月、矢櫃水林吟味に付、關係村より山肝煎兩人を立てゝ『水林ゟ村々より入不レ申様ニ可ニ申付一候、若相背、水林ゟ入申者御座候は、なた・まさ切は不レ及ニ申ニ急度致ニ詮議一可レ申候』『註一四〇』と定めたり。

松倉米川山檜木水林

二三一六(明暦二)年四月、飽海郡(羽後國)吉出村(遊佐村内)は定を以て『一、松倉・米川山檜木水林出候間無理入込申間敷候、右之木雖レ爲レ少隱伐候はゝ曲事可レ被ニ仰付一者也』〔註一四一〕とし、二三二七(寛文七)年四月、清川組(羽前國東田川郡清川村)出入に付、檢使下向の節の書上中に、大中島村の玉川等御田地水林〔註一四二〕を記載せり。二三四四―七(貞享)年代、遊佐郷杉澤(羽後國飽海郡蕨岡村内)川向水林〔註一四三〕あり。二三八八(享保一三)年六月、櫛引郷行澤村(東田川郡本郷村内)御田地用水不足の爲八箇村入會の家職山の内先年願濟の上設けたる水林〔註一四四〕あり。概して雜木林なり。二三八九(享保一四)年七月、櫛引通熊出村(東田川郡本郷村内)分散山願を許可せしが、總百姓鬮取分渡に際し、御水林等を除外〔註一四五〕せり。二三九五(享保二〇)年四月、川代山笹川(東田川郡泉村内)用水林を天料・私領・寺領の肝煎等立會の上各境域を決定し、境塚境石〔註一四六〕を設けたり。二四三一(明和八)年八月、櫛引通上田澤村(同郡大泉村内)に同村百姓某の造成せる水林あり。二四五三(寛政五)年四月、添川組大庄屋御糺の際覺書中に『用水林與申候水上之林ニ而木を伐候へハ、水不足ニ成候故、雙方(清川組共)申合手を不レ附事

御田地水林

行澤村水林

分散山ニ水林除外

用水林

ニ御座候』〔註一四七〕とし、二四六六（文化三）年二月、遊佐郷川北三組（飽海郡日向川北遊佐村内）青木尺廻り以上の木數を再び改めしめ、同時に水林にして御林同様のものをも書上〔註一四八〕げしめ、二四八五（文政八）年八月、黒川村（東田川郡）の添役竝肝煎の連印を以て寶谷村（黒川村内）家職場の内澤端拾五間宛、木實坂より堀尻迄、寶谷村御田地なき所川端より、黒澤村家職場の内澤端三拾間乃至廿間宛に水林を取立てたる旨〔註一四九〕を書上げ、二四八六（文政九）年十月、袖浦村（羽前國西田川郡）庄屋等連印を以て、植立役佐藤唯右衛門宛、當村五ツ峰砂山も諸木植付後次第に繁茂して御水林となり、渇水なきに至れるのみならず、枯木・山萱等を採取し得らるゝに拘らず青木を盗伐する不心得者を出せしを以て、今後雜木に至る迄大切に致すべき旨百姓一同の口書〔註一五〇〕を提出せり。二四九五（天保六）年四月、西田川郡袖浦方面の村々に水林を仕立てしめたるが、苗木は雜木・杉を充てしめ、松は不良〔註一五一〕として用ひしめず。二四九八（天保九）年十一月、西郷組長崎村（西田川郡西郷村内）書上中、用水御水林あり、下川・馬町兩村（西郷村内）の人々へ分散預け置の永借地にして、松・杉の外雜木を存〔註一五二〕せり。二四三四（安永三）年七月、庄内藩預り地たる出羽國田河郡大山（西田川郡大山町内）下河（同郡西郷村内）兩村の御林内栗木伐出の諮詢に對し、兩村名主・長百姓・年寄組頭より答申したる意見中『當村之御林之義は、用水御林ニ御座候而、往古ゟ一切伐出之義無ニ御座一候所、近年所々御普請ゟ伐出被ニ仰付一、無レ據御請申上候所、其後年々用水不足仕難義至極ニ奉レ存候、然所尚又此度之被ニ仰出一御吟味之趣無ニ余義一仕合ニ奉レ存候、節曲リ之木之分書面之通差出申候間、何卒御慈悲之御勘辨ヲ以、已來伐出之義御免被ニ下置一度奉ニ願上一候』〔註一五三〕とし、節曲木と雖、伐採せば水源涵養に支障を生ずる旨を開陳せり。

砂山モ諸木植付後水林トナル

幕府領庄内藩預リ地内ノ用水御林

水林ニ松ヲ禁ズ

新庄藩

二三五七（元祿一〇）年三月、堀内村（最上郡）に三箇所の御田地水林〔註一五四〕あり、雜木に栗を混ぜり。二四一一―二三（寶暦）年代、金山郷中田村（最上郡金山町内）御林中に數多の水林〔註一五五〕あり。二四五四（寛政六）年十月、角川村（同郡）より村方持分の雜木立水林山堺〔註一五六〕を書上げ、二四九一（天保二）年三月、角澤村添郷蘆澤村（同郡稻舟村内）より、同村柏木山を家中町方の者薪取の爲伐採せるを以て水不足となり、仕付けに支障を生ぜるにより、同所を御田地水林に編入し、且制札の下附〔註一五七〕あらんことを願出で、同年九月藩は之を許せり。二五二三（文久三）年七月、鳥越村（同郡稻舟村内）より雜木水林取立に付御判紙を願出〔註一五八〕て許され、二五二四（元治元）年二月、領内御林中に金山郷谷地澤（同郡金山町附近）水林及下谷地郷湯野澤村水林山其他數多〔註一五九〕のものあり。二五三一（明治四）年二月、鳥越村内南澤・外南澤（同郡稻舟村内）に同村呑用水竝苗代掛り御田地用水の爲立置ける雜木水林に對し、村願により先年下附せる御判紙の文字不明となりしを以て書換〔註一六〇〕へ、同年十一月、同村大山守等より御判紙水林を願出〔註一六一〕てたるものあり。明治維新となり官山取調書上中、

羽前國

新庄藩ノ水林御田地水林

呑用水竝苗代掛リ御田地用水林

水林御判紙

水林山

前記水林以外尚同村字山神澤・千との澤・大森山等を、水源の澤として保存〔註一六二〕すべきものとせり。

羽前國
米澤藩ノ水林山守入山及採枝禁止ノ札書

米澤藩

二三一六（明暦二）年四月、日損ありし北條郷（米澤市の北方）用水の爲、吉野川の水上小瀧村（羽前國東置賜郡吉野村内）澤内に新林を仕立てゝ水林とし、山守四人を置き、入山及枝採を禁ずるの札書を同山守に渡して保護〔註一六三〕せしめ、二三四四（貞享元）年二月、同上水御林に反則者を出したるが、下萩・上萩兩村（吉野村内）の仲人より詫書を山守に提出せしめて内濟〔註一六四〕とし、同年四月、同上山守扶持として一人に付一人扶持を、水下廿三箇村に割付ありしが、取立困難の次第〔註一六五〕あり、二三五六（元祿九）年五月、山守扶持として御藏米の支給を願出〔註一六六〕てたり。同年六月、川原澤村（西置賜郡西根村内）の不動瀧よりアママチ澤迄の間を水林〔註一六七〕とし、二三五九（元祿一二）年六月、藩は岩倉（南置賜郡中津川村内）外六箇村に對し、山出入に付『水林之儀は、主〻（ぬし）も不レ剪ニ取立申筈ニ候、水林と名付、勝手之者計剪申儀は不ニ相成一候、薪伐申義ニ候はゝ入合ニ薪取可レ申候、水林は先年御改ニ、地付之水林は書出し置候外ニ水林は無レ之筈ニ候、古來御定ヲ破り猥ニ可レ仕心入之者ニは申上、急度可レ被ニ仰付一候付、度々我儘成書付等出申間敷候、爲ニ後日一仍如レ件』〔註一六八〕と申渡し、二三七一（正德元）年九月、手野子村澤ノ入（西置賜郡豐川村内）水林に付爭議ありしを以て御取上ケ山〔註一六九〕となれるものあり。二四四一―八（天明）年代の御林中に、奥田村シバレ澤其他四拾數箇所の水林〔註一七〇〕あり、概して雜木立のものに係れり。

入會薪取地付之水林
御取上ゲ山

（備考）二四五二（寛政四）年七月、米澤藩の諸問に對し、黒井某は『松林は水も出ぬものゝ由に候得共、毛無し山ニハ勝り可レ申哉』〔註一七一〕と上陳して、松も水源涵養上多少の效あるべきを言明せり。

藩ノ令達
谷ノ左右三四間ハ伐ラズ刈ラズ
水林禁伐ノ村定

二四六二（享和二）年九月、藩は領内一般に令達して『山澤に水を生するは、澤々谷々の木茂り、草榮へに有レ之候間、御用材の御林を始め、諸士其外傳來の山々竝村々の入合山或は地付主付の山といへとも、谷の左右三四間通り渇地迄、鉞は勿論鎌迄も、向後一切入れ間敷、御國民の爲伐らす刈らす、草木を茂らせ候樣被ニ仰出一候事』となし、大に水源涵養林の增殖を圖れり。二四七七（文化一四）年二月、上屋地村（南置賜郡中津川村内）折立澤百姓等は、同澤水林竝地附山共に分山となせし際『水林之儀者、往古ゟ叓物一切入不レ申、古木大木立込、折立澤一式之田地用水林ニ立來申所、此度地田懸分山ニ仕候上ハ、末々山刀鐏入間舖段被ニ仰付一、一村中奉レ畏候、萬一地主之者壹本たりとも伐取候者、旱魃之年幷其身田地ゟ懸渡不レ申、旱損地ニ罷成候共、御檢地御當等奉ニ願上一間舖候』〔註一七二〕と定め、二五一三（嘉永六）年六月、袋ケ澤（西置賜郡添川村方面）御林は、年增盛木し水も彌々加はりしを以て、水下村民より今回特に同林を水林とせられたしと願出で聞屆けられしに付、關係村民一同より十分に之を保護し、盜伐は勿論決して麁末せざる旨の請書を、同村三役中へ提出〔註一七三〕せり。二五一九

袋ケ澤水林

⑥鷹山公正記

（安政六）年正月、小瀧村水御林中の古木拂に際しても、買人より松・山漆は勿論若立木を伐採せざる旨の請書〔註一七四〕を徴して保育に努め、二五二二（文久二）年八月、御林守頭・御林横目より、往古以來大切にし來れる上玉庭村（南置賜郡玉庭村内）水林雜木等を書上〔註一七五〕げたり。

羽前國

幕府領

幕府領ノ水林

二四八〇（文政三）年六月、村山郡大沼村（西村山郡大谷村内）[1]五人組頭連署して大沼山大行院に對し、五人組前書たる公儀以下の諸法度を遵守せんことを條約せる中に『水林之義は、自分自分之林足共（タリ）、水上之木ハ猥に伐取間敷』旨を記せり。

岩代國

會津藩及同藩預り地

會津藩ノ用水水林制札

二三一〇（慶安三）年、先領主蒲生氏時代の舊制に倣ひ、小沼（耶麻郡熊倉村内）鹽川（同郡鹽川町）兩組の内深澤外六箇村用水水林山に制札〔註一七六〕を建てたるが、二三七五（正德五）年十月、幕府よりの預地藤生村（南會津郡荒海村内）百姓林中用水の爲先規より立置きたる雜木林を書上〔註一七七〕げしめ、二四〇三（寛保三）年三月、小沼・鹽川兩組の内深澤外六箇村用水水林山を山奉行支配とし、古例通り再び草木禁採の制札〔註一七八〕を建て、二四〇四（延享元）年五月、御目付役柳田市郎右衞門は、存寄書中に『鹽崎新田小沼組金森七箇村の用水雜木林は、先封より被二立置一不レ入之山二候、用水迄之雜木林とは乍レ申、水不足の場所は、雜木植立繁茂致候へ

柳田市郎右衞門存寄書

①編年西村山郡史巻之六

ハ、冬中地中の水氣其木に吸上、夏に至り表へ發し雨露と相成、枝葉に滴積候て、終に澤合等へ流出、山下村々之用水に相成事故、用水不便利之地へハ、必す雜木林等立置候事、和漢共に地力を盡し候定理に有レ之候』〔註一七九・一八〇〕云々と上陳し、同月藩は該用水雜木林を不入の山と稱して保護を嚴にせり。二四二五（明和二）年十一月、鹽澤村（南會津郡伊北村内）の如き村定中に『二ケ年之旱魃ニ付、水林之義、小鹽澤入藏前抽間澤二ケ所、上瀧・栃ノ上・古屋敷澤入老ノ峯、當年より水林ニ相定メ申候、猥リニ切候ハヽ、金貳分之過料ニ相定申候』〔註一八一〕云々とし、二四三四（安永三）年四月、再び同樣の規約〔註一八二〕をなし、其保育に努めたり。

不入ノ山

鹽澤村々定

（備考）二四四九―六〇（寛政）年代、會津藩の失名氏著官要志中に『山々諸木繁茂スレハ、山氣深ク雲霧ヲ生シ、水干共ニ宜敷』〔註一八三〕と記せり。

養水栗林

二五〇六（弘化三）年二月、坂下（河沼郡坂下町）牛澤（同郡若宮村内）青津（同郡廣瀬村内）三箇組村々養水栗林あり、同林保護に付永年勤續して功ありたる堰守を賞〔註一八四〕せり。二五三〇（明治三）年二月、耶麻郡吹屋村（山郷村内）等は各其水林を書上〔註一八五〕げたり。

（備考）二五四一（明治一四）年、福島縣に於て編纂したる舊會津藩の山林法則〔註一八六〕中水林に付、次の如く記し其取扱方を明にせり。

一、水林ノ最緊要ナル場所ハ、枯枝ヲモ取ル可ラサル三奉行連署ノ標札ヲ掲示シテ嚴重ニ保護シタリ。

三奉行トハ町奉行・郡奉行・公事奉行ヲイフ、山奉行ハ三奉行ノ下班ニ列ス、故ニ三奉行ノ名ヲ署シタルハ、最重大ナル意ヲ示スモノナリシト云フ。

一、水林ト雖其場所ニヨリ、城中普請ノ爲メニ臨時伐木ノ事アリシカ、其後ニ植付ヲ爲サヽリキ。

一、水林ヲ、溜井敷修繕等ノ節、拔伐ニ拂下タルコトアリ、去レモ其後ニ補植ヲ爲サシメス、蓋シ後世法ノ弛ミタルニヨルモノナルヘシ。

一、水林ノ保護林ハ、枯槁スルモ尙伐採セス、倒レタル者ハ、止ムヲ得ス拂下タルコトアリ。

一、平常ノ取締ハ官林ト異ナルコトナシト雖、多クハ村方ニテ保護シ來レリ。

一、水林ノ木ノ種類ハ、松・杉・檜・橡（一ニ櫪ニ作ルはるト訓ス）栗・欅・榎等ナリキ。

而して當時の水源涵養林の段別・稅額等を擧ぐること左の如し。

水源涵養林（昔時みづはやし）

一、凡反別七町五反七畝廿歩　　大沼郡

此ケ所一ケ所　但一町歩ニ付地價二圓廿七錢四厘六毛

此地價金十七圓廿三錢四厘

此地租金四十三錢

風除・水源涵養・雪止林（昔時なだれどめ）

一、凡反別六十二町八反三畝廿八歩　　耶麻郡

此ケ所五十九ケ所　但一町歩ニ付地價二圓一錢七厘九毛

此地價金百二十六圓八十錢四厘

此地租金三圓十七錢二厘

岩代國　二本松藩ノ内山

二本松藩

二三〇三（寛永二〇）年五月、丹羽左京大夫入國（安達郡・信夫郡の一部）の際、水源涵養に必要あるを內山として、其伐採を禁（註一八七）ぜるものあり。

磐城國　中村藩ノ水源涵養林藩ノ令達

中村藩

二四八三（文政六）年五月、①今村秀興は『諺曰山林茂レハ則無二旱魃之憂一、且深シ河海ヲ多ク魚鼈ヲ、然ルニ則一擧有二三益一矣』と上書せるが、二四九九（天保一〇）年十二月に至り、藩②は『天明凶作以來兎角水旱、夫のみならす度々不作、自然ト人力不足之場も可レ有レ之候得共、近來之樣子を以而勘辨致候得は、全く天性とは乍レ申近頃別而時化風雨之損毛多く、尤茂雷氣ニ而時候天變致し、寒暖定りなく、夏中雷雨少し、古と相違致し不順なると間々有レ之候、然ル所古語ニ茂山林茂れは旱魃之憂なく、且ツ海沙深くなり、隨而漁も有レ之、又雷も掛ルと申す事なり（中略）山林之爲め、水不足之憂なく、川を深くし、雷の掛ると申も疑なきこと相見候、依レ之猶山林繁茂之御趣意專ら御執行（中略）內鄕は勿論山中たりとも、水落東流相成候場所は、御領分中普請材木薪之外、何れの澤にても伐木嚴重に御停止』と布告して、水源涵養等の目的を達する爲に山林の繁茂を圖れり。

（備考）二四九〇―五〇三（天保）年代、同藩の紺野③文太左衛門上書中に『全體松は土を乾し、寒氣を塞き候木からにて、水理の爲に不レ宜、水氣を求るには雜木に如くはなしと申候、依而上は山中、中里共に重もに雜木を立、海邊は松木なるへし』と記せり。

①②③福島縣林政紀要藩政篇

（二）東海地方

（備考）一三二一―三二（寛文）年代、①山鹿素行は『水の生ずること、その本山谷に出るもの也、山は地の陽なり、陽は陰の伏する所なるかゆへに、地脈至て盛にして地氣甚大なり、氣の至る所水隨て登るかゆへに、草木の露したゝり、地氣に水上りて泉流こゝに出つ』と言ひ、一三八一（享保六）年、幕府の吏田②中丘隅右衛門は『諸國の川と、古へより水勢の枯たる事を論する多し、山中の大木次第に伐盡したるによると、先哲前に評有、此說も可ならんか』と述べて、水源の涵養上山中に於て大木保存の必要なるを是認し、一三九六（元文元）年、幕臣③蓑笠之助豐昌は、其著書中に『そも〳〵山は草木の茂によつて雲を起し雨を降し、五穀を生して國家の人民を養ひ、山の德の尊きことといふはかりなし（中略）山に草木なくしては、雲雨を起す便なく、剩雨降るときは、山の土石を谷川へ押出し、川床高く成、川水土砂へしみて、常は用水不足し、少出水すれは洪水と成て流來り、里方山方ともに、水難の憂となりぬ』と記し、又一四〇八―一〇（寛延）年代、幕府の御勘定所詰たりし④谷本猶右衛門（名敎、字南洲子）は、其著書中に『檞山は水持よし』と記せり。

松平定信老中心得ノ一條

幕府領

一四四八（天明八）年十月、幕府の老中松平越中守定信（樂翁）は、將軍の命により撰したる老中心得拾九箇條中『山しけり候樣、川深く相成候樣、國々究民少く、古田荒れ不レ申、戸口ハ減し不レ申樣心を盡すへき事』（註一八八）と記し、又同年代定信は其著書中『山つき川かるゝは亡國の兆といへり、山は木ふかく、川は水の深きこそよけれ』（註一八九）と載せ、水源涵養は國家の盛衰に關係あるを示せり。

一四八三（文政六）年二月、甲斐國都留郡（南都留郡）小明見（明見村內）大明見（同上）新倉（瑞穗村內）下吉田（同上）新屋（福地村內）松山（同上）上吉田（同上）の各村名主等は、山中村（中野村內）御林內新開の是非に付、谷村役所（谷村町）の下問に對し『山中村御領御林之內五十町歩程新開仕度、內野村（忍野村內）源左衞門願に付、私共故障有無御糺を受けしを以て場所見屆けしに、私共七箇村用水の水元は、山中湖水御林尻より出水いたし、右水は御林立木の勢氣によるものなるを以て、右立木を伐るときは減水を保し難く、萬一減水のときあらば田畑用水に差支ふべきにより、同所新開は中止せしめられ度』（取意）と答申（註一九〇）せるは、深く同地方の實況に鑑み、池水と共に流水の涵養にも必要なる事となせるを認むるを得べし。一四九六（天保七）年、代官山本大膳は、其所管內村々の五人組前書（註一九一）中に『村々入會竝百姓立林に、大木等生茂り、村內竝近村之用水潤澤いたし候處、右大材等伐出後用水不足いたし致二難義一候趣粗相聞、山林生茂り有レ之ば、用水潤澤いたし、川々へ土砂石押出さず、水旱之憂無レ之趣、自今以後、右體之於二山林一材木伐出し候者、村役人共用水潤澤差支有無糺之上訴出、差圖請伐取可レ申事』と記し、大木保存方を遵守せしめたり。

用水水元ハ御林立木ノ勢氣ニヨル

大木保存

（備考）一四九七（天保八）年二月、東都の秋田⑤十七郎は其著書中に『用水に用ふる川筋にある山林、伐木いたすは勘辨あるへき事なり、伐木いたす時は、夏に至り水不足する事あり、其譯は夕立の懸る場も夕立なく、第一夕立なくては、田畑のためにあしく、又山林に竹木なきときは、大雨の節土砂押出し、川床高くなりて用水の懸りよろしからす』と記し、山林と夕立等との關係に及べり。尙年月不明なるも幕府地方役心得の一節に『用水の障に成二おいては、山林伐盡事差二留之一』と記せり。

①山鹿語類民政上　②民間省要上編卷之三　③農家慣行卷下　④縣令須知　⑤秋田十七郎成法地方大租稅之部　⑥新撰憲法秘鑑卷之九　⑦算法地方大全

呑水田方用水御立林

二五〇五(弘化二)年七月、幕府は甲斐國巨摩郡上笹尾村(北巨摩郡篠尾村内)大瀧權現社續きの百姓持林を買上げ、其地代と木價との手當金を山主に支拂ひ、之を御立林(註一九二)とせり、蓋し水源を伐木せば水氣減少し、同村外三箇村の呑水・田方用水の水源を失ひ、村々難澁の基たるを考慮したる結果に外ならず。二五一五(安政二)年正月、幕府の御林方は、御勘定奉行宛提出したる伺書中に『關東筋村々御林、近年兩丸竝內海御臺場御普請其外引續多分之御用材伐出、御買上木等も多分有レ之候に付、近在は勿論遠國迄も木品拂底に相成候趣、就而者山水(ヤマミヅ)にて仕付候耕地抔者、木薄に隨ひ用水乏敷、自然作方江も抱り候哉に相聞』と述べ、關東地方が濫伐の爲田地用水の次第に減少したるの實況に及び、伐採跡地の植付・手入方に付指揮を仰ぎ、幕府は二五一八(安政五)年六月、其造林の實行に付指示(註一九三)する所ありたり。

木薄ニ隨ヒ用水乏シ

常陸國

水戸藩ノ水源山

上野宮村藤左衞門ノ植林

水戸藩

二五一五(安政二)年九月、水戸藩郡奉行高橋多一郎は、久慈郡上野宮村(黒澤村内)の農藤左衞門に與へたる書狀中に『祖々父藤左衞門、明和年間、遠州秋葉の社ニ詣り、老杉蓊鬱たるを見て感に堪ず、歸來杉數萬株を植と云、今をさる事、實に九十餘年、されは今七八尺廻りの良木千百餘本もあり、子孫往々その業を繼き今已ニ五萬有餘の數に及ふと云、其功績感稱するに餘あり、夫山林伐盡時は、水源水涸レ雲雨を起すの便りを失ひ、耕作の妨となるよ

八溝山

し、古へ識者の戒る事ならすや、況や八溝山は久慈の水源なり、今より數百年後祖々父藤左衞門の績を忘れす、子孫相繼て猶植立、此山中十餘萬の數になしたらんには、國家何の幸か是にしかむ』(註一九四)として八溝山の植立を賞し、同(安政二)年十月、藩は其令達中『溜池・泉上、木立無場處ハ、常葉木植立候ハヽ、水分も相通し、往々用水も保ち宜候間、是又村仕法ニ植立候樣、最も松ハ水を損し候ものゝ由に候間、杉・檜・櫻等之類、其他相應之木植立候樣可レ致候』とし、松以外の杉・檜等の植林を奬勵(註一九五)せり。

藩ノ令達

松ハ水ヲ損ズ

常陸國

笠間藩ノ水源植立

笠間藩

二五〇一(天保一二)年四月、藩は條々(㊀)を以て『昔より申傳にも、山に大木なきときは、洪水の恐れあり、又日照の時も水掛惡く相成候て、百姓難儀に及候間、山に木を仕立て候事は、何より肝要のこと』とし、水源滴養を以て殖林の第一義となし、同年代其造林上の功著しき者に苗字帶刀を免して奬勵の一法とせり。

伊勢國

川瀨助右衞門ノ植林

桑名藩

二四一一―二三(寶曆)年代、員辨郡二ノ瀨村(十社村内)川瀨助右衞門は、該地方山林が、往古より雜木の天然生に委しありしを以て、用材缺乏せるのみならず、田地用水不十分となりしを憂ひ、自己所有地內の嶮岨なる溪間數箇所を選み、松・杉・檜五萬本の植付を了して功(註一九六)あり、二五四二(明治一五)年山林共進會より五等を追賞せられたり。

(三) 北陸地方

越後國 田地用水林ノ制札

幕府領（會津藩預地）

二二八七（寛永四）年七月、蒲原郡（北蒲原郡）赤谷村古城カノコ澤を、田地用水の爲林立つるの制札を建て、草木の伐採を禁止〔註一九七〕せり。

越後國 用水林禁伐

沼津藩領

二三七六―九五（享保）年代、蒲原郡中川新村（中蒲原郡川東村内）等に用水林を建てゝ、禁伐としたるものありしとは、二五一五（安政二）年六月、同村外四箇村より同郡菅出村（川東村内）に係る不法出入濟口證文中『北澤用水の儀は、享保度御裁許御書下に、右山伐木致候ては、用水不ニ引足一候ニ付、相手七ヶ村の者共山入伐木御差止に相成候（中略）蟹澤山の儀は、山手米相納來儀に付、新反別一町歩は、當時用水林に相定』と記しあるに見て明かなり。

越後國 猿毛御立林

高田藩

二四〇三（寛保三）年五月、頸城郡猿毛（中頸城郡黒川村内）御立林の高田藩領となり、同藩に於て炭燒の議起るや、米山川水惣代等より『猿毛御立林ハ、深山故往古より人倫之通路茂難レ成嶮岨ニ而木立茂り候ニ付、谷々出水有レ之、勿論年内雪積り深々、翌年消候節ハ、林下日陰ニ而、谷々之雪六・七月中迄連々與消候故、出水間斷無ニ御座一候付、往古頸城郡左之村々御田地開發之節、養水ハ右御立林谷々流水を以開發仕候以來（コノカ）夕、是迄養水無ニ遅滞一、御田地耕作仕

御田地養ヒ水元

（中略）何百年以前より御立林ニ被ニ仰付一候哉御田地養ひ水元ニ付、右場所百姓控ニ被ニ仰付一候而ハ、末々ニ至、木立伐盡水元斷絶仕候ニ付、御吟味之上古來御立林ニ被ニ仰付一候與申傳來り候（中略）右御林燒炭ニ被ニ仰付一候而ハ、大雨之節水堤之木立無ニ御座一、急滿水と罷成、土石押出、御田地ニ入、御損地ニ罷成、旱之節ハ林之木蔭無ニ御座一候ニ付、早速地渇キ雪消候儀茂用水以前三・四月中迄ニ消拂、出水茂右ニ准シ不足仕候付、村々御田地旱損荒及ニ亡所一、御百姓永退轉仕候儀顯然ニ而、何共迷惑至極仕候間、高田御役所ニ右之趣被ニ仰達一、是迄之通御立林ニ被ニ成下一度』との訴願を提出〔註一九八〕せるが、其木立茂りある時は、谷々の雪消も六七月迄に徐々として到り、用水不足なきも、林を伐採して木蔭なくば、雪消も早くして三四月迄に流れ去り、用水の必要季に出水不足すべしとせるは、今日と雖一考すべき事なるべし。二四四七（天明七）年二月、出雲崎役所（三島郡出雲崎町）宛、米山川水下惣代百木村（中頸城郡下黒川村内）三郎左衛門等より、御田地用水元たる猿毛御立林の禁伐に付更に訴願〔註一九九〕するところあり、大に本林の保存に努めたり。

木蔭ナクバ雪消早シ

（備考）年代不明なるも、越後國頸城郡（中頸城郡）荒井下組西野谷村（矢代村内）は、從來農間炭燒を以て相續き、村方持山等追々と伐盡し、稼方差支となりしを以て、小前百姓等は村方持山内に水野尾として立て來れる場所を之に充てむとなせし際、願書中に『前々御田地少水ニ及候而難澁仕候得共、拾ケ年之間名立谷請山仕候ゝ水野尾立候得ハ、御田地日燒と茂不ニ相成一、猶又水下之儀茂近年矢城川ゟ六月ニ相成候而茂水多分有レ之候間、御田地之御爲すゑ（ゼ）ニ茂可ニ相成一事ニ御座候間差留置候』〔註二〇〇〕と記せり。

佐渡國新御林制札

幕府領

二三五五（元祿八）年三月、幕府は佐渡國に於る新御林拾四箇所に制札を建て『此新御林速に苗木を植立、御林茂り候樣ニ可レ仕候（中略）木立有レ之所ハ用水も不足なきものニ候』〔註二〇〇〕と記して水源涵養に付警告を與へ、本林の保育を圖れり。

越中國・能登國・加賀國ノ内金澤藩ノ水持林

金澤藩

二四七一（文化八）年二月、金澤藩定檢地所は『往古ハ山々之木蔭相茂り申候ニ付、雪解申義も程能、大雨御座候而も、水たもち、一時ニ出水仕義も稀ニ而、第一川中筋水通も宜敷御座候ニ付□少ク、夫故御入用銀高おのつから少銀之樣ニ承傳申候』〔註二〇二〕と記し、二四九九（天保一〇）年四月、同藩覺書中に『用水之義ハ、古田餘り水を以相養可レ申候、又ハ人々持山ゟ出水ニ而養可レ申候』〔註二〇三〕とし、二五〇一（天保一二）年、加賀國能美郡中宮村領奥山に於て、御算用場の令達に基き木呂を伐出さんとせし際、古來同奥山を伐木せば風雨時ならずとの申傳ありしに鑑み、白山社に於て、諸民の爲の伐木なるが故に不時の變無からんとを祈〔註二〇四〕れるは衞生的林系にも記載せるが、是れ氣候の調節と共に水源をも涵養し、旱損の被害なからしめんとの信念によれるに外ならず。二五〇五（弘化二）年三月、能登國鳳至郡時國村（町野村内）役人竝百姓共ゟ申渡之覺書中『時國村岩倉寺義（中略）右論所山は水持に而宮林之振に候條、損木等伐木いたし度儀有レ之候ハヽ、村方申談、雙方より才許十村ゟ相斷、指圖

奥山伐木ノ爲ノ祈願

水持林ノ伐採制限

可レ請候、右水持林下苅之義は、岩倉寺薪用迄ゟ用捨ニ置候條、其通可ニ相心附一候、但し水持林與申は、用水同樣之譯ニ候得は、雙方申爭候譯ニ而は無レ之、追而改作奉行時國村江出役いたし、是より是は水持林與見極（中略）右繪圖面出來之上は、岩倉寺竝村方江公事場より可ニ相渡一候條、相渡候は丶繪圖面通可ニ相心得一候』〔註二〇五・二〇六〕とし、水持林は用水同樣と認め、枯損木と雖其伐採を制限し、下刈の如き僅に岩倉寺にのみ之を許せり。二五二八（明治元）年十一月、能登國羽咋郡寶達山（北莊村内）字北谷等一山内にて新開を願出でたる者ありし際、北川尻（北大海村内）荻谷（樋川村内）菅原（南邑知村内）羽咋（羽咋町内）高田（富來町内）高畠（鹿島郡御祖村内）の十村役等其調査を命ぜられ、該答申書中に『山下村々御田地養水之源ニ而、寶曆年中洪水之節、山崩出谷ニ石砂馳込、谷淺ク相成、其後之洪水ニ茂山崩等仕、連々出水乏敷御座候故、僅之日照ニも旱損仕、御難題之筋不レ少』〔註二〇七〕と記し、同山を以て御田地養水の源として新開に反對せり。二五三〇（明治三）年三月、加越能三國開拓企畫の際、御林等は入札拂とせしが、水持雪持風除に關係を有する分は、特に除外〔註二〇八〕して存置せり。

御田地養水ノ源

越前國福井藩御田地用水林坂谷郷村村約定

福井藩

二二九一（寬永八）年五月、大野郡に於る福井藩の坂谷郷（坂谷村）伏石外拾六箇村連判にて『一①坂谷は奥山谷近く候て旱魃に水無く、田地干損に罷成候ニ付先年ゟ法度之事、一奥山にて切畠レ不レ被レ仕之事、一同山にて鍛冶炭にても燒不レ申事、一里にて畠山野山にゟらす

① 福井縣大野郡坂谷五箇村誌

堀田不レ被レ仕之事』と法度を定め『右之相定にて御座候得は、此頃は村々に少々づゝ畠山野に依らす堀田幷用水仕候に付、干損に罷成り候間、御前帳之内の畠も其外山野堀田仕候所の村々穿鑿仕、御檢地以來の堀田共畠は畠、山野は野、先年ゟ有來り候如くに可レ仕候』と約定したるが、其後同郷は福井・勝山・郡上の三藩領と分れ、郷内十七箇村の用水は、堂島河内・湯谷河内・六呂師河内三谷出水にて養ひ來り、其中本郷用水と云ふは六呂師水流谷川より出で、此用水のみにて七箇村の田方へ灌漑し居れるに付、炎天の時は日損あるを免れず、然るに此度六呂師村（坂谷村字南六呂師）の内盜人ケ原竝に御所ケ原の山の平を新田繩打せられたりと聞ける松丸・石谷等の關係各村民は『古來ゟ坂谷惣郷申合、奥山にて切畑・燒炭不レ仕、山も水出申候樣に相守申筈證文御座候』とて、二三五四（元祿七）年十月、右取止の訴狀を提出したり。

山方御法

二四八一（文政四）年、藩は『山林之義は偏に薪材之益而已にあらず、田畠養水の多少・水旱の災等も專ら山林之榮枯に相與り、甚重き次第』なりとて、山方御法（註二〇九）を令達せり。

越前國

大虫大神明山ノ山割

鯖江藩

二三〇二（寛永一九）年四月、丹生郡上大虫・下大虫・四目・高森（以上大虫村内）の四村は、水源涵養の爲大虫大神明山の山割を行ひ、四箇村約定の證文を調製せり、該證文の前書に『四ケ村氏子一同入會勝手ニ刈伐仕候而立木等は生立不レ申、柴草惣山剪同樣ニ有レ之候所、谷々

①福井縣大野郡坂谷五箇村誌

流水乏敷、御田地用水不足ニ付而村々相談し候は、立木生立無レ之故、雨露之潤ひを受け候義も無レ之、且地中之水氣を吸ひ上け候も成り兼候、流水出兼候而、用水ニ差支難澁ニ付、寛永十九年村々山割符致し、第一山剪を村々相定、其餘は家高ニ應し持山相定め、薪等は成丈ケ山剪ニ而刈取、持山之分ハ以來立木生立候樣致し、御田地用水ニ指支無レ之樣ニ可レ仕と、一同御神前へ寄り參り、神□を捧け神前御闇ニて譯け割り申候』とし、山割の趣意（註二一〇）を明かにせるは全國に於ても稀に觀る例なり。二五二九（明治二）年三月、丹生郡高森及上下四目（大虫村内）三箇村より御田地用水の儀に付藩民事方役所に訴狀を差出（註二一一）したるが、右三箇村は古來其持山竝に隣接せる岡部下總守領分同郡上下大虫村（大虫村内）持山都合五箇村山奥谷よりの出水を以て、上大虫村地内にて堰立てたる宇宮井用水により田地を養ひ來れる處、近來上大虫村にて頻に開田を行ふに付、右三箇村は僅の旱にも用水に不足を來し難澁一方ならざるを以て、新規開田を差止められたしと云ふに在り、藩にては隣藩と折衝し立會實査の上、今後上大虫村に於て新田開發を行はざること、既成新田の用水は他の用水を以て之に充て、或は掘拔又は天水を用ひ、宮井用水は一滴も引入れず、同用水に些の支障も及ぼさしめざることゝして雙方連印の規定書を作製し事濟となれり。

新田開發差止

越前國用水障リ山林禁伐

幕府領

二四九〇―五一一九（天保―安政）年代、越前國幕領に於ては、用水障りになる山林の伐盡を

禁止し、假令山札銀を出せる箇所と雖、木山の木を伐盡すに於ては、用水自ら不足すべきを以て、札銀を免除し、鎌刈下草の類をも採取せしめざること〔註二一二〕とせり。

（四）東山地方

上野國

前橋藩

二四七七（文化一四）年十月、前橋藩内赤城山南表圍立木出入の件に付、勢多郡上増田村（木瀬村内）引合拾九箇村總代より、女淵村（粕川村内）板橋村（新里村内）外二拾八箇村總代へ宛てたる一札によれば『圍立木境之義、字小俣東西大穴入迄境ニて御用水立木と相心得候』〔註二一三〕とあり。二五二七（慶應三）年三月、稻葉美濃守領分同郡柏倉村（宮城村内）、小笠原六五郎知行所同郡鼻毛石村（宮城村内）、堀田攝津守領分同郡苗ケ島村（宮城村内）各名主の間に『當國赤城山南表之儀は、往古ゟ谷水潤行之村々、田方爲ニ用水一大切成御圍立木之地ニ而御座候處、中奥（興カ）度三夜澤社人御朱印地林續與申、外澤谷峰横領致候ニ付、組村百三拾餘ケ相談之上御公訴奉ニ願上、則御裁許繪圖面頂戴仕、現在野付三ケ村ニ而年番ニ預り申候事』とて、字梨木澤にて運上炭を燒出し伐木するは、自然出水不足の因となるを以て之を禁じ、南溪は以前の如く御圍地たるべき事、及湯之澤に於る薪伐取も亦用水に支障あるを以て薪伐場境を定め、外山澤々は先年の通御圍たるべき事〔註二一四〕を議定せり。

二五一六（安政三）年、赤城山（勢多郡）下原野數千町歩に亙りて、山麓村々常に田方の用水缺乏し、年々旱損と野火の害とに苦みしを以て、此年前橋町外四拾二箇村（前橋市及其附近）の惣代飯島猶右衛門外四拾九名の者、初めて村落の頭部に位する箇所に松・杉・檜を植樹〔註二一五〕し、藩亦大に之を援け、七ケ年にして功を奏せり。爾來野火歇み、成林に伴ひて漸次水源を增加し、用水の不足を見ざるに至れりと云ふ。二五四二（明治一五）年二月に至り、山林共進會は其功に對して四等を追賞せり。

飯島猶右衛門外四拾九名ノ植林

藩ノ令達

二五二八（明治元）年十二月、藩は『當國之義は西北に大山有レ之、藪澤之出水利根大川をなし、村里耕作之用水實ニ可レ尊之天幸ニ有レ之、就レ中赤城・榛名之廣野は、御領中跨り秣刈取は勿論、農家有益之兩山ニ有レ之候處、何もの之所業ニ有レ之哉、冬春野火を起し候ゟ草木之生立を失ひ、野火無レ之連年生蕃候ハヽ、自然ニ水氣を含、谷々之水も流增し、村々旱損之患ひも無レ之』とて、燒野は天財を破るに等しとなし、自今野火を付けたる者は嚴罰に處すべき旨〔註二一六〕を達したり。

燒野ハ天財ヲ破ル

飛驒國

幕府領

二三八六（享保一一）年二月、高山代官所宛、久々野郷宮村（大野郡）字山下の百姓等より、水持林伐採者制止方を願出でたる書中『御田地用水之儀、御地頭樣御代より、字やきやう谷・戸洞谷・せきすい谷、則此三洞之谷水ニ而御田地養來り申候、依レ之此三洞之木草之義は、拙者共御田地之水持林ニ有來り所持仕來り申候ニ付、少々林銀等も上納仕來り申候（中略）然

水持林

處ニ四年以前寅之年、山下之百姓共持山ゟ猥入(中略)拙者共控之水持林を伐取申候、依レ之拙者共伐しと潰ニ罷成候』〔註二一七〕とて、用水は水持林により生ぜるものなることを述べたり。

信濃國

松代藩

二四〇二(寛保二)年七月、大洪水あり、被害地域の村民等は、之が原因を森林の繁茂にありとし、藩に請ひて城南なる西條山(埴科郡)を伐採し盡し、遂に禿兀たらしめたりしが、爾後秣場と化し、田地用水次第に減少〔註二一八〕するに至りしを以て、再び同山植付の必要を痛感し、二五〇六(弘化三)年、藩より同山造林の特命を下せしも、村民之に應ずる者なかりし〔註二一八〕により、二五〇九(嘉永二)年、重臣恩田頼母の實査となり、大に村民を諭示したる結果、同山よりの遠近に從ひて植樹區域を二箇所に分ち、各戸數に割賦して杉・檜・柏等を植付けしめ、二・三年にして杉のみにても拾萬本に達せり〔註二一八〕と云ふ。洪水の原因を森林に歸せしが如きは、全國に於ても稀有の例に屬す。

西條山ノ伐採

信濃國

善光寺領

二四六八(文化五)年正月、善光寺領箱①清水村(長野市内)より同寺役所に對し『御山花岡平幷御林、近年藪松夥敷生茂り候故、出水近年相細り、當村方呑水・苗間等ニ差支、甚以難澁至極仕候』とて、右の場所伐取刈拂方を願出でたり。

藪松茂リ田水細ル

近江國

膳所藩

同藩山奉行隷卒加藤九藏は、二四二九(明和六)年以來領内各所に杉・檜の栽植〔註二一九〕に盡力し、二四三四(安永三)年、苗木植付方に任ぜられ、領民を誘導して大に功あり、二四五四(寛政六)年三月、賞を賜ひ、越えて二四六八(文化五)年、藩は木碑を建てゝ之を表彰せり。是れ該植林によりて水源を涵養し、新田を開發するに至れるを嘉みせるものなり。尚二五四二(明治一五)年、山林共進會も亦四等を追賞〔註二二〇〕せり。

加藤九藏杉檜ノ植林

二四七八―八九(文政)年代、滋賀郡中ノ庄村(膳所町内)莊兵衞(馬杉氏)、久しき以前より櫟の栽植に努力〔註二二一〕したりしが、同年代龍門村(栗太郡大石村内)所在の裸山林に力を注ぎ、其後孫莊太郎亦祖父の志を紹ぎ、二五二八―三七(明治元―一〇)年代、林相全く回復し、水源の涵渇を見ざるに至れり。二五四二(明治一五)年、山林共進會は莊太郎に四等を追賞せり。

中ノ庄村莊兵衞櫟ノ栽植

(五) 畿内地方

畿内諸國

近畿諸藩

二三四四(貞享元)年八月、淀川・大和川の水源に對し、近畿拾一諸侯をして樹木を蕃殖せし〔註二二二〕めたるは、其主たる目的土砂扞止に存せりと雖、又水源涵養の效をも收めんとしたるに在るは言を俟たず。

淀川大和川水源ノ植林

(備考) 二三四九(元禄二)年十二月、若林利朝は、大坂に於て序せる著書(註二二三)中に『原野ニ水來ル事ナク廣々タルニハ松・杉・雜樹ヲ栽ベシ』又『松木木□キニ出水ナカルベシ、元來出水アルモトトマ□也、コレ小松茂ルニ□ナルベ

シ、故ニ池ノ邊、アルヒ□山滴ヲ用ル所ニハ松植ヘカラズト也、雜木ハ水ニ障ナシ、中ニモ杉・柏・檜ハ松ニヒトシカルベシト也』とし、又『男マツ生ル山ニハ水少シアルベシ、□シテ女松山ニハ水ナキモノ也』と記せり。一三五六(元祿九)年宮崎安貞は、京都に於てせる著書中に『禿山は水持よし』『水少き山などに松を植立れば、水をすい上、土地かはき水あしよはく、次第に瘠地となるべし、田に水を取山にて水多からぬ所ならは、必松を植るべからず』と記せり。

淀川水源ノ禁伐

二五三三(明治六)年、淀川の水源なる近江國栗太・甲賀兩郡の山林を悉く禁伐林(註二二四)とせるも、亦同じく水源滴養の爲なりしなるべし。

山城國

日下部彦之丞檜杉ノ植林

禁裏御料

二三九六―四〇〇(元文)年代、清瀧川の水源なる葛野郡小野村(小野郷村内)字岩谷等山地に、同村日下部彦之丞、檜・杉を試植したる以來、毎年丹波國桑田郡辻村(北桑田郡山國村内)方面より三年生苗拾萬本を買入れ、爾後數代に亙りて植栽に努め、其成林(註二二五)と共に水源を滴養し、併せて土砂をも扞止せるを以て、二五四二(明治一五)年、山林共進會は四等を追賞して其功を表彰せり。

和泉國

原文平松ノ植林

岸和田藩

日根郡(泉南郡)久保村(熊取村内)字高田山は、從來無立木にして田地用水十分ならざりしを以て、小谷村(熊取村内)原文平は、二五〇四(弘化元)年より同山に松を植始め、遂に三拾八萬餘本(註二二六)に及び、村民亦之に倣ふ者あり、其成林に伴ひ用水常に餘りありて旱損の害なきに至り、二五四二(明治一五)年、山林共進會は五等を追賞せり。

(六) 山陰地方

但馬國

片岡治左衞門桂杉ノ植林

幕府領

二四六八(文化五)年、養父郡出合村(關宮村内)片岡治左衞門は、水氣の吸收最も多しとて水源に特に桂樹を植ゑ、次で杉を植付(註二二七)く、山林共進會は五等を追賞せり。

因幡國

水持林

鳥取藩

二五二一(文久元)年十月、岩井郡恩志村(岩美郡本庄村内)に、山添御田地渴水の場所水持(註二二八)として、先年より木草を立置きたる箇所あり。

出雲國

大木ハ水泗ヲ冷却セシム

松江藩

二五一三(嘉永六)年八月、仁多郡川内村(三澤村内)大吉鐵鑛を中絕し、殘立木伐盡し方に付藩よりの諮問に對する田部長右衞門外一名の答申中『同所澤山、數十年來立籠候ニ付大木ニ相成、小炭ニ燒取候儀出來不レ仕、たとへ入用相加へ、親木は根たをし爲レ致候迚、枝木之外小炭ニ不ニ相成一不レ少失費有レ之、大木ハ都而山ニ殘し置候樣相成、何れ大炭ニ燒取不レ申而ハ伐盡し之手段無ニ御座一甚以難澁仕候、右殘木伐盡し候得ハ、第一御田地ゟ冷水懸り相凌且ハ人別大炭燒木竝ニ鐵穴流し方或ハ繩こも莚等仕出し、男女共稼仕候處鑪中絕ニ相成候而ハ、細民共稼を失ひ』(註二二九)とありて、澗葉樹の大木存置は水溫を冷却せしめ、用水として不適當なるを述べ、又二五二七(慶應三)年八月、吉田村(飯石郡)梅木草山(梅木奥)之儀に付、

前記田部よりの願出書中『御田地緣より先年之草山へ立木立置候分ハ、都而伐取、杉戸免同様、田緣より草山ニ相成候へハ、近邊ニ而攘草刈入候樣相成、就而ハ冷水之憂相凌、御田地出精地直り茂出來可レ申』〔註二三〇〕として、前記に對する實例を擧げたり。

（七）山陽地方

播磨國村有山ヲ御立山トス

幕府一橋領

二三七六―九五（享保）年代、多可郡內鄕ノ瀨村（日野村內）は、村方用水として村有山の一部を御立山に編入せられんことを願出でゝ許され、爾後御林同樣の取扱〔註二三一〕を受けて明治維新に及べるものあり。

備前國熊山

岡山藩

二三一七（明曆三）年、和氣郡熊山（熊山村）の禿裸となりしを留山に編入し、其後漸次繁茂〔註二三二〕するに從ひ旱損も止みたるを以て、二三二八（寬文八）年二月、郡奉行より松・栗・樫以外の雜木を近村薪用に拂下げ、山荒を防ぎて本林助長の議を上申〔註二三三〕せり。

（備考）二三四四―七（貞享ノ年代、①②③熊澤蕃山は『春雨・五月雨は、天地氣化の雨に候、六七月の間には氣化の雨はまれにして、夕立を以て田畠を養へり、夕立は、山川の神氣のよく雲を出し、雨をおこすによれり、山は木ある時は、神氣盛んなり、木なきときは神氣おとろへて、雲雨をおこすへきちからすくなし』と論じ、又『松檜竝雜木、山々に多き時は、夏は神氣盛になりて、夕立たび〳〵すへけれは、池なくとも日損なかるへし』とせるは、世間周知のことにし

①集義外書刱簡　②集義外書脫論　③大學或問

て、岡山藩に於ても、斯の說多少は行はれたるなるべし。

安藝國堀江典膳上書

廣島藩

二四六九（文化六）年十月、堀江典膳の上書中〔註二三三〕『浦邊島方ハ、年々別而人多ナリテ、山々ヲ伐盡、山上迄モ畑ニ致故、樹木一毛モナケレハ、夏メニ奧筋ハ、時々夕方（立）イタシ候へ共、浦邊島方ハイツモ耗損ニ至ル事、其筈ノ事也』と云へるに對し、藩主淺野侯は『山方樹木生立之儀迂遠之樣ニ候得とも、精々心寄せ候ハヽ、永年之爲不レ少厚可ニ申談一候』と贊詞せり。

（八）南海地方

阿波國八多村用水林ノ制札

用水水增ノ上申

德島藩

二二八六（寬永三）年六月、勝浦郡八多村（多家良村內）宮谷・殿林・犬飼に、用水林の爲藩主忠鎭の名を記せる禁札〔註二三四〕を建てたるが、現に水利組合に於て其禁札を保存せり。二三六九（寶永六）年九月、①那賀郡深瀨村（加茂谷村內）庄屋より用水水增の儀に付上申したる覺書中『深瀨村用水小谷掛に而御座候故、先年より水不丈夫御座候所、此節者水筋も違申候哉少日照ニも早切水仕、立毛存儘生不レ申、年々日損仕候（中略）右切水仕儀、先年は山へ草木も相應生相、谷々又者水出所へ日指薄御座候而、近年は淺山に罷成申、水出所へ日指も直指込、草木薄成申歟、六七日とも照申候得は、山々乾強御座候に付、切水仕儀と奉レ存候、依レ

①御大典記念阿波藩民政資料下卷

肥草山等ノ内ヲ御林トス

之百姓共申談、得心之上奉二願上一候者、當村肥草山・牛飼野山之内に而（中略）大圖六拾町程御座候、御林に被レ爲二仰付一候は、連々は用水丈夫可レ成哉と奉レ存候』とし、翌年正月之を許されたり。卽ち同村に於ては、水出所の草木を伐採して淺山となせし爲、日光の直射を受くるのみならず、水を貯ふる力を失ひ、六七日の日照にも減水するの事例を言明せり。

（備考）年代不明なるも德島藩の某は、①時勢變遷に關する演述中『山林深欝ならされは流水淺し、又暴水の患有と聞り、されは良材と成へき物を始、其他精々植付候事』と記せり。

土佐國

私ノ水持山ヲ禁ズ

高知藩

二五〇三（天保一四）年十二月、村々にて無年貢地へ無願を以て竹木を林立て、私に水持山等と唱へ來れるものありしを禁止〔註二三五〕したり。

伊豫國

宇和島藩

二四一七（寶曆七）年十一月、川原淵組村（北宇和郡明治村内）より、御山の内伐荒しの爲水出減少し、田方用水不足となりしに付、同山の鍛冶炭燒中止を願出でゝ聽屆〔註二三六〕けられ、二四八八（文政二一）年九月、長月村（南宇和郡御莊村内）より、同村は渴水の場所なるを以て、近年御手山となりたる帆柱尾御山竝ほぼ藪を村方受所水持山とせられ度と願出でたるが、藩は同村の水持山に障らざるやう取扱ふこととして願書を却下〔註二三七〕せり。二五〇七（弘化四）年九月、長月村は、同村帆柱尾西分御山村方用水山を所方へ下され度旨〔註二三八〕再び願出で

水持山

村方用水山

①御大典記念阿波藩民政資料上卷

たり。二五一三（嘉永六）年四月、上槇村（北宇和郡御槇村カ）は、願によりかゝりや御山箇所を五ケ年間、所方水持山に立置くこととなれるの故を以て、受銀の上納〔註二三九〕を命ぜられたり。

（備考）二三七一―九五（正德―享保）年代、伊豫國松山の①大月履軒は、其著書中『領内の山をうけさせ悉く切盡、山に木芽なければ、雨のたまり多く、山に大分水をふくむ』と記せり。又二五二七（慶應三）年、同國大洲（喜多郡大洲町）の②矢野玄道は、其著書中『民間ニハ一寸地タリトモ間地無ク、山林ヲ誅鋤伐開候樣相成、深林大麓モ果候テ、自然ト水源ハ枯乾テ、聊ノ旱魃ニモ苦ミ、且砂土ヲ流出候テ江河ノ運漕ニ難澁仕候』と記せり。

（九）西海地方

豐前國

水ノ源ヘ山

小倉藩

二五二九（明治二）年四月、仲津郡（京都郡）奉行和田正修は『夫樹は水の氣を聚む、水の源は山にして、山に樹盡れは水も亦涸る理なれは、自然旱魃の患無にしもあらねと茂、是迄山方之備乏けれは、其策施し難し』〔註二四〇〕と述べて、水源滌養林の設置に努めたるが、二五三四（明治七）年六月、官林箇所取調に際し、水源滌養に係るものは總て之を存置し、企救郡上富野村（小倉市内）字内ケ畑・上貫村（曾根村内）字權現山〔註二四一〕の如き其一部に屬せり。其他年月不明なるも、同郡北方村（企救町内）雨付山も亦同種のものなりしが如し。

雨付山

豐後國

幕府領（日田）

二四〇一（寬保元）年、日田代官所（日田郡日田町字隈）令達中『用水之障ニ成ニおゐては、山林伐

①燕居偶筆卷下　②獻芹詹語

山林伐盡ハ差留

盡事差ニ留之ニ、但山札銀出レ之、立木雖ニ伐採來ニ、山之木伐盡候而ハ麓之用水おのつから不足ニ成類ハ、札銀免レ之、鎌刈下草之類外ハ禁レ之』〔註二四二〕と規定せり。

豐後國

臼杵藩

留水山
井水御山

二三四八（元祿元）年十一月、大野郡持丸村（田野村内）竹邊村（同上）の百姓等の口論此月和解したるを以て、山出入を許されたる留水山〔註二四三〕あり。二四四〇（安永九）年十月、長原井水御山の松生育の爲、來春枝打を許され度しとて、其名持たる大分郡大塔村（戸次町内）等より願〔註二四四〕を出せり。二四九二（天保三）年、海部郡（北海部郡）丹生原村（丹生村内）に井水山〔註二四五〕ありしを記され、二五二六（慶應二）年五月、南北大庄屋より、從來代官支配なりし井水山林を、鄕中限りの引受とせられ度しと内願〔註二四六〕せり。

（備考）二五二〇（萬延元）年頃、福岡藩の失名氏は『國ノ本ハ農ナリ、農ノ元ハ山ナリ、唐土ニテ雨ヲ祈ルニハ先山ニ祈ル、山ハ水ノ源ナレハ、其元ヲ本トスレハ雨降ノ道理有レ之由也』又『山林立茂ラハ、常住ニ濕ヲ保チ、河水根ツヨク、日テリニモ乾ク事ナク、大雨降リテモ、其雨ヲ木ノ葉ニ受テスルトニ流レ出サルニヨリ、洪水俄ニ出テ、土手塘田地民家ヲ破ル事ナシ、田地ヲ養ウ水モ、木ノ葉ヨリ流レ落ル水ナレハ、田地ノコヤシトナルモノナリ、其ノ德マタ盡スヘカラス』〔註二四七〕と說けり。

肥前國

佐賀藩

藩ノ令達

二四三二（安永元）年九月、令達中『近年來、山木立薄所より水氣を含兼、其上切替畑を差免、土砂を動し候故、雨毎に洗下、谷々之潤盡、常水少相成事候、依レ之開作切替畠等容易ニ不ニ差免ニ、材木を不ニ切荒ニ藏入配分共、竹木他領ニ不ニ差出ニ、山々茂り候樣之仕組、山奉行ニ申付候條、水行彼是後年之憂無レ之樣可ニ申談ニ候』〔註二四八〕と記して、水源滌養に付大に施設する所ありしが、二四八〇（文政三）年八月、伊萬里鄕今岳村（西松浦郡大坪村内）之内屋敷野分より『田地作水用堤床之儀も纔ニ而、天水扨亦御山出水當作仕來候、然所近年至而出水手寡ク、當年も潤勝ニ御座候得者、降雨之砌計ニ而、二三五日も照續候得者水流相絕、右ニ付我々御預り雜木立畝方凡一丁位も可レ有ニ御座ニ哉、到而古木・うげ木ニ而皆以辻枯之樣相成飛々ニ相立居候、葉下ニ者若木迚も可ニ相立ニ樣無レ之、朽木故ニ歟右之次第ニ付、御伐替村方御仕拂被ニ渡下ニ、跡御仕立ニ被ニ仰付ニ被レ下度、新立ニ相成候上者、格別之出水ニも可ニ相成ニと奉レ存候ニ付、其通被ニ仰付ニ於レ被レ下者、御蔭百姓中作水者不レ及ニ申上ニ、日用をも相懸可レ申』とて御山伐替〔註二四九〕を願出で、二四九九（天保一〇）年三月に至り、伊萬里鄕大川内村（西松浦郡）より『田方作水之義、御山々樫其外之諸木手寡相成候故歟、近年よりは、水勢薄相成候、纔之照續ニ而も出水不レ叶、旱損勝仕義ニ御座候、惣而ハ松木ハ自然與水氣相塞候由、往古より申傳候、然處今般御山方御仕組ニ付、同村之頓高山裏通り水口へ松木御仕立ニ相成候由ニ御座候得者、彌增水勢相衰可レ申與迷惑至極奉レ存候（中略）矢張是迄通、雜木山御仕立被ニ仰付ニ被レ下候道者有ニ御座ニ間敷哉』と陳情し、樫等伐採增加の爲出水減少の事例に徵し、且松は水氣を塞ぐとの申傳へに鑑みて、水源に松を植付くることの不可なるを力說〔註二五〇〕せり。二五〇

古木等伐替願

松ハ水氣ヲ塞グ

雜木仕立

御山方ノ達

六(弘化三)年九月、同郷中之原村(同郡松浦村内)より、大川内山雜木立薪用に拂下を願出で、其切跡を松仕立とするときは、出水自然手少となり作方差支となるべきにより、雜木仕立とせられたしと申添(註二五一)へたり。二五〇七(弘化四)年十一月、御山方達中『一體御山繁茂之義ハ、御國體ニ相懸候處、終年相荒候故にて候哉、出水寡、川々水勢乏しく耕作の支ニも相成由相聞、山氣之盛衰は樹木繁茂ニ相懸、水除之事に付、荒否之場所無レ之通、奥山内共一般仕立方專用候樣』(註二五二)とせり。

肥前國

本城山ノ惡木伐採モ中止

鹿島藩

二四三五(安永四)年四月、鹿島藩にては、本城山の惡木を伐取るにあらざれば杉植立に支障ありとの議あるに對し『奥山筋諸木懸不レ申候得者、御私領川々ゟ夏向水保不レ申』とて、右惡木伐取中止方(註二五三)を山方役所へ達したり。

肥前國

祇園川上ノ植林ト堺水

小城藩

二四七四―五(文化一一―一二)年代、小城領岩藏谷(小城郡小城町内)より流出する祇園川の上部裸禿の箇所を選びて植林し、最も山燒に注意(註二五四)せしが、爾後兩三年にして木立ち、二十年後の二四九四(天保五)年頃には、三四尺廻りの雜木生茂り、水も以前よりは漸次增加して耕作の利便を得るに至れりと云へり。

肥前國

神代藩(南高來郡神代村)

奥山御林ハ禁伐

二四六四―七七(文化)年代、里山御林の稍繁茂するに至れるを以て、特殊の用材に限り少量を伐採せしめたるも、奥山御林中水源滴養に關係あるは、一切禁伐を續行(註二五五)することゝせり。

肥後國

(備考)　二三七九(享保四)年、①西川求林齋は其著書中『水木は山澤の精氣なるを、山を伐あらし、池澤をうづむたぐひ、かならず國の凶事を招くなり』と述べたり。

熊本藩

(備考)　二三八九(享保一四)年、藩の儒臣②太宰春臺は其著書中に『山ニ木アレハ必水アリ、又山ニ水アレハ、山下ニ水澤有テ、其處ノ田地ヲ養フ、山ニ木ナケレハ必水ナシ、水生レ木ニテ、木ハ水ヲ得テ生スル物ナル故ニ、既ニ生シテハ、又木中ニ水ヲ含ム、母ノ氣ヲ具ル也、故ニ山ノ木ヲ伐盡セハ、山ノ水氣盡テ、山下ノ川澤必枯ルヽナリ、川澤枯ルレハ田ヲ作ルヘキ樣ナシ、地カラ盡ストイフコトヲ惡ク心得テ、山林ヲ伐盡サハ大ナル害ヲ招クヘシ』と記せり。

大矢御林

木原才次

二四五三(寬政五)年(一本ニハ寬政六年トアリ)上益城郡下名連石(名連川村内)御所(同上)鶴ケ田(朝日村内)川口(同上)四村の大矢御山へ杉檜の大植付(註二五六)を始む。是れ同山は二三六四―七五(寶永―正德)年代、林政解弛の際、濫伐と野火燒との爲草野と變じ、下流諸村連年旱損を被むるに至れるを以て、矢部手永御山支配役木原才次之が挽回を謀り、前年來試植の結果、愈愈此年より每歲拾萬本の植挿に著手することゝなれるものなり。當時郡方奉行は覺書を以て『矢部手永(上益城郡朝日村方面)、山林繁茂ニ隨ひ、自然與雲霧之氣盛ニ相成、寒霜相募り、田方之さたち强く、逐年秣かしき難澁之由ニ付而は、乃意之書附被ニ相達置一候、水源繁暢は、

①百姓囊卷五　②經濟錄卷五

其手永之見通シ迄ニ而無レ之、他御郡ニ障り不レ輕事ニ而、大矢御仕立ニ付而は、元水相增、新井手懸りニ而は、餘計之上畝物茂出來いたし、近十年旱損之患茂免レ不ニ容易一儀ニ候處、大矢附之村々次第ニ勸農ニ基キ、草場難澁之次第等は相違茂無レ之、其上場廣大矢杉・檜御仕立之場所、萱薄ヶ交、第一野火入之累有レ之、場廣之ヶ所かたち切茂居兼、折角御仕立之御山片附兼候を、向後御仕立より片□り野火入を防、御山床取堅メ候仕法、御惣庄屋・御山支配役申渡、委細相達候通』(註二五七)と矢部御山支配役に達し、拾ヶ年計畫を以て下大谷の肥沃地八拾町歩に杉・檜を仕立て、其餘地には野火入を禁じて秣萱場となし、上大矢凡四千四百五拾町歩の內には、萱・薄・雜木立等の箇所を除き、一圓に杉・檜特に櫻檜を百萬本、其內七拾五萬本に對し夫錢等を支給し、二拾五萬本は村方出夫を以て仕立つることゝなし、尙本事業終了後引續き拾ヶ年間に、杉・檜百萬本を仕立つることゝなし、更に輪地際拾間內外に竹木等を立てゝ火除に備ふる等、十分の注意を以てせしめ、二四六九(文化六)年迄に百卅萬本を造林したり。爾後成林と共に水利を加へたるも、才次は全く業を終るに至らずして病歿せり。其子才九郎等亡父の遺志を繼ぎ、遂に功を奏したるを以て、二四七六(文化一三)年七月、郡方奉行は本林內字道山寺に碑を建てゝ之を表彰(註二五八)し、二五四二(明治一五)年、山林共進會は五等を追賞せり。

木原才九郎

大屋繁茂ノ記碑

清水御山

御船川の水源なる同郡邊田見村(御船町內)上田代村(七瀧村內)の清水御山(註二五九)は、往古より草原となり、每歲盛夏水勢衰へ、下流の各村旱損を憂ふること久しきを以て、御山支配役光永直次は、郡奉行と謀り、二四七五(文化一二)年植林の業を起し、二五〇七(弘化四)年迄に二百四拾萬本の多きに達したるが老を以て退き、其子直治之を繼續して、二五二七(慶應三)年業を竣ふ。明治維新後五拾萬本餘の杉・檜翁蔚として林立し、淵源滾々として盡きず、下流の水勢年々加はれり。二五四二(明治一五)年、山林共進會は五等を追賞せり。

光永直次

光永直治

深葉御山

坂梨順左衞門等覺書

二四八三(文政六)年九月、內牧手永在住の坂梨順左衞門等より、菊池阿蘇兩郡の水源なる阿蘇郡內牧手永湯浦(內牧町內)狩尾(尾ヶ石村內)兩村掛りの深葉山①植付の件を開申せる覺書(註二六〇)中『深葉御山之儀は、往昔一圓之木立ニ而、夥敷繁茂仕居候由之處、七十年已前(寶曆三年)ニ炭燒竝木地之者等入込候由ニ而漸々荒ニ相成り、其已後峯尾平向等は、年々野火ニ燒亡仕(中略)然處右之菊地川水源ニ而、玉名山鹿(麓)ニ懸、御田地養水ニも相成申候所柄ニ御座候間、右之通及レ荒申候而は、川筋旱損之患不レ少被ニ思召上一』と前言し、十ヶ年計畫を以て凡三千町歩に杉・檜を植付くるの圖面及入目積書を添付し、特に火災防備等の爲同山附近に一小部落を開くことの必要を具申せり。藩は之を容れて、二五〇〇(天保一一)年七月、實行に著手し、遂に其目的を達せり。

和仁山

瀨上林右衞門

二四八四(文政七)年、玉名郡南關(南關町)御山支配役瀨上林右衞門は、同郡和仁②山に植林を始め、二四八九(文政一二)年迄に良木の種苗を蒔植すること一百餘萬本、約百五拾町歩に及び、

①②肥後藩林政沿革史稿

和仁山石碑

大に水源を涵養し、南手永下和仁・吉地（以上春富村内）野田・大田黒（以上神尾村内）の郷々にかゝる萬頃の田地を養ふ水の源を成すに至れるを以て、二五二三（文久三）年八月、大山祇神靈を一本の松に齋ひ鎭め、瀨上の像を石に刻みて、獻燈〔註二六一〕のことありたり。

二四九三（天保四）年二月、久住（クヂウ）手永（豐後國直入郡久住町）御山々先年（文化三年）以來仕立たる中に、中江村（阿蘇郡波野村内）内水尻天神社小前預御藪へ水源增の爲、杉穗九千本の仕立〔註二六二〕を書上ぐ。

（備考）二四九四（天保五）年、同藩の南部長恒は其著書中に、樹山の五德として『水多く出て常に減らす』〔註二六三〕と云へり。

肥後國

人吉藩ノ水上山又立山

井川杉

人吉藩

年代不明なるも人吉藩に於る水源涵養林〔註二六四〕は、古來之を水上山又は立山と稱し、立木の良否大小となく、一切禁伐とせるものにして、土砂扞止の目的をも兼ねたり。又井川杉と稱するものあり、田地用水の水口又は溜池等の傍に挿付け、飲水・田地用水の干損等を免るゝ爲、田主に於て仕立てたるものなりとの口碑あるも詳かならず。

薩摩國・日向國

藩ノ令達

松茂リハ出水無シ

差杉

鹿兒島藩

二三一〇（慶安三）年二月、藩は竹木定の中に『御城山之外ニ松餘り茂候へ者出水無レ之由其聞得候者、右樣成所有レ之候はゝ、田地之障ニ罷成候はゝ、其所之噯竹木奉行以ニ相談一可レ被レ爲レ伐候』〔註二六五〕とし、二三九〇（享保一五）年十月、差杉の儀〔註二六六〕は、田地用水の爲とも成るに付、山奉行をして郡奉行と協議の上取計はしめ、二四五一（寛政三）年二月、都城牟禮野牧廢止の議あり、其半地は新開せしめ、岡平の竹立場所等は用水山〔註二六七〕として立置くことゝせり。

用水山

（備考）二四六四（文化元）年、同藩の曾槃[1]等は其著書中に『凡は山を伐あらすときは、水氣を鎭かたく、水涌陵崩れ、川を淺くし田を埋む、且山川の精氣にて水を昇せ、雨を降し、田地も潤ひ和つくものなれは、荒たる山には、樹竹を植しむれは、拾餘年の後より水患なし』と說けり。

對馬國

陶山庄右衞門下知

嚴原藩

二三八四（享保九）年正月、郡奉行陶山庄右衞門（名存、字士通又鈍翁、訥庵）は、其下知書中に『木をきりあけたるところおほけれは、木の葉に雨をふくむことすくなくして、にわか水いで、是又田畑の水損をまし、山に木のしげりたる所すくなけれは、山氣薄く夕立の雨まれにして田畠の旱損をまし』〔註二六八〕と云ひ、水源涵養林の成立に付て力を盡せり。

（備考）二三八七（享保一二）年、陶山庄右衞門は其著書中[2]『木庭作を止め、山林を養ひて水氣を增し田方を廣め』と記し、又『谷川の左右三十間宛の地にも眞櫧の種子を植しめ、いつまでも伐り取らざるにおいては、川筋に水氣のつよく成れるにて、田に用ゆる水に不足なく、田になるへき畠は、段々と田にする利あらん』と述べ、二四二四—三一（明和）年代、同藩の老職松浦暢守[3]も、其著書中に『山木ヲ伐ル事ヲ被レ禁候ヘハ、溪谷之間、水絕ヘ不レ申、畠ヲ田ト成スニ便アラン』と記せり。

①成形圖說　②農業輯要　③桂川問答

口　池水涵養林

上古大和の池堤に竹を植ゑたるは既に記述せし所にして、近世に入り、二三一八（萬治元）年五月、徳島藩は、阿波國板野郡南濱村（撫養　内）へ達したる法度中に、築溜堤に草木をはやすべき旨の箇條（註二六九）を設け、二三一九（萬治二）年二月、同藩は國中に令して、池堤に草木をはやさしむると（註二七〇）とせり。蓋し同國には深山少く、隨つて常時流るゝ河川少く、專ら溜池に用水（註二七一）を貯へて作毛を養ふに依り、最も池水の涵養を必要とし、其爲池堤に草木を繁茂せしめて、池水の充滿を期したるものなりと云ふ。

徳島藩溜堤ノ草木

（備考）　年代不明なるも、同藩阿波國阿波郡九そう谷村（土成村内）に池あり『水常ニたゝへて減る事なし、湧沸きはめておふしとそ、旱魃ある時、餘所の池はかるといへとも、此水は絶る事なしとなん、されは里人等常ニめて思ふ池なり（中略）水を蓄ふ所減しぬれは、下村らへ遠く灌き及すへき利益は多かるましく候はん、左れとも池水はいつも絶る事あらされは、常ニハかれぬと見ゆる葛生川にはあれとも、さする水行筋なれは、此池水川ニしたかひ、地中を流れ、まのあたりニハ見へされとも、潤深、御國下村々の田畝ニ遠く及ぬへく覺へ候しと老農の語りし也、さも有ぬへき事なるへし、按に、承和中、山田宿禰古嗣、阿波介たりし時築しといふ池ハ、卽是ならん歟、其創、小境なる山間一村のためニかク大なる池を穿へきニあらす、克山林繁茂し、水を蓄ふ事多く、其地高場ニありて、下萬頃の田ニ灌漑するの利ありしなるへし、千載の後今を見て、其利おほからすとも、古人創業の功をわするへきニあらす』（註二七二）と記せるものあり。

弘前藩溜池廻リ松柳植付

二三四四（貞享元）年三月、弘前藩は檢地仕様（註二七三）中に『日損の場有レ之、溜池なと堀ニ、右の場にてつき土ニ而水を引、池に水たまらすハ、右堀の廻り、松か柳を植て可レ然、水溜り申もの也』と規定して池水涵養の必要を示せるは、

十一月、庄内藩に於ても、郡奉行より堤守に達したる條中『堤の廻り近中、地形宜しき所に松・杉年々心掛植置可レ申候、右の杉・松植置候儘にては、そだち申間敷候間、小木の内は、冬中は添木仕置、夏中は下草からせ候て、そだつ候様に心掛』と令（註二七四）せり、是れ池堤の保存以外尚松杉により水氣の涵養を目的としたるものなるは明かなり。二四二五（明和二）年十一月、幕府領なる出羽國田川郡大山村（羽前國西田川郡大山町）名主等より、大山役所宛『大山御林之儀、古來より雜木立、反別六拾四町九反三畝歩、此木數千九百四拾一本、御林帳之通、前々より村方用水御林と書上來申候、一體土地惡敷雪國ニ而殊海邊近鹽風烈吹下候ニ付、節木曲木勝ニ而寸間延かね、御用等ニ相用候木品も無レ之、是迄御普請方等ニも伐出候義無ニ御座一、用水一通りニ立置候御林ニ御座候（中略）猪鹿不レ殘右御林ゟ入籠、別而近年ニ至下柴相茂り猪鹿夥敷發向仕、御田畑相荒、困窮之百姓相防可レ申様無ニ御座一（中略）右御林ゟ下柴鎌切之分年々苅取候様被ニ仰付一被ニ下置一度奉ニ願上一候、勿論右之通相茂候下柴御立被レ置候而者、御林木生立之障ニも相成可レ申奉レ存』と願出で、同役所は再應吟味せしに依り、同村は『右下柴年々苅拂候ハ、自猪鹿も入籠申間敷、縱入籠候而も狩取候義も相成可レ申候、尤用水御林之義御座候得共、下柴等苅取候而も用水之障ニハ決而相成申間敷奉レ存候、近年ニ相

庄内藩堤廻リ杉松植付

羽前國幕府領ノ用水御林

成、雪折風折蟲附倒木等御伐拂被ニ仰付一候得共、差而相障候義も無ニ御座一、勿論下柴苅拂候而も、猶々年々生立、却而古木林よりハ用水も相增可レ申』〔註二七五〕と申出てたるを以て、役所は之を大山村百姓に諮問したるに、二四二六(明和三)年、百姓等は『當村御林猪鹿多孕、田畑喰荒候ニ付、下苅取願差上候、依レ之被ニ仰聞一候者、是迄數拾年來其儘ニ而濟來候所、當年ニ限相願候義如何之差障有レ之候哉、殊下草苅取候者山内水氣薄く相成、連々旱損も可レ有レ之(中略)逸々御吟味御座候(中略)當御林下用水溜井貳ケ所御座候内、上溜井ハ御料大山村・砂押村・友江村(大山町内)御私領馬町村右四村組合ニ而古來より用水引來、下溜井之義ハ下川村ニ而用水引來、兩所共堤竝門堰等ハ自普請致來候、萬一下草苅取候故、右用水組合村々御田地實法不レ宜抔申上候百姓願出候ハヽ、私共何分と越度ニも可レ被ニ仰付一候(中略)一、下草苅取被ニ仰付一候ハヽ、(中略)御林立木枝葉等伐荒不レ申(中略)尤用水御林之義御座候得者、可ニ苅取一場所者隔年ニ相極、場所代々苅取候義ニ而、用水之障ニ者決而相成不レ申候義ニ御座候』と答申〔註二七六〕せり。二四七七(文化一四)年正月、大山村御林内の松樹を伐採して拂下げたるが、本町某より提出せる請書中『大山村御林之内ゟ近年松樹生長致し候故、自然と水氣薄く罷成、溜池水たゝへも不足ニ罷成、此上松樹生繁り候而は、益水不足ニ罷成、百姓料地之禍ニも罷成可レ申義ニ付、今度御相談之上松樹御伐取被レ成候事ニ罷成候ニ付、拙者共右松樹元伐御願奉ニ申上一』〔註二七七〕とあり、當時松樹を水源涵養上に效果なきものと認めたること

御林下用水溜井

松繁茂セバ水不足

と言を俟たず。

(備考)　二四六四(文化元)年、鹿兒島藩の曾槳①等は其著書中に『凡旱損の所は溜池を掘り築くべし、其地燥土にて、水を乾て、池に水のたまらざることあり、其場には堀に杉又は柳の木を植えて置けば、一兩年も過ぎて水おのつから溜るなり』と述べたり。

二四八三(文政六)年二月、幕府領たる甲斐國都留郡(南都留郡)上吉田(福地村内)下吉田(瑞穗村内)松山・新屋(以上福地村内)新倉(瑞穗村内)大明見・小明見(以上明見村内)七箇村は、谷村代官役所より諮問せる山中村(中野村内)御林の内五拾町歩新開竝惡水路堀の儀に付『私共七ケ村用水元之義者、右山中湖水御林尻より出水いたし候義ト奉レ存、立木伐拂萬一減水仕候テハ一統歎敷、私共村々之義、常體水不足之場所、度々出入におよひ、分水之場所ニ而減水有レ之候テハ田畑養水差支候義、何共安心難ニ相成一、殊ニ出水之場所主木伐拂減少いたし候樣成行候テハ難義仕』として異議の次第を答申〔註二七八〕せるは前に記せる如く、流水と共に池水の涵養をも顧慮せること明かなり。

甲斐國山中湖水

(備考)　二五一五(安政二)年十月、水戸藩の令達〔註二七九〕中に『溜池・泉上木立無場所ハ、常葉木植立候ハヽ、水分モ相通シ、往々用水モ保チ宜』と記せるは、是亦池水の涵養上效あることに及べるものなり。

根岸帶刀ノ植樹ト溜井

ハ　地下水涵養林

二二五〇(天正一八)年、根岸帶刀は、武藏國大里郡(埼玉縣)靑山村(吉見村内)に土著して開墾に

①成形圖說

從事せしが、當時同村は武藏野の北部に位し、丘岡起伏、地味磽瘠にして水利乏しく、禾穀登らざりしを以て、各所に樹木を栽培し、溜井を設けて灌漑の便(註二八〇)に供し、井を穿ちて飲水其用に足らしめ、竟に開墾の功を奏せるを以て、二五四二(明治一五)年、山林共進會は四等賞を追贈して表彰せり。

(備考)　二四六四(文化元)年、①曾槃等は共著書中『土地平にして瞰き田畯なとに、鎭守田ノ神なとの茂たる杜林そこそこにあらさる處は、炎天の頃は、地燥水涸て、上土を吹揚、作毛痛殺て取收へきものなく、大に苦しむことあり、古人の仕來たる事は、かゝる鑒もありたるなるへし、古人は畔のほとりへ桑・漆・茶・楮此四木を仕立て田の潤ヒを求め、猶渡世の助とせり』と記せり。

二　淨水涵養林

新壽用神水

二五〇〇(天保一一)年六月、金澤藩なる口郡邑知組一宮社家・一宮・瀧三箇村(能登國羽咋郡一ノ宮村内)入會地たる寺家山に於て、入會者某等と一宮村其他とより畑の新開を競願し、藩は一局部に試作を許せしが、之に對し一宮社家等は、一ノ宮御祈禱用神水の水上御林山に鍬入すれは、屎物等おのづから神水にも落流れ、穢になるものとして替地を申立てたるも許す所とならざりしを以て、再び上願して『右場所之內神水之穢ニ相成候ケ所與私共拜領之花松山與打替之義者御聞屆無ニ御座一候得共、神水之指障相成候ケ所者御指留被ニ仰渡一候段御算用場より被ニ仰渡一奉レ得ニ其意一候、就レ夫寺社家月番役之者、右一作被ニ仰付一候場所ゟ見分ニ遣候所、神水之穢ニ相成候所ゟ蕎麥時付居申候(中略)蕎麥たりとも神水之穢ニ相成候ケ所ゟ蒔付不レ申樣嚴重ニ被ニ仰渡一被レ下候樣』(註二八一)と懇請し、同年七月藩は穢となる部分の新開を停止せしむるに至れり。

官林規定ノ水源山林

而して本水源涵養林は明治維新となるも變更せらるゝことなく、二五三一(明治四)年七月、①民部省は官林規定を以て『一水源ノ山林、良材雜木ニ拘ハラス濫伐スヘカラス』と令達して其保存に努め、森林法制定せらるゝや保安林の一種とし、爾來全國保安林の大部分を占むるに至り、二五九一(昭和六)年度に於る水源涵養林は、箇所七五、〇〇五箇所、面積一、〇〇六、二八八町歩に達し、之を十年前に比するときは、箇所六、二六〇箇所、面積一六六、五五一町歩を增加せり。其內一萬町歩以上拾萬町歩以下の府縣中最大面積を有するは山形にして、山梨・岡山・福井・秋田之に次き、下りて石川・福島・富山・栃木等の順をなせり。

要約　之を要するに水源涵養林は、米を主食とする我帝國に於ては、國初より注意する所となり、田地の增加と共に次第に擴張せられしが、地方によりては、耕作季の降雨量の多少等によりても左右せられしなるべきを以て、田地面積の多き處必ずしも本林の面積多しと限らず、固より田地の擴張は、人口の增加及文化の進展に伴ひ、南方より北方に進みしを以て、本林も亦同一の徑路を辿りしは明かなりと雖、現今に於ては却て本林の、奥羽北陸等に多きを見るととなれり。是れ主として降水量に影響されたる外、尙本林に對し過重

①成形ゟ說

①官林規則

に土砂扞止・水害防備の用を兼ね負はしめたると否との結果なるが如し。而して本林は、概して官有なりしもの多く、時として地木代を交付して官有とし、或は民願により特に官有に編入したるものあり。然れども所により村方へ下附し又は村方の請所又は村有としたるもの、外、個人有とせるものなきにあらず。現今に在りても國有のもの約四割強あり、公有三割にして私有は二割強を示すに過ぎざるなり。又本林の設立は、從來存生せるを保育したるものなるが、人工を以て植付けたるもの亦尠しとせず。樹種は概して早くより松を以て最も不適當なりとして之を忌み、落葉濶葉樹特に雜木を以て最も佳良なりとせり。然れども常綠樹中樅は勿論、杉・檜を充用せる實例尠からず。時として松を混ぜるもの、或は杉檜雜木、或は松杉雜木の混淆せるものあり。尙所により松を以て無立木よりは有效なりとし、羅漢柏は效無きも柱は宜しとせるもあり。其作業法としては、一山を四五箇所に仕切りて一箇所を伐り、其伐跡の生立模樣によりて次の箇所に移るが如き、或は每年末に區域を分ち水源に障なきを輪伐するが如きあり。本林保護上の强制方法としては、原則として伐木・採草・採枝・入山・開墾・火入を禁止し、多くは制札を建てたりと雖、所により御留山として大木に限り保存せしめ、或は谷の左右三四間の入山を禁じ、或は鎌斧の携帶を許さず、下草の採取に付ても隔年にあらざれば刈取らしめざるものあり。是等の實行上、村一同より請書を村役人に提出せしめ、山割證文の取爲替、五人組前書に規定等をなさしめ、一面山守を配置し、藩の役人をして實況を檢分せしめ、又地元村より時々書上をなさしむるを例とし、境界には、境塚・境石を建てしめたるものあり。總て反則者に對しては、過料に處する等のことありしは勿論、其許可を得て伐木する場合に於ても、伐木本數に三倍乃至拾倍の償植を行はしめたるものあり。其奬勵方法としては、地木を其所方へ下附し、或は金員を給與し、或は又遣立林證文・御判紙を交付し、手拾ひの枯木枯枝其他鉈剪の下枝下草の採取を許し、又は低價を以て拂下げたり。造林又保護に付て功勞ありたる者には、苗字帶刀等の特典を以てしたるものあり。畢竟水源涵養林は、古來能く降雨を促し、雨水の流下を遲緩ならしめ、能く水滴を生じ、地濕の發散を妨ぐとの思想と經驗とによりて成立したるものにして、此間往々森林は冷かなる田地用水を供給するものとし、或は樹種により却て水源を涸渴せしむるものなりとする非認說なきにあらずと雖、未だ前記有效說を排除するに至らず。

註一【山林共進會報告履歷之部】○編者

註二【地方祕書】○弘前市新町岩見常三郎氏

註三【農地方覺書】○同上

註四【元祿十年日記】○弘前市津輕伯爵別邸

註五【元祿十六年日記】○同上

『六月三日

一郡奉行三人書付ニ而申立候者

小栗山之内

一外立田山　一ケ所

松木平村之内

一牛澤田山　二ケ所
稻荷澤田山

一大澤村立山　一ケ所

一石川村立山　一ケ所

一森山村立山　一ケ所

一八幡舘村立山　一ケ所

一大鰐村立山　一ケ所

一藏舘村立山　一ケ所

一長峰村立山　一ケ所

一苦木村立山　一ケ所

一乳井村田山　一ケ所

一藥師堂村田山　一ケ所

一沖舘村田山　一ケ所

一新舘村田山　一ケ所

一廣船村田山　一ケ所

一尾崎村田山　一ケ所

一淺瀨石立山　一ケ所

一高舘村田山　一ケ所

一中野村立山　一ケ所

一吉內村立山　一ケ所

一高屋敷村立山　一ケ所

一大釋迦村田山　一ケ所

王餘澤村之內

一强清水立山　一ケ所

大和澤之內

一中泊田山　一ケ所

一五所村立山　一ケ所

一紙漉澤立山　一ケ所

一水木在家立山　一ケ所

一相馬村田山　一ケ所

一宮地村立山　二ケ所

一兼平村立山　一ケ所

宮地村之內

一羽黑村田山　一ケ所

一新岡村立山　一ケ所

岩木山之内
一大黒澤田山　一ケ所
右同
一假橋澤後流澤田山　二ケ所
一中別所村立山　一ケ所
一大秋田山　一ケ所
一村市田山　一ケ所
一十面澤立山　一ケ所
合四拾三ケ所

右之所々、古來より用水田山並立山ニ御座候而、郡奉行支配仕、目繼之儀者村中又者山守申付、前々より諸事差圖仕、急成節用水普請方入用ひゆろ柴杭等拘者共より直差圖仕、其年寄々々より柚取仕せ、早速普請差支無レ之様ニ仕候、右田山之内大秋山之儀ハ、一尺五寸廻り以上雜木流木運木被ニ仰付一候、然處山本三郎左衞門申候者、山々之儀者不レ殘御山奉行支配御座候に付、右之通上御差紙之儀者御山奉行江御出し被レ成候儀與存候段申儀御座候、右申上候通り用水田山御座候故其段申上候、御差紙ハ拘者共江御出し被レ遊候、三郎左衞門申候通、右之田山立山共御山奉行支配御座候而用水堰川急成普請入用有レ之節差支申儀御座候間、向後拘者共より支配仕、御山奉行構無レ之様被ニ仰付一候様ニ與奉レ存候、若右之通難レ被ニ仰付一譯ニ御座候而、御山奉行支配片付申儀御座候而茂、急ニ用水堰川普請等御座候節者、拘者共より直諸色入用加取差紙出シ表ニ而山役人相改候様ニ被ニ仰付一度奉レ存候、且又野山等御山奉行立山ニ申付儀並明山御留山申付候儀、拘者共江不ニ相知一被ニ仰付一候而ハ所々より差支之場所茂御座候間、左様之所ハ御山奉行より被ニ申聞一候様ニ御沙汰奉レ願之旨就ニ申立候一、穀負江相ニ達之一、山奉行舘山善左衞門・山本三郎左衞門方江申遣候者、郡方ニ而致ニ支配一候所々田山並立山四拾三ケ所、尤野山等迄彌各御支配可レ被レ成候、郡方より用水堰川普請等之時分ハ、山役人江直ニ差紙郡奉行より遣可レ申候之間、遲々無レ之様ニ可ニ申付一候、且又立山・明山・立野等新規被ニ申付一候所者、其度々郡奉行江茂御申知せ可レ被レ成候、右之通申ニ遣之一

一右田山立山之儀ニ付、郡奉行江申遣候者、所々田山幷立山之儀各被ニ仰立一候、彌山奉行支配有レ之候、郡方より用水堰川普請等之儀、其節者山役人江直ニ差紙郡奉行より遣可レ申候間遲々無レ之様、且又立山・明山・立野等新規被ニ申付一候所ハ、其度々各江被ニ申談一候様ニ山奉行江申遣候間、左様御心得可レ被レ成候由申ニ遣之一

（中略）

六月八日

一舘山善左衞門・山本三郎左衞門覺書ニ而申立候者

一御郡方ニ而支配仕候所々田山並舘山四十三ケ所、尤野山等迄今度拘者共支配被ニ仰付一候、依レ之存寄申上候

一右田山並舘山四十三ケ所之山所相知不レ申候、御郡方江被ニ仰付一何組何村山勿論山守何村誰百姓役差引之譯共ニ帳目錄仕立拘者共江近日相渡候様被ニ仰付一度奉レ存候

一田山並舘山共ニ拘者共支配被ニ仰付一候譯、右山下村々御代官庄屋中江被ニ仰付一被レ下度、勿論御郡方支配之砌之通田山・舘山猥無レ之様被ニ仰渡一被レ下度奉レ存候

一野火御停止御僉議之儀者、前格之通御郡奉行より支配中江急度相守油斷不レ仕候様ニ夫々心得候様ニ此段被ニ仰渡一被レ下度奉レ存候

一御代官庄屋百姓共、田山・舘山・野山共不ニ相知一譯有レ之節、山奉行より尋申候ハ、無ニ差支一可ニ申談一旨被ニ仰渡一度奉レ存候

一用水堰川普請等之時分、山役人江直ニ差紙御郡奉行より遣レ申候間、遲々無レ之様可ニ申渡一之旨、今度拘者共江

被二仰付一候、田山之外御留山之分前度各様より御差紙到来仕候、此段著前格之通御差紙拘著共江可レ被レ下候、
田山之分ハ被二仰付一之通奉レ畏候
一笹山・明山・笹野等新規申付候處、其度々御郡奉行江茂爲レ知可レ申旨被二仰渡一候通り奉レ畏候
一松山・杉山・檜山此外雜木竹林等並當野ニ至迄新規ニ取立候節、拘者共江相知せ候樣ニ被二仰付一度奉レ存之旨申ニ
立之ニ
一右之通被二仰付一度奉レ願之旨申立候ニ付、數度江相達候而右申立書付之通可二申付一之旨長戸左衞門江申ニ渡之ニ
一後潟組・油川組堰根並橋洪水ニ而破損所御普請同、代官清野伊兵衞・齋藤九郎右衞門・薩苦奧右衞門申立候、左記レ
之
一新城村假橋村木、青蟲蟹田兩所之內有合候方ニ而受取候樣ニ可二申付一事、但御用木者無用之事
一同村假橋掛ケ、申內船越相應之船賃取候樣、尤船賃ハ一人荷數ニ而郡奉行より相定、諸人雜俵不レ仕樣義、一人
ニ三數可レ致、終日、萬右衞門江申ニ渡之ニ
一左關村清水村蓬田村新城村下堰共ニ五ケ所堰根普請之儀、植田水損可レ仕候之間見分申付、一日一人ニ付五合宛申
立之通り可二申付一事
右之通可二申付一之旨、郡奉行・勘定奉行江申ニ遣之ニ」

註一 【元祿十七年日記】 ○津輕伯爵別邸
註七 【享保五年日記】 ○同上
註八 【享保九年日記】 ○同上
註九 【享保十二年日記】 ○同上
註一〇 【享保十三年日記】 ○同上
註一一 【享保十九年日記】 ○同上
註一二 【農地方覺書】 ○岩見常三郎氏
註一三 【縣令心鑑】 ○同上
註一四 【練方賦勝覺書】 ○同上
註一五 【金木組川倉村田山仕立山書上帳】 ○弘前市石郷岡文吉氏
註一六 【尾崎組岸村田方用水反別仕分書上帳】 ○青森縣南津輕郡岩木村大字岩木區
註一七 【尾崎組岸村田山立仕立拘山相改書上帳】 ○同上
註一八 【樹藝通意】 ○青森縣中津輕郡西目屋村三上演助氏
註一九 【山方格帳】 ○津輕伯爵別邸
註二〇 【舊弘前藩山林制度ニ關スル書類】 ○青森縣廳
註二一 【營見聚】 ○弘前市弘前圖書館
註二二 【祕案考】 ○岩見常三郎氏
註二三 【古老祕傳集】 ○同上
註二四 【十文字諸事控帳】 ○青森縣南津輕郡山形村千葉伊治氏
註二五 【諸事控帳】 ○同上
註二六・二七 【巖手縣史料】 ○巖手縣廳
註二八 【奥州和賀郡澤內開闢之事】 ○巖手縣和賀郡澤內村黑澤善氏
註二九 【澤內年代記】 ○巖手縣和賀郡湯田村高橋熊雄氏
註三〇 【口上書を以申上事】 ○青森縣三戸郡留崎村小笠原嘉太郎氏
註三一 【三戸御代官所黑澤傳兵衞殿御預り御藏新田諸事覺書留帳】 ○同上

註三二【小笠原文書】○小笠原嘉文助氏

註三三【遺蹟文】○嚴手縣下閉伊郡小國村泉澤利三氏

註三四【八戶表傳記前後編類聚十】○嚴手縣上閉伊郡遠野町南部男爵家藏

註三五【午恐書付之以申上候事】○青森縣下北郡田名部町南部男爵家藏

註三六【紙漉重寶記】○嚴手縣上閉伊郡遠野町南部男爵家藏

註三七【紙漉重寶記】○嚴手縣上閉伊郡遠野町南部男爵家藏

註三八【北奥御用御留ノ條書留控帳】○嚴手縣下閉伊郡遠野町南部男爵家藏

註三九【秦蒙雜藏秘抄十】○嚴岡市新渡戶仙岳氏

註四〇【秦蒙雜藏秘抄】○嚴手縣下閉伊郡遠野町南部男爵家藏

註四一【秦蒙御用留三】○嚴岡市南部伯爵家藏

註四二【午恐書付を以奉願上事】○岡通寺

註四三【御留書拔】○南部伯爵家藏

註四四【覺】○小笠原嘉文助氏

註四五【御觸留】○南部伯爵家藏

註四六【御觸御出留】○南部伯爵家藏

註四七・四八【知行取用書】○岡通寺

註四八【雜書・御家秘御出】○南部伯爵家藏

註四九【奧澤內藏知行所奧澤御村御境書上】○青森縣上北郡十和田村役場

註五〇【山林雜記附記】○南部伯爵家藏

註五一【地方申送書】○青森縣廳

註五二【覺書を以申上候事】○嚴手縣西磐井郡藏王村佐藤榮助氏

註五三【御用留書上永定留】○仙臺市伊達伯爵家

註五四・五五【仙臺藩方式目】○仙臺市宮城圖書館

註五六【御下知留文頭書】○宮城縣廳

註五七【御留書野方御令條之內鹿原塚ノ澤用水御林改帳】○宮城縣加美郡小野田本鄉

註五八【加美郡小野田本鄉之內鹿原塚ノ澤用水御林改帳】○宮城縣加美郡小野田本鄉

註五九【日下文書】○宮城縣刈田郡福岡村千忠治郎氏

註六〇【仙臺領內圖】○宮城縣刈田郡白石町桑津文治氏

註六一【御用頭書】○宮城縣廳

註六二【舊仙臺藩出林制度問答筆記】○青森營林局

註六三【明治二年永代記】○山形市十日町口一治氏

註六四【下小阿仁谷村三木田御社】○秋田縣北秋田郡下小阿仁村根橋菊治氏

註六五【六郡木山方以來覺十六】○秋田營林局

註六六【享保十四年覺書】○秋田縣北秋田郡淺瀨村武田吉右衛門氏

註六七【武田文書】○同上

註六八【銅山木山方奮記覺】○秋田營林局

第七　鹽業的林系　一　水源涵養林

註七三【銅山木山方以來覺元】○秋田營林局
註七四【御礼林竝符入林有杉書上控帳】○武田吉衛門氏
註七五【六郡木山方以來覺帖二】秋田營林局
註七六・七七【秋田郡北内黒澤村雜木林書上帳控】○秋田縣北秋田郡七座村大川雄次氏
註七八・七九【銅山木山方以來覺元】○秋田營林局
註八〇【木山方日錄】○山口一治氏
註八一【爲取替證文之事】○同上
註八二・八三・八四【六郡木山方以來覺帖二】○秋田營林局
註八五【大久保町文書】○秋田縣雄勝秋田郡大久保町役場
註八六【山本郡御礼山略圖】○秋田營林局
註八七【入角山史卷之二】○秋田縣仙北郡豐岡村千葉爲六氏
註八八【豐岡村千葉文書】○同上
註八九【幕村八日市村百姓御訴訟申上候事】○同上
註九〇【豐岡村高橋文書】○秋田縣仙北郡豐岡村高橋喜吉氏
註九一【豐岡村千葉文書】○千葉爲六氏
註九二・九三・九四・九五【豐岡村高橋文書】○高橋喜吉氏
註九六【豐岡村千葉文書】○千葉爲六氏
註九七【乍恐以口上書御訴訟申上候御事】○秋田縣仙北郡豐岡村加藤泰治氏
註九八【乍恐口上書ヲ以御訴訟申上候御事】○秋田縣仙北郡豐岡村千葉又三郎氏

註九九・一〇〇・一〇一【豐岡村高橋文書】○高橋喜吉氏
註一〇二【豐岡村山手文書】○秋田縣仙北郡豐岡村山手熊吉氏
註一〇三【木山方以來覺追加九】○秋田營林局
註一〇四【上入角樽木拜領山願書控】○加藤泰治氏
註一〇五・一〇六【村中連判書付之事】○秋田縣仙北郡豐岡村小笠原國治氏
註一〇七・一〇八【仙北郡今泉村新御立林并田背木御野目懸】○同上
註一〇九【仙北郡今泉村雜木林帳】○同上
註一一〇【上銀四拾目北沸之内小瀧山水野目林下木拂】○秋田縣仙北郡豐岡村田中隆二氏
註一一一・一一二【小瀧山古來より之定書】○秋田縣仙北郡豐岡村田口利直氏
註一一三【小瀧山御賣上銀御訴訟口上書】○同上
註一一四【仙北郡稼村林御調書上帳】○同上
註一一五【小瀧山古來より之定書】○同上
註一一六【奮書類鈔】○秋田縣仙北郡中川村鈴木榮治氏
註一一七・一一八【仙北郡山谷川崎村御礼山御目運上分山書上帳】○秋田縣仙北郡中川村黒澤一老氏
註一一九【六郷町藤岡文書】○秋田縣仙北郡六郷町藤岡榮治氏
註一二〇【七和田澤山澁御礼書幷水野目山ニ被仰渡書】○同上
註一二一【乍恐口上書を以奉願候御事】○秋田縣仙北郡西明寺村門脇德藏氏
註一二二【秋田縣仙北郡神代村高崎浩爰氏所有林藪故古書類鈔】○秋田縣仙北郡神代村高崎浩爰氏
註一二三・一二四【仙北郡峯田村山林方限書上帳】○同上

註一二五　【仙北郡大神成村鄉村境山境社地木書上帳】　○秋田縣仙北郡豐岡村藤岡得司氏

註一二六　【諏訪田水元山取極メ一札之事】　○同上

註一二七　【貝澤山掟書相改メ壹札之叓】　○同上

註一二八　【仙北郡檜木内村水野目持林書上帳】　○秋田縣仙北郡檜木内村役場

註一二九　【六郡木山方以來覺廿一】　○秋田營林局

註一三〇　【御札林・水田林・當世山書上帳】　○秋田縣仙北郡雲澤村畠山耕作氏

註一三一　【御直山等書上帳】　○同上

註一三二　【平鹿郡御札山略圖】　○秋田營林局

註一三三　【六郡木山方以來覺廿二】　○同上

註一三四　【茅草地形苅定書】　○秋田縣平鹿郡沼館町高橋千代藏氏

註一三五　【上法寺文書】　○秋田縣雄勝郡明治村上法經雄氏

註一三六　【水野目禁伐狀】　○同上

註一三七　【木山方以來覺追加一】　○秋田營林局

註一三八　【東榮村鈴木文書】　○山形縣東田川郡東榮村鈴木定治氏

註一三九　【御裁許繪圖裏書寫】　○山形縣東田川郡手向村役場

註一四〇　【矢櫃林古記】　○鈴木定治氏

註一四一　【紀綱雜志・政府萬届書】　○鶴岡市莊内史編纂會

註一四二　【清川組出入御裁許狀竝村定書】　○山形縣東田川郡清川村齋藤トミエ氏

註一四三　【狩川新田通廿五ケ村入會平田山御片付之儀相考候樣被仰付候ニ付愚意申上候覺書】　○山形縣飽海郡内鄉村相良守一氏

註一四四　【本鄉組村々御林水林地續林家職山書上ケ帳】　○山形縣東田川郡本鄉村役場

註一四五　【繪圖添書】　○同上

註一四六　【泉村文書】　○山形縣東田川郡泉村役場

註一四七　【清川組出入御裁許狀竝村定書】　○齋藤トミエ氏

註一四八　【山本重次郎廻狀】　○山形縣飽海郡田澤村佐藤健氏

註一四九　【黑川村文書】　○山形縣東田川郡黑川村役場

註一五〇　【一筆指出申候事】　○山形縣西田川郡袖浦村佐藤久藏氏

註一五一　【文化六巳十月ヨリ此來諸事御用其外願書控被仰渡書萬留控帳】　○同上

註一五二　【西鄉組長崎村水林樹木竝御普請所用水々門入用普請所取調書上帳】　○同上

註一五三　【大山下河御林栗木伐出之義御吟味ニ付差出書付】　○山形縣西田川郡西鄉村五十嵐宇右衞門氏

註一五四　【堀内村萬年牒】　○山形縣最上郡新庄町嶺朝次郎氏

註一五五　【寶曆年中正月金山鄉御林守面附帳】　○山形縣最上郡金山町柿崎直昭氏

註一五六　【寬政六年寅十月山境水林御改帳角川村】　○山形縣最上郡角川村大山與十郎氏

註一五七　【大場文書】　○山形縣最上郡稻舟村大場一郎氏

註一五八　【乍恐奉願上候御事】　○山形縣最上郡稻舟村松田甚五郎氏

註一五九　【萬記錄】　○山形縣北村山郡大高根村寺崎信治氏

註一六〇・一六一　【乍恐奉願上候御事】　○松田甚五郎氏

註一六二　【官山取調書上帳】　○同上

註一六三　【奉捧呈上申書水源官山之儀】　○山形縣東置賜郡吉野村川合岡次郎氏

註一六四 【御侘申事】 ○川合圓次郎氏
註一六五 【小瀧村水林山守扶持割付帳】 ○同上
註一六六 【小瀧村水御林山守願書差上申候事】 ○同上
註一六七 【御林集】 ○山形市伊佐早謙氏
註一六八 【山出入申渡事】 ○山形縣南置賜郡中津川村小田切鶴之丞氏
註一六九・一七〇 【御林集】 ○伊佐早謙氏
註一七一 【樹蓄建議衆評】 ○山形市上杉伯爵別邸
註一七二 【御請狀差上申事】 ○小田切鶴之丞氏
註一七三 【萬手控覺帳】 ○山形縣西置賜郡添川村草刈章吾氏
註一七四 【御請狀之事】 ○川合圓次郎氏
註一七五 【上玉庭村水林青木立 下玉庭村水林雜木立御林帳】 ○山形縣南置賜郡玉庭村伊藤久助氏
註一七六 【家政實記卷之百四十六】 ○東京市子爵松平保男氏邸
註一七七 【陸奧國會津御料藤生村差出】 ○福島縣大沼郡玉路村字小谷初瀨川健氏
註一七八 【家政實記卷之百四十六】 ○子爵松平保男氏邸
註一七九 【家政實記卷之百四十八】 ○同上
註一八〇 【福島縣林野史料會津篇】 ○福島縣廳
註一八一 【村定一札ノ事】 ○同上 （福島縣林野史料會津篇掲載）
註一八二 【村定覺帳】 ○福島縣南會津郡伊北村鈴木珍一郎氏 （福島縣林野史料會津篇掲載）
註一八三 【官要志】 ○福島縣廳 （福島縣林野史料會津篇掲載）

註一八四 【續日記類寄續篇五十四】 ○福島縣若松市若松圖書館
註一八五 【耶麻郡大谷村吹屋村々鑑帳】 ○福島縣耶麻郡奥川村宮城三二氏 （福島縣林野史料會津篇掲載）
註一八六 【舊藩山林法則會津藩】 ○福島縣廳
註一八七 【山林沿革史卷二】 ○農林省
註一八八 【老中心得】 ○德島市蜂須賀侯爵別邸
註一八九 【松平越中守樣御作書】 ○岩見常三郎氏
註一九〇 【水源涵養林ノ理由ニテ開墾ニ異議上申ノ一例】 ○山梨縣南都留郡明見村大明見區 （山梨縣林制資料）
註一九一 【山本大膳五人組帳】 ○編者
註一九二 【弘化二巳年七月晦日御請差上候】 ○山梨縣北巨摩郡篠尾村役場
註一九三 【安政度御觸御書付留】 ○內閣文庫
註一九四 【水戸藩郡奉行高橋多一郎書狀】 ○茨城縣久慈郡黑澤村旅澤藤次右衞門氏
註一九五 【山林法案材料取調書】 ○茨城縣廳
註一九六 【山林共進會報告履歷之部】 ○編者
註一九七 【定書】 ○新潟縣北蒲原郡赤谷村役場
註一九八 【猿毛御林炭燒御留メ被爲下候一卷】 ○新潟縣中頸城郡下黑川村平田重八氏
註一九九 【天明七未年水元山林諸御用留】 ○同上
註二〇〇 【矢代村丸山文書】 ○新潟縣中頸城郡矢代村丸山善助氏
註二〇一 【佐渡御用書人卷】 ○新潟縣佐渡郡教育會
註二〇二 【定檢地所舊記拔書】 ○東京市前田侯爵邸

註二〇三【天保八年御仕法】○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註二〇四【河合錄】○前田侯爵邸

註二〇五【弘化二年四月鳳至郡時國村岩倉寺江申渡之覺】○編者

註二〇六【社寺領高並未進高之義ニ付詮議一件】○石川縣石川郡蝶屋村中川秀一氏

註二〇七【慶應四年小紙留】○岡部恒氏

註二〇八【明治三年御用留】○中川秀一氏

註二〇九【大虫大神明山割覺書の寫】○福井縣丹生郡大虫村岡野吉堅氏

註二一〇【御山方御法】○福井市松平侯爵邸

註二一一【大虫村新開地書類】○福井縣丹生郡朝日村内藤庄左衛門氏

註二一二【公事吟味之心得】○福井縣南條郡神山村馬場善十郎氏

註二一三【赤城山論御見分諸夏留帳】○前橋市赤城興業組合

註二一四【議定書之事】○前橋市原田龍雄氏

註二一五【山林共進會報告履歴之部】○編者

註二一六【御用印御觸寫】○前橋市勢多郡誌編纂所

註二一七【乍恐口上書を以奉願上候御事】○岐阜縣廳

註二一八【編緝國史料寫政治部】○編者

註二一九【大日本農功傳卷三】○同上

註二二〇・二二一【山林共進會報告履歴之部】○同上

『　老人九藏か事をしるす

老人九藏は山林奉行の下勤めせるもの也、生れつき篤實にして言葉少く、能くその職業に志をつくして怠らず、初め山林の奉行山間を見めくりしに、ある一谷ちかやむはらの中に、松苗を所々に植置たるあり、あやしの事に思ひて數多の谷々を尋ねしに亦その如く植置たり、何者のなせるともしらず、普く其者を求むるに、九藏なる事をしれり、老人日々勤苦しけき中に少しのいとまある折々、朝に雪霜をふみ、夕に月星を戴きて、人しれすいつの頃よりか植けるとなん、世の人こゝろは己か職事さへおこたりからなるに、年おひしかもいとまなき身して、かゝるわさをなせるは、誠におほやけの事をもて私のことゝ思へる誠の志より出て、所謂陰德を行ふもの歟、其苗のよくも生茂立たるにならひ、奉行多の人々に仰せて、千々の谷々に數千萬の苗を植させ給へり、年々しけり榮へて終に用材とならん事、たれ人もしるへき所なり、かゝる國用のたすけとなる其功、身に取りて少なからすと、おほやけの賞を蒙りぬ、今年文化五年戊辰仲春十一日、七十八歳にして病をもて身まかりぬ、嗚呼賞すへし惜むへし、かゝる誠の志より生たちたる木々なれは、一枝をも仇に切とるものあらは、天の冥慮にそむかん歟、もし後世いつれの山林においても、用木を切とることあらは、老人の志を繼て苗木を植置ん事しかなりと、臣等に仰せて世俗にきこへ易きを本とし、其事を書しるさしむ、よつてその行の百に一を擧てこゝに誌す耳

文化五年戊辰仲春　儒臣更井雅善撰　』

註二二二【山林沿革史卷之十】○農林省

註二二三【若林農書卷二】○編者

註二二四【山林沿革史】○農林省

註二二五・二二六・二二七【山林共進會報告履歴之部】○編者

註二二八【水持林裁許狀】○鳥取縣岩美郡本庄村恩志區

註二二九・二三〇【鐵方御用留】○島根縣飯石郡吉田村田部長右衛門氏

註二三一【舊藩山林制度調書】○兵庫縣廳
註二三二【山林共進會報告履歷之部】○編者
註二三三【御山方內考書】○廣島市淺野圖書館
註二三四【掟札】○德島縣勝浦郡多家良村大久保駒三郎氏
註二三五【憲章簿山方之部】○高知市高知圖書館
註二三六【自寬延三年山方】○宇和島市伊達侯爵別邸
註二三七【自文政元年至弘化元年御用場日記】○同上
註二三八【自弘化二年御用場日記】○同上
註二三九【自弘化四年至安政六年山方ノ事】○同上
註二四〇【栽樹金仕法帳】○福岡縣京都郡犀川村永井興三氏
註二四一【存置拂下官林箇所取調帳】○福岡縣廳
註二四二【律令要略】○中津市奥平伯爵別邸
註二四三【貞享五辰年日記】○大分縣北海部郡臼杵町稻葉子爵別邸
註二四四【利光村庄屋覺書】○大分縣大分郡戸次町高橋愼八氏
註二四五【諸御用留記】○大分縣北海部郡丹生村原區
註二四六【慶應二年正月留書】○大分縣大野郡新田村多田雄次郎氏
註二四七【山林古老傳上】○福岡市黑田侯爵別邸
註二四八【治茂公御代御改正御書付】○佐賀市鍋島侯爵別邸內鍋島內庫
註二四九【文政三年日記】○佐賀縣西松浦郡伊萬里町片岡芳太郎氏

註二五〇【天保十一年御役所日記】○同上
註二五一【弘化二・三年日記】○同上
註二五二【諫早日記】○長崎市縣立圖書館內諫早文庫
註二五三【鹿島日記】○佐賀縣藤津郡鹿島町鍋島子爵邸
註二五四【疏導要書】○東京市澁谷區細川邸內中野禮四郎氏
註二五五【山林沿革史卷一】○農林省
註二五六【山林共進會報告履歷之部】○編者
註二五七【覺】○熊本縣上益城郡朝日村藤岡育太郎氏
註二五八【大屋繁茂の記碑文寫】○編者

『　大屋繁茂の記

益城郡野部庄の水源大屋の山は、往古喬木峰を覆ひ良材麻の如く簇立し、斧斤の事なく芻蕘の者窺ふことを得す、山林の富、邦家第一にして、濫觴する所の泉脈滔々として湧出し、下流分れて稻田を浸潤し、其德一鄕に遍く、末は綠川に會し、波及他境にいたり、水勢の盛なる事限りなかりしに、いつとなく年を逐て荒蕪し、野火の災頻にして終に萱野となり、高萱原と滋りつまゝに、水脈乏しく旱魃の患多く、下流の里民これに苦み、愁訴あり、水上の山として一山の中僅かに平喰まて木立殘りしに、野部の庄山林の吏木原才次時明、此地良材勝茂の地曠原と成果しを歎き、復舊の志を興し、多年官に計議すといへとも事成了らさりしに、一旦憤然として志氣を逞し、總庄屋布田桂右衞門惟令に與謀す、惟令志を同し、寬政五甲寅の年、郡尹片山氏・道家氏に訴へ出けれは、志願のとほり上訴を蒙りて、東は高千穗屋、西は春山峠、南は道山寺、北は阿蘇郡を境ひ、絕頂駒返を限り、東西三里南北三十丁周圍八里餘、鄕中の出夫を要し、年每に草栽をなし、杉檜數百萬本を挿付、野火防禦の設けを嚴重にす、駒返に番小

屋を建て警固するに寒氣はけしく、初のほとは住居成りかたきにより、沍寒には土中を穿ち穴居する事數年、其後諸木繁茂にしたかい寒氣漸々薄く、後には玄冬とても番處に居るを得て、晝夜身力を盡し、野火を制し諸木を伐、檜杉なとの挿芽を致す事凡て百二十萬本餘り、其他鄉中に涉り山林蓄育の功業他に比類なきを褒賞せられて、騎士の列に準せられぬ、けに年を經るに出水また年に增、古田にあまると言、文化三丙寅年布田市平次惟行、大屋山火防料且半は其民勞を慰する爲め新に稻田を開發し、備を永久に全せんことを謀り、郡尹杉村氏に訴へしに、惟行か願志さしゆるされ稻田を開く、惟行不幸にして早世す、布田太郎左衞門惟祺其職を命せられ、惟行か志を繼て開發年に倍す、是また一盛事なり、同六年己巳木原時明病床に臥して既に向死のとき、子孫を近つけて曰く、命數いかんともしかたし、我今玆に死すとも精魂は大屋にとゝまるへし、汝曹我に追孝を思はゝ、此山蕃榮の事に精力を盡し、野火防禦の具に勤務を勵すへしと、聊も私の事に及はす、たゝ公事のみを遺言して終命す、其子木原才九郎時元父か職を繼て、木原時薰・木原鼎助時定・木原隼太時孝と志を共にし、父の遺命を守り業を勉むること精一なり、嗚呼時明のこときは、實に其職を奉し其力を盡せりといふへきなり、後に其職を奉するもの、此功績を鑑とせすんは、素餐の徒にして時明か罪人ならんと、今の郡尹中村氏此事に感發せられて、石に錄し後世に基業を傳へ、成功の務を不朽にせんとの命を承るまゝに謹て誌事しか李

維文化十三乙亥秋七月

蘇南渡邊直撰

同　三角邦藏惟雄謹書

同　木原鼎助時定携之　』

註二五九【山林共進會報告履歷之部】　○編者

註二六〇【深葉山一卷】　○熊本縣菊池郡隈府町同町外十村組合編者

註二六一【和仁山石碑文寫】　○編者

『　文政十二歲

獻燈

丑八月吉辰

御總庄屋

河野太郎助

御山支配役

瀨上林右衞門

神主

神原出雲

此和仁山より流出る水はしも、迺和仁・吉地・野田・大田黑の鄉々にかゝりて田地養ふ水の源也、されと此所固瞼原にして旱續ける年には、忽溪水涸渴て里民の患いふはかりなし、夫を慨て係村の執吏ら相計らく、此邊りすへて木立繁からしめは自ら水氣をも蓄へ、且は薪材の用をも足してん物をと、いにし文政七申年官府に申乞て、良木の種苗を蒔植生し立る事を創て、同十二丑年までにして功遂ぬ、其地東は堀谷波多山の岸、西は獨間谷山の巓、北は筑後國界の嶺を限り、凡百五十餘町、木數一百餘萬に及べり、於レ是大山祇神靈を此松の一木に齋ひ鎭奉りて猶行末の榮をなん禱りける、かゝれは木立彌繁く、澗水永遠る事なく、山神鏡靈の恩賴を戴く事萬世疆あるへからす、その神人に心力を盡し、如レ是までの功績を殘せる事の由緣を里人等の語傳へにもせんかため、其大概を述、且初より專事を執計りし人々の姓名を誌す、時は嘉永二己酉年四月吉日、かく云は今の係正木下國均

上和仁村頭百姓

孫右衞門外二名

中和仁村右同

御山主配役秦職六十年
瀬上林右衛門義明之像

昆一三六【久住手永御山ヶ支化三千秦ク去辰春迄仕立候小前帳】　○鹿本市瀬川俵野原

昆一三五【荒内地理志四十五】　○都城市男餅島津久厚氏旧蔵

昆一三四【山林萱規慣行調】　○鹿本郷

昆一三三【疏導要書】　○中野禽四郎氏

昆一三二【縁日記集】　○島兒島市藤立園書館

昆一三一【荒内地理志】　○男餅島津久厚氏旧蔵

昆一三〇【荒孝行宇庵立テ御書】　○長崎藤下藤郡豆殿村主藤宏氏

昆一二九【御郡奈行ぎり堤守に交附せられたる公文書】　○山形縣西田川郡立谷村

昆一二八・一二七・一二六【郷政鏡】　○山形縣西田川郡立谷村

昆一二八【永源海森林ノ理由ニテ開墾ニ異議上申ノ一件】　○山形縣東田川郡清川村齋藤圓次郎氏

昆一二七【山林法案村料取調書】　○美濃縣

昆一二六【山林共進會賞品屋藤幸五郎氏

昆一二五【御郡奈行ぎり堤守に交附せられたる公文書の一節】　○山形縣東田川郡清川村齋藤圓次郎氏

昆一八一【公用状書】　○岡部貞氏

昆一八〇【山林共進會賞典屋藤立部】　○編者

昆一七九【山林法案村料取調書】　○美濃縣

昆一七八【永源海森林ノ理由ニテ開墾ニ異議上申ノ一件】　○山形縣西田川郡清川村齋藤圓次郎氏

昆一七七【郷政鏡】　○山形縣西田川郡立谷村

昆一七六・一七五・一七四【御郡奈行ぎり堤守に交附せられたる公文書】　○山形縣西田川郡立谷村

昆一七三【地方概書】　○岩見常三郎氏

昆一七二【阿波郡下】　○同上

昆一七一【井水大綱要】　○同上

昆一七〇【狭野郡古文書類謄寫】　○億島縣

昆一六九・一六八【狭野郡古文書】　○男餅島津久厚氏旧蔵

昆一六七【縁日記集】　○島兒島市藤立園書館

昆一六六【荒内地理志四十五】　○都城市男餅島津久厚氏旧蔵

昆一六五【山林萱規慣行調】　○藤本縣

昆一六四【疏導要書】　○中野禽四郎氏

昆一六三【久住手永御山ヶ支化三千秦ク去辰春迄仕立候小前帳】　○鹿本市瀬川俵野原

御山主配役秦職六十年
瀬上林右衛門義明之像

古古古

形　七　外三名
御山下見杢札箇
中和仁村　形　七　外九名
御山下見杢札箇
上和仁村　儀　兵　衛　外九名
野村石工
牛　兵　衛　外三名

ひとひとり一日長稽のしけりゆく
わにの新山
うをしんはも

音木にも薪にもまさる
にひ山のいさをわすらな
和七のさとん

御留守居御中小姓列

此地もと瞭しき野原なりしと，かゝる良材の林を成せる下は一郷の民生を助ること，いふは迄もなし，これは北衛門正鬼等相はかりて，共裔をかくに石に刻み物せしも忘れさらしめむとなり

文久三年癸亥八月建之

二　草立林

名稱　本林は、舊時代に於て發生したるものなるに拘らず、其適當なる稱呼なきが如きを以て、茲に草立林と名附くることゝせり。

意義　草立林は、田畑の肥料及牛馬用の秣に充つる柴草、俗にホトロ又はカシキと呼ぶものゝ繁殖竝に品質の佳良を望む目的を以て、特に仕立てられたる一種の森林なり。

沿革　本林の發生に付ては未だ審かならずと雖、近世、江戸時代に入りて發達したるものゝ如し。

（備考）二三三二（寛文一二）年頃、①素行山鹿甚五左衛門は『馬の草場に樹木を仕立る時は、草やせて不レ生、草を取れば林木又そだたざるものなり』と論ぜり。

甲斐國八ヶ嶽入會山割地ニ棒等ノ植付

二五一九（安政六）年七月、幕領韮崎代官所管内甲斐國巨摩郡（北巨摩郡）小淵澤村なる八ヶ嶽五箇村入會猶西山に於る柴草の生育不良となりたる爲、村民甚だしく難澁し、之が救濟策として一同相談の上割地を行ひ、銘々藪切等を念入りにし、棒等の植立をなして草生の繁殖を計りしが、當時同村民等三百八拾二名署名せる山棒道下加倉割地儀定書には『加倉通り植木上より棒道迄之内、山之分、當未（安政六年）より辰（安政十五年）迄拾ケ村□ニ相定メ、四組一統軒別ニ割合可レ申候、然上は人別ニ藪切等銘々相勵ミ、はんのき等植立、相成べく丈草生繁り候樣心懸ケ、大切ニ守護仕べく事、尤拾ケ年相立、村爲筋ニ茂不ニ相成一不益之義ニ有レ之候はゞ村方一統談事之上、元形地ニ相潰シ、是迄之通り四組入會にいたし可レ申候、猶又□々村爲ニ相成□□四組談事之上、年季相定、右割合之姿を以、大切ニ進退可レ仕候事』（註一）と記せり。

豐後國内ノ惡草地ニ諸木植付

（備考）二五二〇（萬延元）年頃、福岡藩の失名氏（註二）は、山田のこやしにカシ木を入るゝ事の必要を說き『上カシ木は栗・椿・柴藤等の葉也』と言ひ『筑柴米の名物なるはカシ木田の爲なり』と述べ、更に其カシ木を得るに、他郡他山に之を求むるの不利なるを說破し、自村内の肥沃地にカシ木の種子を撒布せば、五年にして新林となるを以て、之を造成して自村百年の大計を立つ可きを教へたり。

仙臺藩ノ養ノ森　津藩ノ草茂山

二五二六（慶應二）年正月、臼杵藩に於ても、草生惡しき地に諸木を植込みて草の繁殖を計るの利を知り、御山方に對して其造林を申請せる村方（註三）あり。卽ち大分郡上尾村より字たくみか谷の山野が『右之場所、以前より草立惡敷御座候而、刈草難ニ出來一場所柄之處、諸木を植込候得は、追々木葉等落候而、土地肥立可レ申旨、村方より申出候間、御見分之上、山新地ニ被ニ仰付一被レ下候ハヾ難レ有仕合ニ奉レ存候、此段宜敷御願申上候』とて、山方役所へ願出でたるが如き其一例なり。

尙仙臺藩の養の森（註四）津藩の草茂山（註五）等は、前記同樣の意味に於て設定されたる森林なるが如し。

① 山鹿語類國用

要約　要するに、我邦は國初以來農業國として發達し來り、柴草の採取は、往古より農業用の肥料として又牛馬の飼料として、必要缺く可らざるものとなりしは論を俟たざる所なりと雖、草立林の發生を見るに至りしは比較的近代の事に屬し、少くも森林產物利用の途開け、徒らなる採草地の存在を許さず、土地使用の集約化せし時代に於てなる可し。從つて本林の多く設置せられたるは、文化の早く到れる暖溫帶地方にして、且適樹としては分解作用の速かなる落葉濶葉樹卽ち榛・栗・楢等好んで用ひられ、其植付距離の如き努めて密植を避けしは想像に難からず。而して本林の成立過程は、現代に於る採草地の取扱上にも參考すべきものにして、今後の解決に待つ問題を尠からず包藏せるを認むべし。

註一　【小淵澤村小物成場四組割合帳】　○山梨縣北巨摩郡小淵澤村役場
註二　【山林古老傳上】　○福岡市黑田侯爵別邸
註三　【慶應二年戶次庄屋御觸諸願書控帳】　○大分縣大分郡戶次町高橋愼八氏
註四　【天明四年鈴木文書】　○愛手縣膽澤郡眞城村鈴木壽一氏
註五　【明治二年爲取替規定書之事】　○三重縣名賀郡笹曲村深山康太郎氏

三　畦畔樹

名稱　本樹は常に田畑の畦畔に存在するを以て、普通之を畔木と稱するも、所により稻架木又稻架樹・ハサ木と呼ぶとあり。其稻架木又稻架樹は、本樹に稻をかけて干かすより出で、ハサ木は架木と書し、稻干用に供する丸太類の名稱の轉化したるものなり。蓋し畔木中より間伐したる材木を架木に使用することあるを以て、遂に彼此名稱を混同するに至れるが如し。

意義　畦畔樹は、主として稻干用又は用水路保護用となすの目的により、田畑の畦畔に一定の距離を以て仕立てらるゝ樹木をいふ。尙田畑境の境界表示又防風等の用を兼ねしむる場合尠からず。

沿革　本樹の起原明確ならざるも、近世江戶時代、二三三二(寬文一二)年、彥根藩なる近江國愛知川の沿岸簗瀨村(神崎郡北五箇莊村內)內に於て、多年生育したる田畑邊の畔木を伐採して爭議を起したる事件(註一)あり、同地方には旣に久しき以前より本樹の存生したるを知るべく、二三七九(享保四)年、同國幕府領なる神崎郡市田村に於ては、奉行よりの命により、畔木を一間に一本を殘し他は悉く伐採せしめ、殘木も中伐としてハサ杭用に供せしめたるが、二四一七(寶曆七)年正月、八日市町掟を以て、更に田畑に蔭を與へ作毛の妨げとなるを

近江國內ノ畔木

伐採〔註二〕せしめ、二四三二（安永元）年十月、再び檢分して五・六尺に一本立、高さ八尺限りとなし、枝葉の茂れるは地主をして伐拂〔註三〕はしめたり。

陸奥國内ノはんの木畔木

二三四五（貞享二）年十一月、弘前藩に於ては、廣須（陸奥國西津輕郡木造町内）の代官に對し『廣須新田江遣候ハンの木は、濕氣地ニ能立候木ニ而候、御新田の田畔に一間程宛間を置候樣』〔註四〕と申渡して、畔木を奬勵せり。

（備考）二三五六（元祿九）年、宮崎安貞[1]は其著書中に『畦に木をうへて、西北の風寒を防ぎ、東南の暖かなる和氣を蓄へ、陽氣の内に滿る心得して栽ぬれば、其内に作る物の盛長も早く、よくさかへ』として、畦木の啻に防風の場合のみならず、境界表示の效果あることをも稱せり。又同書[2]に『榿（ハリノキ）は、田畠畝畦に植て生長早く、薪少き山城・近江に多く植ゑ、攝津邊にては稻干用ともなす』と述べたるを以て見れば、畦畔樹が各地に行はるゝに至りしは明かなり。

越後國八代村畔木植付制限

二三七七（享保二）年二月、高田藩なる越後國頸城郡八代村（中頸城郡矢代村）西野谷にて惣百姓立合證文中に『田畑之畔ニ先年ゟ無ニ御座一候木植間敷候事』〔註五〕と規定して、從來存せざる田畑畔木の植付を禁ぜり。

越前國社村はさ木ノ高サ制限

二三八二（享保七）年三月、福井藩越前國足羽郡社村は、村極證文中に『はさ木之分ハ、長二間之しんを留可レ申事』〔註六〕と規定して畔木の高さを制限せり。

（備考）二三八二（享保七）年四月、嚴原藩の陶山鈍翁[3]は其著書中に『麥作ハ風ノ吹キ通スヲ好ミ、秋物ハ風ノ當ラヌヲ好ム道理ナレトモ、風ノ當ラサル木庭ニ、秋物ノ蟲付キ多キ年モアラン、西北ノ寒風ノ强ク當タル木庭ニ麥ノ生ヒ付キ薄キ年モアラン、一偏ニハ云ヒカタカルヘシ、木庭ノ畔ニ木ヲ立ツルトモ穩ナル木庭ナラテハ風ヲ防ク益モ少ナカラン、北ノ方ハ日向ノ障リナキユエ木庭ノ畔ニ木垂ノ害ナキ程ニ木ヲ立テ、日向ニ障ル方ハ畔ヨリ相應ニ間ヲ隔テ木ヲ立テ置キ、其ノ作所ノ樣子ニ心ヲ用ヒテ品々ニシ』と論じ、二四〇四―七（延享）年代、失名氏の一農書〔註七〕に『水地の畦には、榛の木ことによし、松の木は田にあしく、くるみ・いてふ・くりの類は田畠を害す』と論じて、畦木としての適否を示せり。

①②農業全書　③老農類語下

二四四八（天明八）年、越中國の宮永正運[1]は其著書中に左の如く記せり。

『一、畔木の事、山畠のはざま或は谷川用水の兩岸又は居屋敷に續きたる引地畔、自他の田地陰に妨けさる所を考へ植立へし、第一麥稻の架と爲し、又は農用の助とも儘成となり。

一、櫻は麥稻の架木によろしく、用木にも早く盛大するものなれは、近き野畔なとに植立へし。

一、榿は畔木に栽て太り易く、又直に生立故、さのみ陰なとも餘木ほとにも障らぬものなり、栽て四五年を經れは鳥足の堺橛なとの農用に立なり、故に杜子美の詩に榿樹三年可レ作レ薪と賦せられしなり、又香椿も架によろしく生立よりすくに盛大し、枝もさのみ多く附すして田畠の陰を爲さぬものなりとそ、松雲院樣の御代、御命を下され、三州の農民畔に栽けるよし、老農申傳へ侍る、且其葉は蒸して農食にも成よし篤信翁（貝原）も大和本草にいへり、或は槲栗（サハクリ）と云ふ木も生立直にして架木にするよし、右三木の外櫻・榎なとの類、葉の和らか成木は田地を覆ふても下陰の稻粟さのみ痛ます、唯松・杉等葉の堅き木は下陰の作の物に甚た忌む事なり』

加越能三國内ノ畔木

二四九八（天保九）年、金澤藩に於ては、加越能三州の田地割定書〔註八〕中に畔木の事を規定し、二五三一（明治四）年正月、布告を以て繁茂せる架木の伐採を厲行〔註九〕せり。二五六三（明治三六）年十二月、金澤・富山兩藩たりし越中國に於ては、耕地障害木取締規則[2]を以て、田畑の畦畔竝に耕作道路溝渠畔に成立する樹木にして陰影を與ふるものを伐採せしめたり。

①私家農業談五十一　②富山縣耕地障害木取締規則

北越地方稻架ノたものき

又北越地方に於ては、古來稻架樹を仕立て來りしが、樹種中タモノ木を以てせるものあり、口碑によれば上杉氏時代槍柄の備材として仕立てしめたりと云ふ。維新後はハンノキに比して稻架作業の容易なる外、スキー用材たらしむるが爲なりと稱せる者あり。二五六八（明治四一）年一月、新潟縣は諭告を以て農事改良必行事項の一として、樹枝條を伐採せしめ、二五七三（大正二）年、枝條の伐採竝に間伐の成績を調査せり。

要約　之を要するに、畦畔樹は、近世稻作の發達と共に擴張せられたるものにして、特に奥羽・北陸等の地方に於て施行せられたるが如く、是等の地方に在りては、概してハンノキを充用し、又ヤチタモノキを以てせるものあり。何れも樹間の距離二・三尺乃至五・六尺、高さ八・九尺乃至拾八尺を普通とす。此制限を超ゆるは間伐し、年々上梢と枝とを刈込み、作物に支障なからしむると今も昔と同樣なり。而して本樹は不必要のものなりとして屢々伐採を令達したるとありしが、現代尚之を必要とする地方尠からざるを以て、縱令擴張さるゝとなしとするも、現在以上には減少すると無かるべし。

註一【連鑑卷下公事物語】○滋賀縣廳

註二【江州神崎郡市田村庄屋所持殿樣條目年々記】○同上

註三【布施文書寫】○同上

註四【貞享二年日記】○弘前市津輕伯爵別邸

註五【矢代村丸山文書】○新潟縣中頸城郡矢代村丸山善助氏

註六【田地割符ニ付村極證文】○福井縣足羽郡社村廣瀨又兵衞氏

註七【農書大全農譚拾穗草稿】○農林省

註八【田地割定書申渡】○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註九【御布告物頭書】○石川縣能美郡金野村石黑勝治氏

①新潟縣諭告第一號　②新潟縣勸業課調査—稻架樹枝條伐採竝間伐成績表

四　猪鹿除林

名稱　鹿除土手並杉（仙臺）猪鹿除栗林（安中）猪除並木（水戸）猪鹿防輪路臺立林（甲斐幕領）鹿垣（山口・宇和島・高知）伐はさみ（巖原）鹿防或は鹿かき・鹿除垣・鹿壁（小倉）等の別稱あり。

仙臺城下ノ鹿除土手並杉

巖原藩内ノ伐はさみ　山口藩内ノ鹿垣

茨彦山ノ鹿除垣

意義　本林は、猪鹿等の田畑に侵入し來り、耕作物を荒らすこと尠からざりし舊時代に於て、豫め特殊の森林或は垣又は並木樣の立木により、其被害を防止する目的を以て仕立てられたるものなり。

沿革　近世、二三四四－七（貞享）年代、仙臺藩に於て仙臺城下附近なる鹿除土手並杉の禁伐に關する制札を建てたるものあり、其後同林の補植・手入を爲し、更に名取郡北方富澤村（仙臺市内）御城林の内金剛澤御山守高山某が、自費を以て、薄立ち見透の箇所へ杉苗等を間植〔註一〕し、下刈をも施行し、明治初年頃迄現存せりと云ふ。二三七六（享保元）年十月、巖原藩に於ては、伐ハサミと通稱し、猪防ぎの牆用として木庭（切畑用山地のこと）の上下左右に木を立殘〔註二〕さしめたり。二四三五（安永四）年二月、山口藩にも鹿垣〔註三〕あり。

（備考）二四四一－八（天明）年代、中川元貞は其著書中に『鹿防の爲小井を掘り、土手を築き枳殼を植えて、鹿かきを作るべし』〔註四〕と記せり。

二四七八（文政元）年以前、豐前國英彦山（田川郡）に於て『指杉を仕立、鹿除垣抔年々手入等仕置』とし、又『竹林ヲ心懸仕立置、鹿壁無二油斷一手入心配致置』云々の事〔註五〕あり。二四九六（天保七）年六月、高知藩安藝郡（土佐國）北川鄉竹屋敷村（北川村内）に長拾三町竝平等二間の鹿垣〔註六・七〕を存せり。二五〇一（天保一二）年、幕領甲斐國都留郡（南都留郡）明見村に於ては、猪鹿防輪路臺立林に付一村の議定〔註八〕あり。二五〇五（弘化二）年六月、四國沖之島（土佐國幡多郡）に、鹿垣費用支辨の爲雜木の他所賣〔註九〕を許せり。二五一四（安政元）年十一月、水戸藩なる常陸國茨城郡（東茨城郡）酒門村に猪除並木〔註一〇〕あり。尚明治維新近き頃、安中藩上野國碓氷郡增田村（九十九・細野兩村内）に於ては、入會秣場に生立せる栗樹を保育〔註一一〕して栗實の採集を禁止し、猪鹿を此處に誘致して食餌となさしめ、作荒らしの被害を防げりと言傳ふるものあり。

常陸國内ノ猪除並木　上野國内ノ猪鹿寄セノ栗林

土佐國内ノ鹿垣　甲斐國内ノ猪鹿防輪路臺立林　四國沖ノ島ノ鹿垣

（備考）奈良市奈良公園内に割合多く存する馬醉木は、同園内に飼はるゝ鹿の爲に植付けたるものなるや、又該木に有毒性分を含む爲に鹿が喰殘したるものなるや不明なりと雖、是亦一種の猪鹿除林とも看做すを得べし。

要約　要するに、猪鹿除林は、比較的近代に於て案出せられたるものにして、特に野獸の多く棲息せる山間地方又は島嶼に於て行はれたるが如し。而して其設置の方法たる、一は林木を以て直接に猪鹿を遮り防がんとするものと、他は林内に食餌を饒かにして此處に誘致し、耕地に出でざらしめんとするものとあり。甲者は一般に古くより行はれ、杉等を充用し、乙者は近代或一部に於て行はれ、栗・樫等の如き食餌たるべき木實を生產する樹種を以てせり。明治維新後狩獵の發達に伴ひ、野獸漸次減少すると共に本林も其意義を失し、現今にては殆ど其存在をすら聞かざるに至れり。

①仙臺名所聞書　②東奥老士夜話

註一　【名取郡北方富澤村御城林之内金剛澤御山守高山幸之助儀、自分入料を以持前御林等に杉弱檜植立候分本數御改帳】　○仙臺市高山覺治氏

註二　【八郷木庭作之儀ニ付覺書】　○長崎縣下縣郡嚴原町宗伯爵別邸
『郡中ニ而木庭を伐り候ニ、伐りはさミと申候而、上下左右ニ木を殘し置、其木を騎之下地ニいたし候所、猪荒止み候後は、少も殘し不レ申候』

註三　【御立山之事十一】　○萩市毛利公爵別邸
『追々山野立茂り作方難ニ相成一儀御座候、猪・鹿・猿抔餘分居籠り、田畠をあらし此内以右爲レ防地下人相集り致ニ鹿狩等一（中略）近年被ニ聞召一候通、御仕組以來毎春諸山燒拂、春分猪・鹿子立之節嚴敷追拂候樣ニ致ニ沙汰一候ニ付、夫以來連々猪・鹿共ニ無レ數、只今おいては大概鹿垣等不レ仕作方相成候樣ニ參り（下略）』

註四　【野人私草中】　○內閣文庫

註五　【文政九丙戌年龍華院安國日錄】　○福岡縣田川郡彦山村英彦山神社

註六　【御制度之趣以山方ゟ被仰渡覺】　○高知縣安藝郡北川村松崎泰治氏

註七　【高屋勘八郎外一覺書】　○同上

註八　【明見村文書】　○山梨縣南都留郡明見村役場（山梨縣林制史資料揭載）

註九　【御用場日記】　○宇和島市伊達侯爵別邸

註一〇　【櫻井文書】　○茨城縣那珂郡湊町櫻井義氏

註一一　【山林慣例調書】　○群馬縣廳

五　放牧林

名稱　牧山又は牧林（弘前）御野馬身隱御山（盛岡）等の別稱あり。元來牧のマは馬、キは置の意にして、馬を放ち置くの義なりしが、後世牛を放つ場合に於ても亦同稱呼を以てせり。

意義　放牧林は、山地と平地とを問はず、放牧場の一要件として仕立てらるゝ森林にして、場内に於る牛馬に對して危險なる夏の暑熱・冬の寒冷・晝の乾燥・夜の濕氣を適當に緩和し、一面害蟲の襲來を減少し、飲料水を豐富且清淨ならしめ、又秋霜を防ぎて牧草の生長を助くる等の效用を目的とするものなり。

沿革　上古一一九五（安閑天皇二）年九月、大連大伴金村に勅して、牛を難波（大阪市東淀川區大道町邊）の大隅島・媛島（安治川と尼ヶ崎との間）の松原に放たしめしとあり。天智・天武・聖武等の御代を經て放牧次第に盛大となり、中古一四五八（延曆一七）年十二月の土地公收に際しても、牧地は除外の取扱を受け、爾來牧地の擴張と共に、放牧林の行はれたるとは想像するに難からず。近古二〇五四―八七（應永）年代、南部氏は陸奥國五戸川に沿うて上下せる相內野（三戸郡平良崎村內）の牧を再興し、二二七三（慶長一八）年野守を置けるが、該牧は延長六里横一里餘、丘阜起伏して叢林斷續せりと傳へらる。

近世江戸時代に入り、二二九〇（寬永七）年三月、盛岡藩は古來の牧地なる三戸郡（陸奥國）本

難波大隅島等松原放牛

奥州相內野ノ牧林

盛岡藩木崎野ノ牧林

①日本書紀卷十八　②類聚三代格卷十八　③本朝細馬集上　④本朝細馬集上、巖手縣馬產誌、放牧採草地分劃限定誌

崎野（上北郡六戸村内）に母馬を放ち、二二九九（寛永一六）年、牧地を擴め、二三〇一（寛永一八）年野守を置き、内に駒取の牧袋を設け、樹木を植ゑ土手を築きて放飼を試みたり、該牧は延長九里横二里、灌木疎々小林をなし青草最茂れりと云ふ。二四一八（寶暦八）年七月、同藩は、明かに放牧地内に野馬の風雨凌ぎとして木立設置を必要とするの例を示せり、是れ野馬別當役一戸某の建言に因れるものにして、先づ木崎牧地の野燒を制して雜木を保育し、松の少き箇所には松毬ある小枝を採取し來りて地上に直挿し、松子の自然に散亂して稚苗の發生するに便し、交々放牧林の成立に努め、尚同年十二月、五戸通（三戸郡五戸町内）御代官に對し『一、木崎御野馬置附ニ就テ被ニ仰付一候上根井村ゟ山中村・八幡館平沼往還ゟ西ハ姉戸沼はふ限、御山立林被ニ仰付一、右拾軒之名子（野守ノ名子ニ・三男共）之者幷同所御藏給所百姓共心添仕、立林見守候様』（註一）と達せり。

野馬風雨凌ギノ木立

北野ノ薮林

二三二四（寛文四）年、同藩は九戸郡（陸中國）侍濱村北[2]御野に野守を置き免高を許せるが、該牧は延長二里半横一里半に及び、林木繁り草深しと傳へられ、二四一八（寶暦八）年三月、同牧に狼荒出せるを以て御野馬所々木立へ引込散り、見揃も成兼ぬるとて驚し鐵砲（註二）を願出で、翌年十月再び同様（註三）の願出であり。二四二〇（寶暦一〇）年二月令達して、御野に每春怠らず野火入れ、草生を宜しくし且ダニ蟲驅除に資（註四）せしめ、其後木立茂りて野馬取事業の遂行を妨ぐるや、一時同林を取除（註五・六）かしめたりと雖、全く廢止するには至らず、

①南部馬史　②本朝細馬集

御野馬身隱御山

阿波國大毛山御馬入總構内ノ禁伐

安房國東野牧等雜木林ノ透シ伐

却て年を逐うて（註七・八・九）之を助長したる傾あり。是より先二三八六（享保一一）年三月、曩によろい神御山、御新田開の願あり、此月御山守より、右は御野近御山の新開なるを以て、御野馬の障たる旨（註一〇）を開陳し、二四一四（寶暦八）年十月、市川御新田山・高屋舗山・轟木山の内又重を御野馬身隱御山（註一一）と稱することゝせり。

二二九五（寛永一二）年四月、德島藩が阿波國板野郡大毛山（鳴門村）御馬入の總構内に於る草木の刈採を停止（註一二）し、二三八六（享保一一）年正月、江戸幕府が、東野牧（安房國安房郡主基村、一名嶺岡牧）等の松林及雜木林の、牧馬に障碍を與ふる部分に限り伐り透しを行はしめたる（註一三）如き、何れも同林保育の必要を認めたるに因るものと看做すを得べし。二四五三（寛政五）年四月、鹿兒島藩は、先年牟禮野（都城市内）御牧を一應廢止せるも、此年再興して馬を放ち『御牧内竹木伐除ニ相成居候ニ付而者、竹木仕立方をも不レ致候而者、馬素立方不レ宜積候間、竹木仕立方ニ付而者、別當役致ニ見分一吟味之上何分可ニ申出一』（註一四）と申渡せり。又同（寛政五）年幕府は、下總國印旛郡小金牧（東葛飾郡内）御林の數百町歩に亙り、樹木の凋萎せるを伐採して、其跡地に松・櫟を新植（註一五）せしめ、二四六三（享和三）年三月、弘前藩は、牧山の松等を伐採せんとする場合、豫め其旨を經伺（註一六）せしむることとして、放牧林の助長に努めたり。

鹿兒島藩再興牟禮野牧ノ竹木仕立

下總國小金牧御林ノ更新

弘前藩牧山ノ松取締方

而して明治維新後は、官民有地の區分明かとなり、土地の使用倍々集約的となりたる等

の爲、放牧事業は次第に減退せしが如きも、北海道及巖手を始めとし、福島・長野・兵庫・島根・岡山・廣島・山口・熊本・大分其他の地方に於て、牛馬の放牧を行ふ者尠からず、現今放牧地としての林野六拾九萬餘町歩を算し、其半は民有以外のものにして、林業と畜産業との間に幾多未決の問題を殘し居れり。

要約　要するに放牧は、道路不完全にして交通至難なる上古に於て所々に創まり、中古戰國となり、敵に備ふる爲にも人馬の事第一となるや一層擴張せられ、特に奥羽九州等の如き僻陬の地方に於て、田畑等に開發し難き箇所に倍々盛大となり、近世諸士騎馬の法定まりて更に牧地の必要を促し、同時に放牧林は牧地と相比例して興起せるが如し。現代に在りても牛馬放牧の衰退せざる限りは、同林の存置を必要とすると往昔と異らざるなり。同林の樹種は、主として松・雜木を充用し來れるが、大部分は白樺・山毛欅・楢・栗等の落葉濶葉樹にして、密度も多くは疎開を以てせるが如し。

註一　【御家被仰出二】　○盛岡市南部伯爵別邸

註二　【寶曆年間及寬延年間　御用留】　○巖手縣九戸郡侍濱村久慈毅一郎氏

註三　【北三崎御野垣被成方御請次第書留帳】　○同上

註四　【久慈文書】　○同上

註五・六　【御野御用留帳】　○同上

註七　【牛馬定目留帳】　○南部伯爵別邸

註八　【宇部文書】　○巖手縣九戸郡宇部村宇部辰郎氏

註九　【文久四年正月御用留】　○久慈毅一郎氏

『北御野附御免鹽釜之內、横沼土代請戻之儀ニ付、御吟味筋有レ之、右土代附御山之分、双方共追而御沙汰被レ成候迄剪取候義御差留被二成置一候處、侍濱村之儀は、場廣之上、御野口內外共、立木致二繁茂一、右土代附御山通用相成候而茂差支之筋聊無レ之、且又右御山之儀は前々白前村より通用仕來候ニ付、仕來之通相心得可レ爲レ致二通用一旨被二仰付一

九月

寄合　松平織部』

註一〇　【御山守指上手形】　○青森縣三戸郡向村留目政治氏

註一一　【五戸市川新田附御山諸木改帳】　○青森縣廳

註一二　【板野郡古文書類謄寫】　○德島縣廳

註一三　【憲教類典抄九】　○內閣文庫

『東之牧內知行所小原村に付候松林、野馬之爲に障候間、此度きりすかし候樣に可レ被レ致候、尤御勘定奉行へ委細可レ被二承合一候』

註一四　【莊內地理志】　○都城市男爵島津久厚氏邸

註一五　【山林共進會報告履歷之部】　○編者

註一六　【柴田文書】　○青森縣中津輕郡岩木村柴田長兵衞氏

『　定

（中略）

一　農業的林系　五　放牧林

一、御牧山より漆・松・竹・柴之類迄枯候分伐取并松枝拂等之節、何之山澤野共委細ニ書記、其大數前斷之通考量之上、前方伺差出伐取可レ申事

（中略）

右之條々急度相守可レ申候、以上

亥三月

御馬役

五ヶ所御牧頭中

」

章八　獵漁的林系

本林系に屬するものとしては、鹿倉山・鳥場林・鳥屋林・鷹場林・巢鷹山・獵區林の外魚附林を擧ぐるを得べし。而して鹿倉山及鳥場林は、神代に於て既に發生し、上古弓調貢の制と共に發達し、次で放鷹の事始まり、鷹甘部の設置せられしより鷹場林・巢鷹山を見、是等は何れも近世に至り極めて盛大となりて鳥屋林をも生ずるに至り、又魚附林は中古に起り。爾來太平洋沿岸に於て特に發達したるが如し。獨り獵區林は現代に於て設置せられたるものなるも、其實は舊時代の鹿倉山・鷹場林等の變形せるもの多し。

（備考）獵はカリ、野生の鳥獸を逐ひとるの意なるも、獸に獵といふは鹿を主とするが如く、漁はスナドル・イサル・簀魚捕等より轉ぜし語ならんと云ふもあり。

一 鹿倉山

名稱 舊時代に於ては、之を御鹿倉山（福岡・佐賀・人吉・鹿兒島・高鍋・飫肥・佐土原・延岡）と呼びし地方多かりしが、御鹿狩場（幕府）御鹿狩山（高知・小倉）御鹿込山（仙臺・庄内）御狩倉山（福岡・佐賀・熊本）御狩場（岡山）御立山（高鍋・佐土原・飫肥・延岡）鹿猪御留山（徳島）猪鹿待塒場（小城）等と稱せるもあり。

（備考）鹿の名はカにして、シカと訓ずるを正しからずとし、又カリクラ・カリは鹿狩に限るものとせりとも云ふ。

意義 鹿は、我國の史籍に於て最も古くより見ゆる獸類の一種にして、常に山林に在り、我古代に於ては其肉を食糧とし、皮を衣料其他の用に供し、日常生活上缺くべからざるものなりしを以て、之が狩獵專ら行はれ、從つて其棲息繁殖を容易ならしむる爲森林を保育するの域に達し、後世練武の目的を以て狩獵を行ふや、倍々各地に設置せらるゝに至れるものなり。

（備考）①徳川成憲百箇條と稱せらるゝものゝ中に『狩獵放鷹ハ勝遊にあらず、異域本朝上古以來、武官之者翫也、有レ獲則奉二禁庭一、專令レ訓二弓馬一ものなり、唯可レ知レ限レ士事』と記せり。

山幸

弓調ノ貢物

沿革 神代、②彥火々出見尊、山幸のこと傳へられ、上古五七五（崇神天皇一二）年、始めて獸③皮獸角の弓調の貢物を定め、其中に鹿皮あり、七五八（景行天皇二八）年、④日本武尊賊に欺かれて駿河の野に狩せられんとし、一〇一〇（仁德天皇三八）年、鹿を⑤御贄として公に獻じたるもの

①徳川禁令考卷三　②日本書紀卷二　③日本書紀卷五　④日本書紀卷七　⑤日本書紀卷十一

調貢ノ制ヲ改ム

鹿皮千枚ヲ獻ズ

徳島藩ノ鹿猪御留山

ありし以來、歷世の常食となり、一一一六（安康天皇三）年、①安康天皇、市邊押磐皇子と共に近江に狩せられたり。中古一三〇六（大化二）年、②調貢の制を改めらるゝや、獸皮を獻ずるを漸減せしが、一五六五（延喜五）年、國々の③調貢數を改めらるゝと共に、鹿皮は伊賀・尾張・遠江・伊豆・甲斐・相摸・武藏・上總・常陸・信濃・陸奥・出羽・能登・因幡・出雲・美作・備前・備中・安藝・阿波・伊豫の諸國に課せられたり。一五九一―六〇六（承平・天慶）年以來④調庸衰へたるも、鹿獵の業全く廢止とならず。近古二〇〇八（正平三）年、陸奥國の津輕左衞門尉は、領内より獲たる鹿皮千枚を南朝へ進獻〔註一〕せるあり、其他各地に同樣の例乏しからず。以て當時多くの鹿を棲息せしむるに足るべき鬱蒼たる森林の所々に存在したるを想像するに難からざるなり。

近世江戸時代に入り、狩獵は練武の一法なりとして、幕府のみならず諸藩に於ても行はれ、二二六四（慶長九）年閏八月、徳島藩なる阿波國海部郡阿部の禁山に於て御鹿狩〔註二〕あり、二三一七（明暦三）年四月、同國板野郡撫養の大毛山にて御鹿狩〔註三〕の砌六拾四頭を獲たるが、二三一九（萬治二）年十二月、藩は所々の鹿・猪御留山の儀に付『今度被レ仰二出御制法一之上は、當御國八多山（勝浦郡多家良村）撫養山（板野郡撫養町）淡州木戸原は、如二御先代一可レ被二申付一、此外御兩國ともニ、御留山自レ今以後御あけ被レ成候間、兼而鐵炮御法度被二仰付置一所之外にて鹿・猪うちとり可レ申、雖レ不レ及レ被二仰聞一、侍・百姓私ニ留山不レ可レ仕事』〔註四〕と達し、

①日本書紀卷十四　②日本書紀卷廿五　③延喜式　④日本社會事彙

幕府ノ御鹿狩場

二三四〇(延寶八)年十月、大毛山に於て私に鹿の打留をなすことを禁止〔註五〕し、二三四一(天和元)年十一月、同山の伐採のみならず下刈をも許さず、樹林を繁茂せしめて鹿類の棲息繁殖〔註六〕を圖り、二三四二(天和二)年六月、同山は從前通り御留山とし、板野郡なる島田山・長崎(以上瀨戸町)土佐泊山(鳴門村)は臨時留置〔註七〕とせり。

二三〇二(寛永一九)年九月、幕府は『御鹿狩之場所之外、在々所々に而ハ猪・鹿等おはせ可レ申候、勿論跡々より取來候所は可レ爲二其通一事』〔註八〕と令達し、鹿狩の場所を定めて其繁殖を圖り、自然同所に森林の保育せられたるは、下總國小金(東葛飾郡小金町)の如き屢々將軍の鹿狩を催せる場所の松林を時々枝打〔註九〕せしめたるに見ても明かなり。二五〇五(弘化二)年正月、幕領飛驒國益田郡四美村(川西村内)山内に於て、郡代轉任の餞別として鹿狩〔註一〇〕を催し、牝鹿三頭其他猪兎を獲たるあり。

盛岡藩松屋舗ノ鹿狩

二三一八(萬治元)年、盛岡藩主南部重直は松屋舗(陸中國巖手郡瀧澤村内)にて鹿狩〔註一一〕をなし、二三二六(寛文六)年正月、同重信同所にて鹿狩を催し、鹿八百二頭を獲たりと云へるが、以て當時該地方に鬱蒼として森林の繁茂しありしを推想するを得べし。

金澤藩ノ鹿狩

二三三一(寛文一一)年二月、金澤藩は、加賀國粟ケ崎濱(石川郡)にて鹿御狩〔註一二〕あるに付、參加すべき勢子人足舟水子村肝煎等の人數を書上げしめ、二三三七(延寶五)年二月、加州廻の鹿、能州へ通り其上前々より棲息せるものある趣により、少もあたり申さゞる樣〔註一三〕に

高知藩ノ御鹿狩山

熊本藩ノ御狩倉山御止場

と末々迄堅く申付けしめたり。

二三三七(延寶五)年正月、高知藩に御鹿狩山〔註一四〕あり。

二三七〇(寶永七)年十二月、熊本藩にては御止場等に付改正あり『一諸獵之儀、御止場之內ニ而堅不レ仕筈候、鐵炮獵師共茂御止場之內にて、猪・鹿之外諸鳥堅打不レ申筈候事』〔註一五〕と し、二四五〇(寛政二)年二月、八代領上鶴喰村御山の內、狩倉御山床野火の爲燒失〔註一六〕したる旨の屆出であり、二四五二(寛政四)年十二月、立田山御場にて獵師以外家中にても猪狩打苦しからず〔註一七〕とせり。

岡山藩ノ御狩場

二三八四(享保九)年、岡山藩に於ては、備前國の半田山・龍之口・三櫂山・新田陳山の落葉掻き下草採を禁じ、猪・鹿を籠らしめて御狩場〔註一八〕とせるが、二四〇一―三(寛保)年代、立木等殊の外に茂り、猪・鹿多く繁殖して近邊の作物を荒せるのみならず、下草高き爲御狩の際追出し難き有樣〔註一九〕となれるを以て、下草の刈取・立木の間伐・枝打に付考慮を要するに至れり。

仙臺藩ノ御鹿込山

二三八七(享保一二)年、仙臺藩に於ては、久しき以前より設置せる御鹿込山存せしが、此年陸前國名取郡茂庭村(生出村内)生出山を始め二拾七箇所を數へ、枯木伐方竝御用材伐出に付取扱を嚴にし、近山横目或は山守等時々巡視して、鎌斧は勿論、寸鐵も身に帶ぶる者の入山を禁〔註二〇〕じ、唯木ノ葉札を携帶する者に限り、枝枯葉の採取を爲さしめたるに過ぎざ

りし〔註二一〕と云ふ。二四六六(文化三)年三月、同藩は、在々山林の内御鹿込・御雉子込竝鷹場塒等の場所にして、立木御拂の場合、御山方竝御鷹方等の役々見分の上指支の有無を吟味し、下知相濟みて後、木元を引渡さしむること〔註二二〕とせり。

出羽國内ノ狩込山

二三九五(享保二〇)年四月、出羽國田川郡(羽前國)なる川代山(東田川郡)に付、幕府・羽黒山・庄内藩三領の境論決定に際し、狩込小屋場より南西の方に境塚を築き〔註二三〕たるを以て見れば、同國にも狩場の存したるを知るべし。

人吉藩ノ御鹿倉山

肥後國人吉藩には、古くより藩主に直屬する御鹿倉山〔註二四〕として、槻木外五箇村に存せるものあり、御山の内地形地味適切の場所を選み、猪・鹿其他獸類の棲息を計り、特に樫・椎類を仕立て、或は樟の天然下種を施し、常に繁茂を保たしめ、別に鹿倉山と唱へ、深山幽谷に天然生の雜木林を保育して、藩の狩獵に供せるものあり、二四〇七(延享四)年三月、球磨郡中神村(中原村内)御鹿倉を焼きし過代〔註二五〕として挿杉五百拾三本を命じ、二四一一(寶暦元)年二月、鹿倉山を延焼せしめし者にも科代として同じく挿杉〔註二六〕をなさしめ、同山の重んずべきを知らしめしが、二四二二(寶暦一二)年、家中薪用として臨時に御鹿倉を伐採〔註二七〕したることありしは、特別の事情によれるものにして、二四三四(安永三)年八月、御鹿倉奉行〔註二八〕あり、二四五六(寶政八)年正月、球磨郡萬江村(山江村内)領川より東どうせん松雜木野外拾二鹿倉を御立山〔註二九〕とするに至れり。二四六四(文化元)年十月、多良木(多良木村)領白ノ谷・小野ノ谷は鹿倉〔註三〇〕なるを以て鶫山稼をも許さず、同年十一月、槻木(久米村内)領永原谷外八箇所も同斷〔註三一〕とし、二四六五(文化二)年十二月、一勝地(一勝地村)領大白岩・小白岩は鹿倉御園山なるにより、コガ・チシヤ・桑・ツゲ類を伐採して他國拂とするの願を却下〔註三二〕せり。尚年代不明なるも同藩にては、若し鹿倉を伐採せしむることあらば、野境分は拾五間を除かしめたり〔註三三〕と云ふ。

御鹿倉奉行

鹿倉御園山

福岡藩ノ御鹿倉山

二四三〇(明和七)年閏六月、福岡藩は、各郡の御鹿倉山等に籠る猪・鹿の鐵砲打を禁じ、若し田畠を荒さるゝ場合あらば、臨時打拂〔註三四〕を命ずることゝせり。

佐賀藩ノ御狩倉山

二四四一(天明元)年九月、佐賀藩肥前國多久(小城郡内)領内御狩倉山等の法度〔註三五〕を定め、二四五〇(寛政二)年正月、諸鄉村の百姓共へ預け居れる御鹿倉山の盜伐は一村科代となし來れるも、自今村内に組合を作りて管理〔註三六〕せしめ木立の成長を計り、二四九六(天保七)年五月、笹御山御鹿倉猪鹿の泊り障りとなるべきにより、樟腦焚事業の企圖中止〔註三七〕せられたき旨の上申あり、二四九九(天保一〇)年十月、白石山内、笹山御鹿倉は木立旺盛となり透き山となれる爲、猪鹿は通ひのみにて泊りとならざるに付、凡六町歩を伐除かば一兩年中に新立ち繁茂し猪留場とも相成るべき趣を以て、右伐除き方〔註三八〕を具申せる者あり、二五一六(安政三)年、新古御山の立木數に併せ御狩倉伏場の年數〔註三九〕を調べしめたり。

猪留場

御狩倉伏場調

小倉藩ノ鹿狩山

二四五九(寛政一一)年三月、小倉藩にては、鄉筒鹿狩は年中許せりと雖、御留山は之を禁止

小城藩ノ猪鹿待場
鹿兒島等諸藩ノ鹿倉山

〔註四〇〕せり。

二四六四（文化元）年二月、肥前國小城藩に猪鹿待場〔註四一〕あり。

尙年代不明なるも鹿兒島藩に鹿倉山〔註四二〕あり、其他の諸藩に於ても亦此種の森林を仕立てたるもの枚擧に暇あらず。而して明治維新後鹿倉山は、何れも當初の意義を存するもの殆ど無く、獵區林として僅に餘喘を保つに過ぎず。

要約　要するに本林は、明治維新以前に在りては、全國到る處に設置せられて、直接狩獵の目的に供せられたるのみならず、間接には森林の荒廢防止、士民の保健等にも多大の效を致せると爭ふべからず。固より上古の如くならざるも、陸奥・出羽・大和・安藝・周防・薩摩等の諸國は、多くの鹿皮を出し、本林の設置を閑却せざりしなり。樹種は獸類の棲息に適せる濶葉樹を主としたるも、針葉樹のもの亦稀なりとせず。何れも多くは天然生なりしが、間々人工林あり。共に禁伐の制を採りしと雖、財政上の都合、或は領内庶民救濟等の爲、已を得ず幾分の伐採を行ふものありたり。其伐採跡地には、努めて代植又は生育をなさしめたるは、何地も同樣なりしが如し。

註一　【前代歷譜附系圖】　○弘前市佐藤彌六氏

註二・三　【阿淡年表祕錄】　○德島市蜂須賀侯爵別邸

註四　【御記錄い六】　○德島地方裁判所

註五　【諸事御觸寫】　○編者

註六　【御記錄自慶長至貞享五】　○德島地方裁判所

註七　【御記錄い五】　○同上

註八　【憲教類典、五ノ三上】　○內閣文庫

註九　【憲法類集卷之六】　○同上

註一〇　【弘化二巳年公私日次記】　○岐阜縣大野郡高山町富田豐彥氏

註一一　【篤焉家訓】　○盛岡市農手縣立圖書館

註一二　【改作方其外諸事留】　○東京市前田侯爵邸

註一三　【公用集一】　○同上

註一四　【延寶五年分覺書】　○東京市山內侯爵邸

註一五　【自弘化三年至嘉永三年覺帳】　○熊本市細川侯爵別邸

註一六　【寬政二年八代日記】　○熊本縣八代郡松高村男爵松井敏之氏邸

註一七　【自弘化三年至嘉永三年覺帳】　○細川侯爵別邸

註一八　【撮要錄二】　○岡山市池田侯爵別邸

註一九　【撮要錄一】　○同上

『半田・龍之口・三權山・新田陳山之事、先年は下刈を被ㇾ遣、落葉等は山下の百姓共拾ひ申程之事は見覺之やうに御座候て、立木は念入育申趣に御座候處、享保九年十年之頃手寄御林御狩場にも可ニ相成一猪・鹿籠り申ため落葉下刈等指留、御厩之薪其外山廻り等に下刈を被ㇾ下候迄差留、御厩薪ハ御買木に仕、下刈被ㇾ下候者ともへハ薪代相渡、山入隨分差留、尙亦御林續き百姓自林之疑敷をも遂ニ吟味一御取上、御林之內へ入、爾來殊之外茂り申し、依ㇾ之猪・鹿大分に籠り、近邊之作物を荒し、迷惑仕候に付、御百姓とも猪・鹿追ヲ願候得とも、下草高く責子入候て無――（虫喰）

一、猪・鹿之儀も一圓相知不申候に御座候間、御狩被仰付候ても、只今之様にては猪刈追出し候義も難し成御
鹿候并下草茂り候得は、立木之根枝材木無之様に相成申候、其上御坂上山も有之、牛馬飼草にも難儀仕、落葉
拾ひ申事も成不申候、作方の糞を以牛馬之飼草にも用ひ、朝夕之焼物にも仕、又は田地肥し草にも之無御座候付、
近郷之田地毀申候、百姓作方弱り、手飼散田地出来御毛見受御物成米下り損失多く、下タ方も迷惑仕候義に御座
候間、右御林下草へ近邊御百姓共運上出御刈セ歟刈分ケ歟ニ仕、其後見合立木も茂り生立存様に無御座候へ、立
木一歩ニ三本ニ不レ過程に小伐間引、下枝ニ、曲輪も伐セ、入札御拂歟伐わけにも可レ被仰付哉、尤御林御綾ミ
候様相成候ては、下方情相ニ悪ク御座候間、右之品追々に少々宛御申付、御厩之薪下刈被下来候者へも伐渡し相
止、已前之通被仰付候様可レ有二御座一哉」

註二〇【山林方緊要抜萃中の】○仙臺市伊達宿部

「一、御領内御林々々を始、野山等毛上伐替之節、享保十二年御定被二相出一（中略）御鹿込御城林其外雉子御塒邊共、枯木伐方並御用材御伐出し之分共、其時々御族元足輕頭へ問合等之上取扱吟味たるべし

一　御鹿込山
一　同　同　名取郡
一所の一貮澤一郷六村生産
一　同　同　一分宇澤村の内
鍛　冶　澤　長内村中村荒巻村上谷川村三ヶ村
山　山　山　

註三九　【新古御山立木年數調子帳】　○佐賀縣杵島郡武雄町男僧鍋島綱麿氏邸
註四〇　【長井手永未御用日記】　○福岡縣京都郡犀川村永井與三氏
註四一　【享和四年日記】　○佐賀縣小城郡小城町子僧鍋島直庸氏邸
註四二　【舊藩林制大要】　○農林省

二　鳥場・鳥構山

名稱　舊時代に於ては鳥構山（金澤）と唱へたるものあり、所により坂鳥山（福井）鳥捕場（幕領大山）鳥屋場（臼杵）等とも稱せり。

意義　弓・矢・網等を以て、諸鳥を捕ふるを目的として、鳥類の棲息蕃殖又は誘導の爲仕立つる森林を云ふ。

鳥遊ヒ田獵ノ禁禁野

沿革　神代以來、[1]野山海川を馳騁して鳥を狩て遊ぶ鳥の遊びありしが、中古一四〇一（天平一三）年二月、[2]諸國郡司の田獵して產業を妨ぐるを禁ぜられたるを始めとして、爾來屢々禁野のことありと雖廢滅するに至らず、戰國時代に於ては特に武士の輩、常に弓矢を執り山野を馳騁して畋獵を事とせしが、近世江戸時代に入りては一層盛大となり、二二八四（寬永元）年十一月、福井藩は越前國足羽郡江守（莊村內）外七坂鳥山の役鳥小鴨二百羽代銀六拾匁とし、四方からみの外にて鳥打を禁〔註一〕じ、二三一七（明曆三）年十一月、弘前藩は、家中の諸士の山川野邊に於る武藝稽古を奬勵し、同時に『山川野邊へ罷出候節、於二御法度之場一殺生之儀堅令二停止一候間、召使之下ニ至迄、小鳥たりとも堅取不レ申樣急度可二申付一候、組中爲二稽古一大弓を以射申儀ハ爲二格別一之條、於二鷹場之外一、小鳥より雁ひし喰迄令二免許一候、附半弓ゟ小き弓用申間敷事』〔註二〕と達して、鷹場以外に於る鳥類保護に留意せしめ、越えて

福井藩ノ坂鳥山

弘前藩ノ捕鳥

①古事記上　②續日本紀第十四

二三二六(寛文六)年十一月にも同様の諭告〔註三〕ありたり。

金澤藩ノ鳥構場

二三二七(寛文七)年正月、金澤藩は雉子追〔註四〕に付、越中國利波(東西礪波二郡)射水兩郡、加賀國石川・河北兩郡は停止し、越中國新川郡(上中下新川三郡)は雪の內に限定し、其他の諸郡は總て之を赦免とせり、又氷見之庄內・守山(射水郡守山村)竝石動(西礪波郡石動町)之方山續きは鳥追を停止し、二四六四(文化元)年十一月、石川・河北山々の御家中鳥構仕法〔註五〕に付て

鳥構仕法

一、上山・下山・中通り共、是迄願等を以、數年定構場ニ致、年々眞場構來候本場之分、今般不レ殘相改、委ク帳面ニ記置候(中略)

一、本場・伏場共四五年も打捨置候分ハ無(不明)

一、本場・伏場とも、當時松木茂り構難ニ相成一體之所ハ、其段御郡方ゟ夫々及レ屆候上、山廻等指遣、得與見分之上無レ據族ニ候得は格別承屆、枝下シ可ニ申付一候事

一、新ニ相願、構場ニ致度所有レ之、外之場等ニ障不レ申處ニ候得は、其段何村領等小名相調願紙面指出候上、是又見分申渡候上承屆、松木二拾本枝下シ可レ申事

見當木竝諸鳥巢所

と定め、二一五〇〇(天保一二)年九月、新川郡奉行は、同郡に於る見當木竝諸鳥巢所を調べ、上新川郡に西大森村妙儀宮林杉一本・城川原村(豐田村內)八幡宮林松一本外拾八箇所、下新川郡に本江村(下野方村內)墓印杉一本一箇所〔註六〕を書出せり。又年代不明なるも魚鳥殺生等ニ付心得條々中に『小鳥構山ゟ罷越候義は可レ爲ニ是迄之通一候、但構場ニ而□之松山邊ニ而鳥

小鳥構山

構□致間敷事、但場之內等御郡奉行□松□を留枝を伐候等之義致間敷事』〔註七〕と規定せり。

(備考)　加越能三州の通語たる鳥構①は、秋季雜木林內に霞網を張り、囮を出して各種の小禽を誘導し之を捕ふるの謂にして、其獵場としては、時に海岸砂丘の樹木叢生したる地に設くるものあるも、多くは山林雜木林中の矮小なる腹狹き峯筋を以て之に充て、其間高低起伏し、可レ成鳥の翔先の開濶なる地を良場とし、叢生せる雜木は網を張り得らるる樣列狀に開き、若し地形適切なるも雜木少き時は、他より樹木を伐り來りて之を挿し、密閉の度を保たしめ、外部より網の目立たざる樣設備を施せり。之が創設の年代は不明なるも、餘程古き以前より存在せるもゝ如し。

大聖寺藩ノ鴨場

二三四八(元祿元)年、②大聖寺の藩臣村田源右衞門、加賀國江沼郡片野の濱(橋立村內)に遊漁の歸途、日暮下福田村(同郡福田村內)字大坂山を越ゆる時、不圖鴨の飛過ぐるを見て、試に携ふる所の漁網を以て之を捕獲したるを嚆矢とし、爾後同地方に於て該捕鴨盛に行はるゝと共に、鴨の群集を誘導すべき山林の仕立方に付ても注意を喚起し、現今尙本林を存せり。

幕府大山領ノ鳥捕場

二四三五(安永四)年八月、幕府領羽前國西田川郡大山(大山町)にては、下山東之方の森を鳥捕場と指定し『然上者正法寺方ニ而苗木植付等之儀、右之森之中墨より東へ貳間半通相除、境森ノ頂上より南北へ下り七間宛相除候積り、右者境森之中腹ニ鳥捕場貳ケ所有レ之ニ付、境際より木立等ニ相成候而ハ鳥網ニ指障候ニ付相除候儀ニ候、若又植付等成長致し、森之中墨より西江掛り枝等有レ之節者、各樣迄申出、御伺之上枝落被ニ仰付一候積、且又除置候貳間半通之空地草生之儀者、年々各樣より正法寺へ御申達爲ニ刈取一候積御座候』との請書〔註八〕を、鳥捕拾七頭竝に總組子代より差出さしめたり。

①②石川縣山林誌

盛岡藩ノ御鳥溜池松森堤

二四八一（文政四）年四月、盛岡藩は、沼宮内通り巖手郡御獻上御鳥溜雨池竝松森御堤・中手御堤を御普請御手入に付、同所御鳥討御鳥見共の進達せる御人足竝木品積書通り施行するの儀〔註九〕を許せり、同事業中には大雨池寄り土手百間程身隱し茅の枯れたるへ補植の儀をも含めり。

臼杵藩ノ御鳥屋場

二四九五（天保六）年三月、臼杵藩豐後國江無田（北海部郡臼杵町内）大庄屋某、自分山なる丸尾谷長助畑に存する御鳥屋場の竹杉を木垂拂として悉く伐拂ひたるが、皆伐を不埒として追込置七日に處罰〔註一〇〕せられ、二五一三（嘉永六）年四月、同藩〔註一一〕は

御鳥屋木竝雉子御鳥屋場

一下方立行之爲、銘々土地買求、御年貢山銀等致ニ上納一、竹木等仕立、薪用下苅取候處、近來ハケ所ニ寄、御鳥屋木幷雉子御鳥屋場ニ相支候趣ニて、御差留ニ相成候由、左候てハ在中及ニ迷惑一御仁惠之御趣意ニも相支候間、不ニ是非一御差留之ケ所も有レ之候得ハ、得と吟味之上竿入致し、御年貢山銀御用捨、上木御買上被ニ仰付一候樣可レ致候（中略）

一御鳥屋木竝御飼付畑、古き場所にて新規之處ニ振替候箇所ハ、古き所ハ相止、御飼場不ニ相增一樣可ニ申付一候

一御鳥屋木ハ、其木計ニて、側ニ有レ之候餘木ハ御構無レ之樣可ニ申付一候

一雉子御飼場、其近邊山下苅等いたし候てハ不レ宜場所にて下苅御差留之分ハ、下苅料御下ニ可ニ申付一候

雉子鳥屋廢止

と定め、二五二一（文久元）年、從來の雉子鳥屋を廢〔註一二〕することとしたるが、雉子鳥屋は農民の畑中に設け、雉子を誘導して銃獵せしものなりと云ふ。

以上の外各藩亦夫々施設する所ありしが如し。而して明治維新後に於ても、此種の鳥構山は概ね民有林野中に存置せられ、引續き鳥捕行はるゝを見る。

要約　我國には神代の昔より鳥遊の業行はれ、其獲物となるべき鳥類を棲息繁殖せしむる爲仕立てらるゝ森林の濫觴も遠き古へに在りたるなるべし。又鷹狩は尋常人が之を行ふを得ずと雖、鳥遊は簡單にして容易に之を行ふを得べく、啻に娛樂として適當なるのみならず、體力練磨の上に於ても有效なりしを以て、一般士人の間にも盛んに行はれ、本林も汎く各地に施設せられたり。樹種は鳥類の種別に從ひ同一ならざるも、多く見たるは松又は雜木にして、何れも一定の密度と高さとを保つことに注意したるが如し。

註一　【免申南江守坂鳥之事寫】　○福井縣廳
註二　【津輕年表三】　○弘前市新町岩見常三郎氏
註三　【御家舊典上】　○同上
註四　【改作方其外諸事留】　○東京市前田侯爵邸
註五　【舊記拔書二】　○同上
註六　【御鷹場等一卷手控】　○同上
註七　【定書條目等】　○同上

註八【鄉政錄】○山形縣西田川郡大山町加藤幸五郎氏

註九【御側雜書】○盛岡市南部伯爵別邸

註一〇【天保六未年日記上】○大分縣北海部郡臼杵町稻葉子爵別邸

註一一【嘉永六丑年日記上】○同上

註一二【臼杵史料下】○大分縣北海部郡臼杵町臼杵圖書館

三　鷹　場　林

名稱　舊時代に於ては、所により之を御鷹場（オタカバ）（幕領・金澤・和歌山・高田・福井・仙臺・庄内・岡山）御留（オトメ）野・御拳場（オコブシバ）（幕領）御鷹野（オタカノ）（弘前）鷹場山（タカバヤマ）（廣島）御鷹野場（オタカノバ）（德島）御止場（オトメバ）（熊本）御場（オバ）（小倉）等と云へり。

意義　鷹を以て狩獵を行ふ目的を以て、鳥獸類の棲息繁殖を圖る爲、狩場内に仕立てらるゝ森林を云ふ

鷹廿部

沿革　上古、一〇一五（仁德天皇四三）年九月庚子朔放鷹の事あり、鷹甘部を定められしを始めとし、一五四四（元慶八）年十二月、②大規模の鷹狩行はれたるが、鷹狩の行はるゝ處、鷹場亦設備さるゝに至れり。中古一九八八（嘉曆三）年九月、平家盛が伊豫國北宇和郡高田村（高近村内）なる八幡神社に、大鷹取の祈誓（註一）を凝らしたるが如き、當時の士人が如何に鷹狩に熱中したるかを窺ふに足るべきなり。戰國時代、兵馬倥傯の間に、鷹狩の風幾分衰へたるが如かりしも、織田信長の時代より次第に復興し、豐臣秀吉を經て、近世德川氏の代となるに及んでは、尚武の風と共に其勃興を見、鷹場の施設次第に整備するに至れり。

大鷹狩

大鷹取ノ祈誓

（備考）　鷹狩の盛に行はるゝに伴ひ、庶民の迷惑を釀したるものゝ如く、福井侯の行實として『爲二御慰一御鷹野御獵等江被レ爲レ入候事ハ無レ之、御拜領之御鷹ニ而江戸表御雁鴨而已ニ野廻り御出殿被レ遊候、右之節ハ御供之者江田畑作物等不二相傷一樣急度被二仰付一候、萬一誤て蹈顚抔いたし候時は、御自身跡よ

①日本書紀卷十一　②三代實錄卷四十六

り御越し被レ遊候、其後ハ御家中之者共野邊へ混出候砌、自然銘々相愼、作物等不レ傷候様相成候事』（註二）と傳へらるるあり。又米澤の①上杉鷹山に付ては『公の鷹野に出づる、必ず其從者を戒めて、田畔の植物を踏むこと勿らしむ、公自らも亦た一草たりとも之を損ずることなきを務め、若し誤りて踏み荒らす等の事あれば、必らず代償を出して之を償ふを例とす』と傳へらる、以て其一斑を知るに足るべし。

イ　天　　料

幕府ノ御鷹場

二二七二（慶長一七）年十月、幕府は②其直轄領なる武藏國の川越・越ケ谷・浦和・鴻巢・羽生・崎西、相摸國の鎌倉・藤澤、下總國の小金等の御鷹場路次に、橋かけ・木うへ・砂置可レ申旨申渡したるが、二三二〇（萬治三）年八月に至り、御觸條々（註三）中、鷹場をして民の産業を妨げしめざるを規定し、二三二六（寛文六）年十一月には、御勘定奉行下知狀を以て御鷹場の儀（註四）を達し、翌二三二七（寛文七）年九月には、③永井伊賀守より鷹匠頭に對し『餌差幷弟子等迄、於二在々所々一非分申懸へからす、幷竹木一切採へからす』と嚴命したり。

鷹狩ノ地ヲ獻ズ

（備考）二三三三（延寶元）年、④寒河正規は其著書中に『鵜鷹殺生の事、大將は五調の試稽古の爲なり』と記せり。

二三五三（元祿六）年十月、⑤紀伊光貞・甲府綱豐・尾張綱誠・水戸綱條の諸卿より、將軍綱吉に鷹狩の地を獻じたる事あり。翌二三五四（元祿七）年十月、幕府は令達を以て、御鷹場の支障となるべき箇所に於る百姓地抱屋敷圍の取拂及新規築造を禁止し、同時に竹木茂りの箇所は、特に例外として之を保育（註五）せしめたり。續いて二三七一―五（正德）年代、幕府は

①米澤鷹山公記卷十四　②慶長年錄　③德川禁令考卷十七　④子孫鑑上卷　⑤常憲院贈大相國實公

『諸鳥巢ヲ喰ヒ玉子有レ之時分ヨリ巢ヲ立候迄ハ、巢ノ有レ之竹木ヲハ彌其内御用ニモ不二伐採一可二申付一候事』（註六）と達し、二三七六（享保元）年八月、江戸より拾里以内の御鷹場所在の郡名を左の如く指定し、

江戸ノ拾里以内ノ御留場

武州足立郡・同豐島郡・同葛飾郡・同荏原郡・同橘樹郡・同久良岐郡・同都筑郡・同多摩郡・同高麗郡・同新庄郡・同入間郡・同埼玉郡、相摸國三浦郡・同鎌倉郡・同高座郡・同愛甲郡、下總國葛飾郡・同千葉郡・同印旛郡・同相馬郡、常陸國筑波郡

同時に『右郡之内江戸より拾里四方、古來之通町御留場ニ相成候間、萬事如二先規一相心得、私領共ニ右之場所江戸より拾里之間、鳥おどし不レ申樣可レ被二申付一候、尤私領方江も右向寄之面々より、右之旨相達置可レ被レ申』と、御勘定奉行より令達（註七）せしむる所あり。同年九月、幕府は沼田（東京市足立區上下沼田町）・世田ケ谷（東京市世田谷區世田谷町）・戸田（埼玉縣北足立郡戸田村）・平野（埼玉縣南埼玉郡平野村）・淵江（東京市足立區内）・八條（埼玉縣南埼玉郡八條村）・葛西（東京市江戸川區内）の各領内に存せる古來の御留場を先規通り取扱はしむることゝし、同場所より四五里の間、鳥おどし申さゞるやう嚴達（註八）せり。二三八〇（享保五）年將軍吉宗は、武藏國駒場野（東京市目黒區内）に小鷹狩を催し、將軍を始め諸侯の鷹狩倍々盛行するに至れるが如く、二三八一（享保六）年二月、幕府は御留場内にて鳥捕を見出さば、褒美（註九）すべきを令したり。

鳥おどしヲ禁ズ

駒場野ノ鷹狩

①有德院嚴御實記附錄三十

（備考）　二三八一（享保六）年十一月、江戸の浪士山下廣内〔註一〇〕は『四季の御狩ハ武将の御役目にて御座候、其外御遊興一通ニ御座候得は御用捨被レ遊候事、第一江戸近在殊之外困究仕候事逐一ニ御存知不レ被レ遊候事、是ハ御遊をさまたけ申候ニ似候得共』とて、鷹狩を一種の遊山と看做し、鷹狩が武将の采配練習に效なきを諷して、其抑制を建白したるは、所謂當時の輿論を代表したるものともいふべし。

御挙場等ノ廃止

二三八二（享保七）年十一月、公儀の御餌差を廢し、餌鳥請負を八名に申付けたる際『八人之請負人共方々殺生人、在々所々に於て非分成儀申懸へからす、幷竹木一切伐取へからす』〔註一一〕と嚴命し、二五二七（慶應三）年十月、幕府は御拳場・御鷹捉飼場を當分御用なしとして之を廢止〔註一二〕したり。

和歌山藩ノ鷹狩取締

ロ　私　領

盛岡藩ノ御鷹場

二三〇五（正保二）年九月、和歌山藩に於ては、鷹狩の取締に付て令達〔註一三〕したり。

二三一三（承應二）年十月、盛岡藩は、八戸彌六郎等に嚴手郡（陸中國）滴石御鷹場にて鷹仕る樣〔註一四〕と命ぜり。

金澤藩ノ御鷹場

二三一九（寛治二）年七月、金澤藩は御鷹場〔註一五〕を定め『一、小立野（金澤市内）は末村（加賀國石川郡犀川村内）を限り、泉野（金澤市内）は有松村（石川郡三馬村内）より野崎松山の根迄大桑之河原。一、宮腰道をさかひ粟ケ崎道筋を切、此内竝粟ケ崎橋（石川郡粟崎村内）を切、宮腰（石川郡金石町内）迄濱野。一、森下川（河北郡森本村内）を切、鵜の毛の橋（同郡宇ノ氣村内）迄』として鷹遣及鳥取を制限し、二三二六（寛文六）年四月、御鳥見三ツ屋村某、御鷹野橋ノ爪御植松の内枯木を書上げ其數四拾本〔註一六〕に及び、二三四五（貞享二）年五月、加賀郡（河北郡）十村連名を以て御鷹場の村々〔註一七〕百三拾七箇村を書上げ、二五〇三（天保一四）年九月、御鷹場の御定〔註一八〕を發布せり。二五〇五（弘化二）年正月、御郡方農業諸稼申渡中に『御鷹場御縮方之義、是又嚴重相守候樣可ニ申渡一事』〔註一九〕と記し、同年三月、河北郡小坂・津幡・宇野氣新（宇ノ氣村内）外日角（七塚村内）四村に對し、御鷹場高札拾三枚、建木共に渡し、先に取極の箇所へ夫々建〔註二〇〕てしめしが、二五一二（嘉永五）年二月、御鷹場御縮方之儀嚴重相守るべき旨〔註二一〕を達し、尚御鷹場新開〔註二二〕の事あり。二五二八（明治元）年二月に至りては『今般加越兩州御鷹場御解ニ相成候ニ付、御鷹場御高札幷三里境札取除之義申聞候ニ付、若年寄衆ニ御達ニおよひ候處、詮議の通取除可レ申』として御鷹場を解除〔註二三〕せり。

金澤藩御鷹場御定

御鷹場高札

御鷹場ノ解除

德島藩ノ御鷹野場

二三一九（萬治二）年十二月、德島藩は『御鷹野場たりと雖、諸鳥作毛を損せは、常々仰付通り追ひ申すへき事』〔註二四〕と令し、二三五一（元祿四）年八月、御鷹場御留野〔註二五〕を、阿波國名東郡にては東名東・下助任・富田・佐古・南新居・大岡・西名東・上助任・津田・島田・北濱・南濱・庄・下八万・矢上・田宮・今切・宮崎・南才田・沖ノ頭・北新居と定め、二三七二（正德二）年十二月、那賀郡中庄村（羽ノ浦町内）拳正寺に於て、每々御鷹の御

御鷹ノ御祈禱

祈禱あるの故を以て下賜米〔註二六〕あり。尙年代は不明なるも、①徳島藩にては阿波國の御鷹野場川筋に於て、柳萱草竝に雉子鶉附萱野刈取、又は萱野に火を放ちたる者ありしを申出でたる廉により、御褒美として白銀五兩を下附されし者あり、②又江戸に於て越中堀（東京市深川區内）の隣に御鷹場の池を造り、周圍に多くの樹木を植ゑたることあり。

松代藩ノ鷹遣制限

二三三五（延寶三）年五月、③松代藩は眞田孫七郎外四人を除き其他の家士の鷹を遣ふを禁ぜり。

高田藩ノ城廻鷹場解禁

二三四一（天和元）年七月、高田藩は、城廻鷹場を運上金を徴して、其村切に殺生〔註二七〕せしめたり。

福井藩ノ御鷹場

二三五八（元祿一一）年三月、福井藩は條々〔註二八〕中に『一、御鷹場ニ而不レ依ニ大小ニ一諸鳥一切取申間敷事（中略）一、御鷹場之内、粟稗之から其外何ニ而も立草之類、御指圖次第ニ立置可レ申事』と定めて御鷹場川筋の柳を禁伐とし、二三八八（享保一三）年五月、山方御條目〔註二九〕中にも『一、御鷹山近邊ニ林伐荒し申間敷事』とし、二四三三（安永二）年十月、定書〔註三〇〕中に『一、御鷹場柳伐取申間敷事』とし、二四六五（文化二）年八月、淵・舞屋・江戸中三村の定書〔註三一〕中にも『一、堤川端野畑ニ有レ之諸木、御鷹入ニ付殘木ニ相成申候はゝ、村方〻下直ニ買取、跡當り候者へとらせ可レ申候』とし、同年同月の村定〔註三二〕にも『一、御鷹場之内幷川端之諸木一切伐取申間敷候事』とし、二五〇六（弘化三）年十一月、藩は御鷹山〔註三三〕として字大桐谷・湯尾・大桐・山中其他を存せり。

御鷹場柳

御鷹山

①阿波藩民政資料　②御大典記念阿波藩民政資料　③松代町史

熊本藩ノ御止場

二五〇九（嘉永二）年八月、越前國足羽郡江守中村（社村内）の長百姓等より同藩御鷹方に對して、同村は年久しく畔平均せざるを以て、御田地境目濫となり難義に付、村中一同協議の結果畔平均致し度く、就ては御鷹場の諸木は一切伐荒らさゞるにより聞屆けらるゝ樣〔註三四〕にと願出でたり。

仙臺藩ノ鷹場

二三七〇（寶永七）年十二月、熊本藩は御止場改正〔註三五〕中に『一、御家中拜領之鷹場、前々〻極居申事ニ付、脇方〻猥獵仕間敷候事』とし、二四五二（寬政四）年十月、國老拜領の鷹場にて屢々盜獵〔註三六〕あり、其締方を願出でたるものあり。

宇和島藩ノ御留野

二三七四（正德四）年七月、仙臺藩にては、松岡某より仙臺近所の小松が鷹場に障るの故を以て伐拂ふ樣との申出に對し、郡奉行・代官等之を惡解して却て植立てさせ、一面松林又は居久根等の松迄も伐採の吟味せしめんとしたる事件〔註三七〕あり。

小倉藩ノ御場

二四三五（安永四）年八月、宇和島藩は在浦所々に御留野〔註三八〕を指定し、二四四一（天明元）年六月、奥浦一圓〔註三九〕を、翌二四四二（天明二）年八月、磯新田知永村より大浦境迄を何れも御留野〔註四〇〕とし、二四七七（文化一四）年二月、御留野等の取締〔註四一〕を厲行せしめたり。

岡山藩ノ御鷹場

二四六五（文化二）年五月、小倉藩は御場締〔註四二〕に付令達せり。

二五〇〇（天保一一）年三月、岡山藩センゾク原四方一里に餘る箇所に於て追鳥狩〔註四三〕あり『大筒二發、夫ヨリ諸備小銃發シ、御鷹匠赤麾ヲ振、隼ヲ御放シニ相成、其上ニテ木ノ枝園ヨ

庄内藩ノ御鷹場
廣島藩ノ鷹場山

リ雉ヲ放チ、若捉損候節ハ、環列ノ甲士走リ出、杖ニテ爭相申候』と錄せり。

二五二三(文久三)年九月、庄内藩には、雪菰・杭・械等を納めしめたる御鷹場(註四四)あり。

以上の外、廣島藩に於る鷹場山①の取扱は建山に異る所なかりしと云ひ、其他諸藩に於ても鷹場を各所に備へ、其樹林相當の面積に上れるが如し。

要約　要するに鷹狩は、上古に於て發生したるも庶民に之を許さず、專ら貴族階級のみ行ふところとなり、各自己の所領内に鷹場を設けて、此處に諸鳥類の蕃殖を圖る爲、廣く森林を仕立つることとなれるものなり。樹種は濶葉樹を主としたるも、往々松等の針葉樹を混ぜるもの、又は松の純林なるもあり。何れも伐採の禁止又は制限を原則とし、江戸附近に於て大木を伐らんとする場合の如き、其旨を豫じめ鷹匠頭に屆出でしめ、鳥見なる役人をして實地臨檢せしめたる上、禽鳥の集散に影響するや否を見定めたる後にあらざれば、許否を決せざりしと云ふ。又所により野守又は林守等を置きて該林の管理及保育に努めしめたるものあり。明治維新後鷹狩の廢滅と共に、本林も全く其意義を失するに至れり。

註一　【北宇和郡高田八幡文書】　○愛媛縣北宇和郡高近村八幡神社

註二　【享保經濟叢書福井侯行實】　○帝國圖書館

註三　【憲教類典五ノ三上】　○内閣文庫

註四　【教令類纂初集八十八】　○同上

註五　【御勘定所勤方等下】　○同上

註六　【地方御定書四】　○同上

註七　【牧民金鑑十七】　○同上

註八・九　【令書要文十三】　○同上

註一〇　【享保經濟叢書武門大和大乘】　○帝國圖書館

註一一　【御勘定所勤方等中】　○内閣文庫

註一二　【舊政府御達留四十四】　○同上

註一三　【御公義御法度書之寫】　○和歌山縣西牟婁郡田邊町田所双五郎氏

註一四　【御家被仰出一〇】　○盛岡市南部伯爵別邸

註一五　【御定書寫】　○東京市前田侯爵邸

註一六・一七　【改作所舊記】　○同上

註一八　【御定書】　○同上

註一九　【弘化二年御用留】　○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏

註二〇　【弘化二年御用留】　○石川縣河北郡笠谷村新田義雄氏

註二一　【金津組御縮方御法例御請帳】　○同上

註二二　【岡部文書】　○岡部恒氏

註二三　【中川御用留】　○石川縣石川郡蝶屋村中川秀一氏

註二四　【御記錄い六】　○德島地方裁判所

註二五　【御記錄ろ五】　○同上

註二六　【御記錄は四】　○同上

註二七【高田御城請取聞書】○新潟縣中頸城郡下黒川村三上廉平氏
註二八【御鷹場條々】○福井縣廳
註二九【山方御條目】○福井縣丹生郡白山村小泉敎太郎氏
註三〇【安永年中諸事被仰出類】○同上
註三一・三二【疇直ニ付村定一札之事寫】○福井縣廳
註三三【山奉行役勤向覺】○同上
註三四【社村廣瀨文書】○福井縣足羽郡社村廣瀨又兵衞氏
註三五【自弘化三年至嘉永三年覺帳】○熊本市細川侯爵別邸
註三六【寛政四年八代日記】○熊本縣八代郡松高村男爵松井敏之氏邸
註三七【正徳四年甲午七月大記錄】○仙臺市伊達伯爵邸
註三八【日記被仰出】○宇和島市伊達侯爵別邸
註三九・四〇【自寛文二年至天明四年記錄抜書】○同上
註四一【自文化八年至嘉永元年御用場日記】○同上
註四二【御場締被仰出書】○福岡縣田川郡添田町中村武弘氏
註四三【センゾク原追鳥狩略圖】○東京府北多摩郡武藏野町鳥羽正雄氏
註四四【御用留帳】○山形縣西田川郡温海村本間和民氏

四　鳥屋林

名稱　舊時代に於ては鳥屋林（トヤバヤシ）（弘前・米澤）塒場（トヤバ）（仙臺）塒（トヤ）（福岡）等と云へり。

意義　特設の森林内に鷹を誘導して捕獲するを目的とし、仕立てたるものを云ふ。

沿革　弘前藩にては、夙に御鳥屋林なる名を以て、多くの森林を仕立てたるものゝ如く、二三〇八（慶安元）年の津輕封内知行高繪圖に、妙見堂御鳥屋を見るは其一例なり。二三二三（寛文三）年五月、御鳥屋場の木を伐りし爲籠舍を申付〔註一〕けて、本林保育の一助となせしとありしが、翌二三二四（寛文四）年十二月、定書〔註二〕を以て『一、先年御鳥屋林生立之儀ハ不及ニ申ニ、ふみをれニよらす木かや一本成共取セ申間敷候、近所肝煎・五人組之御鳥屋主之者ニ急度可レ被ニ申付一候。一、御鳥屋場より見届次第注進可レ仕之旨、其ロ々肝煎・山守之者ニ可レ被ニ申渡一候事。一、御鳥屋場より四方百間之内、前廉相究之通田畠一切開かせ申間敷候、若相背者有レ之候ハヽ、窺可レ被レ申候事。』と規定し、御鳥屋廻奉行より一般に令達するに至れり。二三二六（寛文六）年四月、廣須川崎土手に於る御鳥屋林の見分〔註三〕あり。越えて二三三八（延寶六）年七月、領内に大風被害あり、藤崎村（南津輕郡）眞那板・藤堂・八日市の三箇所及古館村之内十川袋御鳥屋場林の樹木大に折損〔註四〕したる旨を書上げ、二三四三（天和三）年四月、五所川原（北津輕郡）大堰根洪水被

弘前藩ノ御鳥屋林

御鳥屋廻奉行

御鳥屋場ノ柳

害修繕の爲、御鳥屋場の柳伐採方に付同所より願出でたるに對し、藩は『御鳥屋場障ニ不ニ罷成一處、剪セ申候様』〔註五〕にと、御鳥屋奉行に申渡せり。翌二三四四(貞享元)年正月、唐竹村(竹舘村内)繪圖仕立中に、御鳥屋場の廣袤幅員〔註六〕を記入すべきを命じ、二三四八(元祿元)年二月、菱沼より十三に至る御鳥屋林を守りたる藻川村(北津輕郡三好村内)の百姓兩名は、田地も作らず無足にて五六年間林守を勤めたる爲、飢渴に迫るに至りたるの故を以て、藩より兩人に對し一人一俵宛の救米を給與〔註七〕し、引續き同林を保育せしめ、又同年五月、先年來御鳥屋林山守役として精勤せる八幡舘村(南津輕郡石川町内)の百姓某が、至極難儀せるに付御救米を給與〔註八〕するとゝせしが、二三五二(元祿五)年十二月、褒美として青銅一貫文を與へたり。是れ同人が同村の立山(長八百間程横七百間程)に御鳥屋四箇所を見立てゝ、御山守を申付けられ、廿年の久しき間、無足にて精勵怠らず、爲に上司より『先年小柴ニ御座候場所、只今ハ諸木共ニ一尺五寸廻より一尺廻り迄、又ハ七寸八寸廻り迄、其外杭木抔も御座候、右雜木之内ニ樫・爪木・楢木・栗木等茂御座候、右長十郎殊之外精を入、御山守幷手入共能仕候ニ付、木茂そたち、最早少々宛御用ニ相立申候、彌末々御爲ニも可ニ罷成一』〔註九〕と認めらるゝに至り表彰されたるものなり。二三七七(享保二)年十二月、御國産出の御鷹の儀に付幕府の大久保佐渡守より藩に對し『岩木山之圖、眞名板淵島屋場迄道程如何程にて候哉、又ハ御鷹巢筋之由來、東南西北之譯ともに不レ殘在所に覺申者可レ有レ之候間、在所ゟ申遣、

御鳥屋林山守役

山守役表彰

疾と委細申出候様』との問合〔註一〇〕あり、翌年之に答申〔註一一〕せり。同(享保二)年、廣田組(北津輕郡榮村内)御鷹待鳥屋場改〔註一二〕あり、姥滝(ウバヽタキ)村(北津輕郡榮村内)若柳・鷹ノ巢・茂川村中沼之内・中沼下善津・辨財天古川添・笹島屋・與右衞門沼・古川添・川尻に各一箇所待主一人宛、合九箇所九人に及び、二三八九(享保一四)年五月、高倉某は『藤崎村領眞名板淵御鳥屋場之林木立薄罷成候、其外近邊之林共ニ盜伐取申候哉、漆奉行支配所候得共、數ヶ所相勤候得者、繁ク見廻候儀成兼可レ申候、依レ之近村之郷士竝ニ庄屋共見守申候儀先達而被ニ仰付一郡奉行より夫々通用仕候、今度見分仕候』とて木薄の模様、盜伐の仔細等を詳述し『去々年念常林之前新川出來候得共、眞名板林之たしに成兼、去秋當春兩度洪水之節、川欠落木茂過分ニ候、當年諸方御普請多く御座候間、何とそ差延申度儀ニ候得共、當分杭打出シ等ニ而茂不レ被ニ仰付一候ハヽ、二三年之内ニ者、猶更眞名板淵林殘すくなに川欠可レ申哉與奉レ存候』との意見をも具申〔註一三〕したるが、二三九〇(享保一五)年七月、同鳥屋林に關し同様の趣旨を以て『林薄罷成候ハヽ、格別之御鳥屋之儀御座候間、右林續之畑御潰、諸木植足可レ被ニ仰付一御沙汰ニ茂可ニ罷成一哉與奉レ存候、左候得ハ諸木之そたち申候間茂御座候間、當年より足林被ニ仰付一候様ニ茂可レ被ニ仰付一候哉』〔註一四〕と重ねて申立て、藩は申立の通り之を實行せしめ、二三九四(享保一九)年七月、浪岡組瀧井袋(南津輕郡浪岡村内)之内、十川伐廣泥土ヶ普請に際し、御鳥屋場の障りにならざるの故を以て、兩岸

御鳥屋林績ノ植足

待主

の柳拾二本の伐採〔註一五〕を許されたり。尚年月不明なるも、戌年野宮某等の上申書〔註一六〕中に、清野袋・町田袋・曾介袋・五郎袋・大川袋・寺女袋・横木袋・したんか沼袋等は、悉く古來御鳥屋林の跡なることを記せり。以て弘前藩が各所に鳥屋林を設置せるの狀況を知るに足るべし。

仙臺藩ノ御鳥屋林

（備考）二四一八（寶暦八）年五月、失名氏の津輕見聞記〔註一七〕中に『岩木山の麓に廣き野あり、此所へ鷹多く集り、地面に網をはり、此中に鳩雉子の類をつなきおくに、鷹これを見付かり居る所を網を引、四方より刎かへし、鷹のうへに覆ふ、鷹は羽を大切にするものゆへ、網かゝりてはすこしもはたらかすして得やすし、御領主に鷹司またありて、よく飼育て後、江戸へ獻上にもなるといふ』とあり。

二三一五（明暦元）年三月、仙臺藩なる栗原郡（陸前國）柳澤御山守より、同村内御鳥屋林の盜伐〔註一八〕せられしを訴出で、二三五七（元祿一〇）年六月、桃生郡（陸前國）御林帳中に次の如く記載せる御鳥屋林〔註一九〕あり。

一瀧之上御林

一長四町　長ハ瀧之上ゟ峯通迫立海邊北下之小澤頭迄

一横三町　横ハ釣之尾東之小澤頭ゟ瀧之鳥屋峯道通瀧之上森迄

此歩數四萬三千二百坪

一栗・雜木一尺廻り以下、柴無レ村厚相立、元祿元年ゟ二年迄割薪山被二相明一由也

一東ハ針岡海道、北下之小澤頭ゟ殿原立峯切、南ハ追立海邊北下之小澤ゟ板木ケ澤頭

御山守　利右衞門
肝煎　傳兵衞

迄殿原澤切、西ハ瀧鳥屋西下板木ケ澤之小澤切、北ハ瀧鳥屋峯切

右御林ゟ北上川江拾四町程

御場ノ禁伐竝伐替

二三四八―六三（元祿）年代同藩山林改正の節、新に藩林としたるものあり、此内には塒場・用木山・薪拂下山等を包含せるが、御塒場は鷹を捕獲する爲に仕立てたるものにして、其箇所は山峰百間四方を禁伐〔註二〇〕とし、享保年度迄に領内の御塒場五百十七箇所の多きに及べり。二三九〇（享保一五）年八月、領内の各村に亙り塒場を調べ御塒場帳〔註二一〕を規定し、二三九〇（享保一五）年八月、領内の各村に亙り塒場を調べ御塒場帳〔註二一〕を調製せり、卽ち名取郡（陸前國）のみにても熊野堂村（高舘村内）拾一箇所、坪沼村（生出村内）一箇所、吉田村（高舘村内）五箇所、川上村（高舘村内）三箇所、鹽手村（愛島村内）二箇所、笠島村（愛島村内）九箇所、北目村（愛島村内）拾箇所、志賀村（千貫村内）一箇所、北長谷村（千貫村内）一箇所、南長谷村（千貫村内）一箇所、三色吉村（千貫村内）二箇所、北長谷村（千貫村内）一箇所、根嶺村五箇所、平岡村八箇所、富澤村（仙臺市内）四箇所、山田村（仙臺市内）一箇所、鈎取村（仙臺市内）三箇所、湯元村（秋保村内）一箇所、馬場村（秋保村内）二箇所、新河村（秋保村内）一箇所、茂庭村（生出村内）四箇所に及び、其他柴田・宮城・登米・本吉・志田・氣仙・桃生・黑川・江刺・賀美の諸郡に亙かず。

御塒場帳

福岡藩ノ塒

二五〇九（嘉永二）年九月、福岡藩は塒等にて猪鹿を獵するを禁ずる爲『谷山續之山々別而御城近き山之外は、塒ニ而猪鹿を取候儀無レ之樣相心得可レ申事』〔註二二〕と達せり。

米澤藩ノ鳥屋林

以上の外、米澤藩に鳥屋林〔註二四〕あり、其他諸藩に於ても施設するもの尠からざりしが如し。而して本林は、版籍奉還と共に、一部は民有に歸し、一部は官有として存置されたるが、舊時代の意義を有するもの殆ど無きに至れり。

要約　要するに鳥屋林は、鷹狩の行はるゝと共に、鷹の來り棲む地方に於て漸次發生したるものにして、特に東北地方に多く存せり。樹種は概して天然生の雜木にして、川普請の如き特別の場合以外は伐採を許さゞるは勿論、同林附近の開墾をも禁止し、林守を附して監視保護に任ぜしめ、之が保育を圖れり。

註一　【寛文三年日記】　○弘前市津輕伯爵別邸
註二　【御定書】　○同上
註三　【寛文六年日記】　○同上
註四　【津輕史】　○弘前市關清六氏
註五　【天和三年日記】　○津輕伯爵別邸
註六　【村繪圖仕立樣之帳】　○青森縣南津輕郡竹館村大字唐竹區
註七　【貞享五年日記】　○津輕伯爵別邸
註八、九　【元祿五年日記】　○同上
註一〇　【享保二年日記】　○同上
註一一　【享保三年江戸日記】　○同上
註一二　【享保三年平山日記當處年代記三】　○弘前市新町岩見常三郎氏
註一三　【享保十四年日記】　○津輕伯爵別邸
註一四　【享保十五年日記】　○同上
註一五　【享保十九年日記】　○同上
註一六　【岩見文書】　○岩見常三郎氏
註一七　【寶曆八年津輕見聞記】　○同上
註一八　【以書物申上候】　○宮城縣栗原郡高清水町土田幸平氏
註一九　【桃生郡南北御林牒】　○青森營林局
註二〇　【舊仙臺藩山林制度問答筆記】　○宮城縣廳
註二一　【山林方緊要抜萃】　○仙臺市伊達伯爵邸
註二二　【御塒場帳】　○仙臺市清水東四郎氏
註二三　【諸願諸指出御絢狀一切記錄】　○福岡縣筑紫郡大野村高原悌次郎氏
註二四　【御林集】　○米澤市伊佐早謙氏

五　巣鷹山

名稱　舊時代に於ては、之を御巣鷹山（ミスタカヤマ）（幕領武藏・佐渡・飛驒・美濃及仙臺・上田・松代・飯山・松本・小諸・人吉御巣山（幕領美濃・飛驒及名古屋・高知）巣高山（金澤）御鷹之巣場（ミタカノスバ）（米澤）巣鷹場（幕領信濃・飛驒）巣入山（スイリヤマ）（幕領佐渡）御鷹山（ミタカヤマ）（幕領甲斐及盛岡・福井・宇和島・高田）御巣子林（ミスコバヤシ）（仙臺）御鷹巣山（ミタカスヤマ）（仙臺・金澤・山口・人吉）御鷹林（ミタカバヤシ）・鷹待場（タカマチバ）（弘前）とも云へり。

意義　巣鷹を捕獲する爲、鷹の巣をかけし森林、又は特に鷹の巣を掛くるに適せる森林を選みて、嚴に保護を加へられたるものなり。

（備考）　鷹は鷲鳥の一種にして深山幽邃に棲み、其性能く他の鳥類を捕ふるを以て、巣鷹を捕へ、之を飼馴らして狩獵用に供す。該鳥の種類甚だ多く、天足に脇毛なく、純白にして蒙雪と稱するを最良とす。秋冷に來り春暖に去るものにして、先づ紀伊國の那智山最高の梢に棲み、次に羽前國羽黒山の深林に入ると言傳へられ、奥州鷹を奥の巣・甲州鷹を唐轡・蒼鷹を日向巣・鵰を丹後巣・鷂を伊豫鷹と唱ふ。

鷹飼養ノ始

沿革　鷹を飼養して狩獵することの文獻に記されたるは、上古一〇一五（仁德天皇四三）年九月を始①めとし、爾來廣く上下に行はれたりしが、中古一三八九（天平元）年八月、之が禁止②を令せられし以來、永く其禁を解くに至らず、近世江戸時代（註一）に入りても尚同樣にして、幕府竝に諸藩を通じて各特殊階級の武士に限り之を許せるに過ぎざりき。從つて巣鷹に付ても夫々奨勵と制限の方法を設けたり。二二八六（寛永三）年、德川幕府は令して（註二）『御鷹見

鷹狩禁令

江戸幕府御巣鷹ノ令

①日本書紀卷十一　②續日本書紀卷十　③日本紀略、類聚三代格、政事要略、文德實錄

巣鷹ヲ盜ム者ハ死罪

出候者ノ事、其ノ身ノ事ハ申スニ及ハス、彼五人組ノ者モ其年巣ノ番ヲユルシ、見出候當人ニ御褒美下サルヘキ事。附、新巣見出シ候者ニハ其年常之御ホウヒ一倍下サルヘキ事』又相聞候トイフトモ、其ノ身ノ事沙汰ニ及ハス、一類トモニ死罪ニ行ハルヘキ事。附、五人組ハ籠舍タルヘキ事』とせり。此の如き制裁は、享保年代以後廢止されたるも、以て武家が如何に鷹を重んぜしかを知るを得べく、巣鷹山の禁令亦如何に嚴なりしかを知るに足るべし。次に幕府領たる天料と諸侯領たる私領とに別ちて本林の大要を記することとす。

イ　天　料

入吉藩預リ地ノ御鷹巣山　椎葉山

二二六一（慶長六）年三月、豐臣氏は、九州人吉藩預りなる椎葉山①（肥後國球磨郡）を鷹之巣とし、入山は勿論鐵炮放ちを禁じ、其後德川氏となるや、二二七六（元和二）年四月、御②鷹巣山は大河内ノ内荻浦山外六箇所として保護せしめ、二四六一（享和元）年十月、同藩御林帳（註三）にも鷹巣山は從來に相違せずと載せしが、二四六七（文化四）年十一月、椎葉山中への申渡に『一、總而御法度之趣を相背き申者有レ之節は勿論之儀、或ハ鷹巣或ハ御立山之木を伐候者於レ有レ之ハ、其五人組より規度可二申出一、若脇より於二相知一ハ組中油斷之科難レ遁、其品ニより同罪可レ被二仰付一事』（註四）とせり。二五一〇（嘉永三）年十一月、同山中鷹巣山竝に御立山の伐木禁制

①②椎葉村史

が、守られ居るや否を毎年三度居出づべき旨、勘定役所より同山役人へ下命〔註五〕せり。又

来良山

二二六一（慶長六）年九月、徳川家康は黒印状を相良左兵衛に下して、来良山①を前々通り鷹巣山とし、鉄砲及焼畑を禁ぜり。

木曾及裏木曾ノ巣山

二二五六―七四（慶長）年代、徳川家康の御納戸料たりし當時より、信濃國木曾（西筑摩郡）②は、巣鷹を家康に獻納するとを命ぜられたるもの、如く、同所に於ては鷹の巣を掛くる爲に、最も樹木の繁れる山を選びて之を巣山と稱し、特に區劃して人民不入の地とし、嚴に伐木を禁じて之を保護せり。二二七五（元和元）年尾州領となるや、御巣山數木曾分五拾九箇所、其他を合せて八拾三箇所、何れも巣鷹を幕府に獻ずると故の如く、毎年五月十月に、徒士一人・足輕一人を一組と稱へ、四組をして諸山を巡廻せしめ、巣鷹を捕ふるものには二人口を給せり。

巣山巡廻

御巣山さや

二三四四（貞享元）年、御留山・御巣山〔註六〕にさや（鞘）、明山内より木在る所々三町歩、木無き所五町歩を留めしめ、二三五〇（元禄三）年正月、毎年御達の通り、信濃國鰍川山（西筑摩郡王瀧村内）内竝御巣山・御留山新かこひの内にて、何木によらず一本一丁も切取を禁ぜ〔註七〕じ、二三五三（元禄六）年十二月、木曾の御巣鷹〔註八〕を止め、二三五九（元禄一二）年二月、美濃國惠那郡川上村御巣山たる巣乗・長坂・大根・鈴根四箇所の内へ入るは勿論、御巣山堺にても何木によらず、一本も濫に伐るべからずとし、且諸木の皮剝をも禁〔註九〕ぜり。此四箇所は先年巣守久助等をして嚴に監視せしめ、御巣鷹時分は言ふに及ばず、常々も油斷なく山を見廻るが故に、同人等の歩役・傳馬を免ぜるも、近年御巣鷹召上げられざる爲、山廻りも粗となり、歩役・傳馬も村竝に勤むることゝなれるが、三年以前丑（元禄一〇）年より前々の通り村中より歩役・傳馬を勤め、巣乗・大根は孫八郎、長坂・鈴根は八右衛門、月に一度づつ見廻ることに決定し、萬一諸木一本にても伐取か、木皮盜剝あらば早々届出づる筈とせり。二三六五（寶永二）年二月、王瀧村請書〔註一〇〕中に『一、例年度々被二仰付一候御巣山御留山新境廻り之義、一丁一本も切越不レ仕候樣ニ堅相守可レ申候、御巣山御留山新境之義ハ不レ及レ申、境ちかき處へも不レ參候樣ニ常々無二油斷一村中相互ニ吟味可レ仕事』と記さしめ、二三七〇（寶永七）年六月、上松奉行市川甚左衛門は、三浦（王瀧村内）等の御巣山の新圍〔註一一〕を命ぜられ、日數七拾一日も同山に滯在せり。二三七六（享保元）年六月、御巣山内に野麥取の入るを禁〔註一二〕じ、二三八四（享保九）年十一月、御巣山・御留山に熊剝多きを以て、之が防ぎとして明山にて熊を擊〔註一三〕たしめ、二三八六（享保一一）年十一月、御巣山の内木立なきは諸事御留山同樣の取扱〔註一四〕となし、見廻りも年一回に減少せり。二三九〇（享保一五）年、此年より信濃國藪原宿（西筑摩郡木祖村内）御巣鷹御役所〔註一五〕を命じたり。二四一九（寶暦九）年六月、寺町兵左衛門は〔註一六〕

御巣鷹役所

御巣山新圍

御巣山熊防ギ

木曾ノ御巣山等書上

一御巣山

木曾惣山之内、木立深き所年々鷹之巣有レ之候付、其處を指して巣山と唱來候由、貞享

①相良家文書　②木曾山沿革

巢主

四卯年巡見之節獻上之御巢鷹御用ニも相成候付、右場所見分有レ之、其町間村方ゟ爲ニ書上、境内之分立木ハ勿論、下草も不ニ刈取一筈相極、此節ゟ御巢山與唱申候由、右町間村方書上ケ之儘相用申候付、場所ニより廣狹御座候由ニ御座候

一御留山・御巢山新圍

前々御巢山・御留山境内ニ伐越背之者も御座候付、右御境外取廻し、別ニ一重御境相立、本巢山・御留山境へ伐越無レ之様ニ仕候、是茂新圍と申候、村々ニ而ハ、物の鞘をかけ候様成物ニ御座候故、御留山さや・御巢山さやと申候、當時ニ而ハ新圍之御境を則御留山・御巢山境に相心得堅く相守り申儀御座候（中略）

一巢鷹

諸山より出ル、年々巢鷹案内之百姓共心懸、巢見出し候得ハ、藪原詰御鷹方竝福島へ致ニ注進一候、則福島より巢元見分致候、其以後見出し候者、日々巢元相守り申候、是茂巢主と相唱候、追而宜時節甚兵衞家來罷越、巢主召連候而巢をおろし御鷹方へ相送り候、一巢ニ三羽或ハ四羽程有レ之候、御鷹方へ指出候得ハ御褒美として弟（雌鷹）ハ米二石、兄（雄鷹）ハ米五斗被ニ下置一、右之内御獻上ニ相成候へハ別金五兩被ニ下置一候、但御巢山・明山ニ限らす巢を引申候

と書上げ、二四二六（明和三）年五月、王瀧村大樋瀬・小樋瀬・鈴ケ尾・辰巳ケ尾御巢山新圍

甲斐國ノ御鷹山

佐渡國ノ隼巢入山

飛驒國ノ御巢鷹山

御巢鷹差配

御巢鷹山捉回ノ方法

を改め、御山内火の用心停止の小檜曾木伐取らざる様、同村庄屋・組頭等より請一札（註一七）を徵し、二五三〇（明治三）年四月『一、御巢山・御留山ゟ程近キ危キ所ハ、庄屋・組頭吟味仕、草山爲レ燒申間敷候御事』（註一八）と令せり。

二三四〇（延寶八）年九月、幕領甲斐國巨摩郡（北巨摩郡）上教來組鳳來村にては、更めて先規に從ひ、御鷹山にて伐木せざるは勿論、出入をも爲さゞるを（註一九）約し、二三九一（享保一六）年三月、幕領佐渡の窪田肥前守より『佐州隼巢入之義申上候』とて『深浦村隼、二月廿八日巢入仕候、二見村隼、三月七日巢入仕候、此外關村・岩谷口村・願村所々隼、當年者巢入不レ仕候』と報告（註二〇）せるを見れば、佐渡國前記の箇所に巢鷹山の存置されしは明なり。

二四二一（寶曆一一）年三月、高山（大野郡）代官所は、二三九八（元文三）年以來管内に於る御巢鷹山四拾一箇所を調査（註二一）せるが、二四二五（明和二）年十一月に至り、高山の御巢鷹差配源次郎より、高山役所に差出したる願書（註二二）によれば、同管内には古來九拾三の巢山ありたるもの丶如きも、爾來年々箇所と巢鷹と共に減少したるを以て、同人は其挽回方法として『巢場所之義、御留山ニ被ニ仰付一、猥伐荒不レ申候ハ丶、御用之御巢鷹出來可レ申哉與奉レ存候』と願出で、越えて二四二八（明和五）年二月、同役所榑木方より『御用木幷白木稼等ニ而、山續之巢鷹有レ之場所茂、當時ハ木數まばらに相成り候様ニも有レ之候哉、前々之通ニ巢鷹も無レ之、若差支にも可ニ相成一哉、右場所之義も、山廻り役より可ニ書出一候、當國より出候巢鷹ハ、外々

御巣鷹場差札

加賀越前兩國ノ御巣鷹山

國々より相廻り候よりは宜敷趣、兼而江戸表にても御沙汰有レ之義ニ候得は、隨分巣鷹數も相增、江戸表より持下り有レ之候様致度ものニ候、此義鳥屋源次郎等ゟも出精、數多ク見出候様可ニ申聞一事に候得共、先つ木立茂り先□し、元通りニも立直り候様心懸ケ、右之否可ニ申聞一事』と答申〔註二三〕せり。二四三七（安永六）年十一月、同代官所山廻り役は、其勤め方〔註二四〕として『年々御巣鷹出候山々之儀は勿論、新規巣掛等見當候ハヽ、早速御訴申上』ぐべきを申出で、二四五〇（寛政二）年五月、同管内白川郷六厩村山内ねづ尾及同村山内字ひ山に各一箇所の御巣鷹場を見立てたるに付、御差札二枚下附されたき旨願出〔註二五〕でたる者あり。二四九六（天保七）年六月、高山代官支配、越前國本保役所（丹生郡吉野村）より管内及附近私領の巣鷹山〔註二六〕を書上げ、内御巣鷹山としては白山麓加賀國牛首・風嵐兩村（能美郡白峯村内）立會の御林拾二箇所、島村（同郡栗津村内）二箇所、杖村（同郡新丸村内）一箇所、新保村（同郡新丸村内）二箇所及越前國大野郡にて小笠原相摸守領井野口村（富田村内）一箇所、青山播磨守領若狭野（勝山町内）野津㠧（上味見村内）藥師神谷（野向村内）森山（上荘村内）の四村四箇所なりとせり。

（備考）　加賀國白山々麓の巣高山〔註二七〕は、元結城秀康の所領にして、當時村民等同山の巣鷹より雛を捕へて秀康に獻ぜし以來、監守人を置きて濫に伐木するを禁じたりと云ふ。

二五〇五（弘化二）年六月、高山郡代新任に付、先郡代より引繼の際『飛州山内ゟ御巣鷹相納來、例年四五月頃巣おろしの上、役所へ揃參、差出之儀願候ニ付建繪府（符）相渡、江戸役所へ添狀いたし差出來候由申送、右取計書物類爲ニ見合一先前ゟ引渡有レ之候間、猶又引渡申候、尤藤之進（代官藤田）支配中差出候儀無ニ御座一候、一右巣鷹之儀前々ゟ見立人有レ之、見立札相渡有レ之候處、以來猥に相成、他人へ貸札いたし候趣にて、御巣鷹幷網掛鷹等他國へ賣拂候様成儀も可レ有レ之哉之趣相聞候ニ付、右札取立親（新）規燒印札見立へ相渡し、取締方申渡候由申送有レ之、請證文引渡有レ之候ニ付猶又引渡申候』〔註二八〕と演說せり。

信濃國ノ巣鷹場山

武藏國ノ巣鷹山

降つて二五三〇（明治三）年、幕領信濃國下高井郡中野代官所管内にては、巣鷹場山内に入山禁止の制札〔註二九〕を立て、又武藏國北多摩郡氷川日原等、甲斐國都留郡に隣接せる村々に現存する天然生椎木の官林は、往昔用材を需めし所にあらず、鷹隼の能く巣を結ぶ所なりしを以て、其鷹雛を捕獲して幕府の用に供する爲、伐木禁制の地となり、是等の山林を總稱して御巣鷹山〔註三〇〕と稱せりと言傳へり。

弘前藩ノ鷹待場

口　私　領

二二七〇（慶長一五）年八月、弘前藩の陸奥國小栗山（中津輕郡千年村内）の松山〔註三一〕に於て鷹を捕ふ、是迄御鷹匠は毎年鷹岡に赴きしが、同所御城となりしを以ての故なり。二三二五（寛文五）年十月、同藩は各郡奉行に令達して、所々御鷹林の伐採を禁止〔註三二〕せしめ、二三三二（寛文一二）年、鷹待場三世寺（中津輕郡藤代村内）眞那板林へ雜木三萬本を植付〔註三三〕けしめ、

二三四七（貞享四）年五月、津輕郡（南津輕郡）田舍庄板木澤村の留山場五箇所は、從前の鷹待場、檜雜木立なるも場廣にして檢地に及ばず〔註三四〕とし、二三九三（享保一八）年二月、眞那板林の足林に諸木を仕立〔註三五〕てしめたる如き、巢鷹育成の補助施設とも見るべきものあり。

米澤藩ノ御鷹之巢場

二二八一（元和七）年四月、米澤藩は大立山定〔註三六〕中に『鷹のすは（巢場）一切きり申ましき事』とし、二三一五（明暦元）年九月、羽前國中津川内（南置賜郡）の鐇役控〔註三七〕中に『廣原川村御鷹之す（巢）場へ一切入申間敷候、但山見之者入候所へハ入可レ申事』とあり、二四〇二（寛保二）年十一月、中津川領の沼澤（西置賜郡津川村内）間瀬等に鷹ノ巢場〔註三八〕ありたり。

仙臺藩ノ御鷹巢山御林

二二八三（元和九）年、仙臺侯伊達政宗、茂庭村刈田湯原村論所山中樗平に鷂巢あるを發見し、其巢子を取り、内藤外記をして幕府に獻ぜしめたるが、爾來同地を御巢子林〔註三九〕として巢子守を置き、伐木を禁制したり。二四八九（文政一二）年の御普請方御引除山〔註四〇〕中に、

御巢子林

佛坂村所在鷹巢山御林は、長さ卅一町横一町に亙り、此坪數百廿四萬餘坪に及べり。

盛岡藩ノ御鷹山

二三一四（承應三）年二月、盛岡藩は久慈鳥屋村（陸中國九戸郡夏井村内）の内水限山・火石倉山の二箇所は、前々より御鷹山〔註四一〕なるの故を以て伐木を禁止し、二四一一（寶暦元）年五月、三戸郡（陸奥國）留崎村なる岩山へ隼巢懸けしやの趣を申出でたる者ありしが、鷹飛通る所は殊の外草木の葉茂りて確め得ず〔註四二〕とせり。二四六二（享和二）年三月、大槌（陸中國上閉伊郡）御代官所の戸澤御山鷹巢御山、檜木立格別生長、後々御用木にも相成るべしとて、遠野手寄の村方にて見守〔註四三〕らしむ。

高知藩ノ巢山

二三三三（延寶元）年十一月、高知藩は、郡方御定目中に於て、巢山所在地にては放鷹を停止すべき旨〔註四四〕規定せり。

福井藩ノ御鷹山

二三三七（延寶五）年八月、福井藩は、御鷹山近邊の林伐荒しを嚴禁〔註四五〕せり。

宇和島藩ノ御鷹山

二三六七（寶永四）年十月、宇和島藩は鬼ケ城深山（伊豫國北宇和郡）の薪取を禁〔註四六〕じ、二三七五（正德五）年九月、同山に本鳥居・鷹つくを加へて三箇所の峯通を禁伐〔註四七〕とし、二三九〇（享保一五）年二月、御鷹山へ山奉行等登山の度數を定めて猥に入込まざるべき〔註四八〕を達し、二四六八（文化五）年六月、沖之島上新山を御鷹山〔註四九〕に編入し、二五二〇（萬延元）年正月、御鷹山たる本鳥居・鷹つく・奥鬼ケ城三箇所の儀に付、山奉行の伺出に對し、峯通りは深山の事とて良材もあるべきに付、濫伐に陷らざる樣警むるに止むべきを訓令〔註五〇〕せり。

金澤藩ノ御鷹巢山

二三八五（享保一〇）年七月、鷹巢本の覺〔註五一〕として、能登國鳳至郡なる劒地村長崎・深見村（諸岡村内）長崎・皆月村（七浦村内）かうしり・樽見村（七浦村内）椿原・大澤村（西保村内）たるま・名舟村（南志見村内）七ツ島之内大島・あらみこ竝みくり・龍島及珠洲郡なる片岩村（西海村内）くらさき・仁江村（西海村内）しか浦・鵜飼村（寶立村内）みづき島拾二箇所を書上げ、二四九九（天保一〇）年八月、越中國五ケ山大勘場村（東礪波郡利賀村内）等五箇村及田向村（東礪波郡上平村内）は、御鷹巢原御縮山の領付村等なるに付、近年威鐵炮指留中なりし處、猪鹿等徘徊迷惑少

からざるを以て、狩人に打たせ度旨〔註五二〕願出であり、當年限り之を許せり。

山口藩ノ鷹巣山

二四三五（安永四）年八月、山口藩長門國豐浦郡向津具下村所在松木立の鷹巣山根浚へを施行〔註五三〕せり。

（備考）二四五四（寛政六）年十二月、高田藩越後國頸城郡（中頸城郡）有田村大肝煎書上〔註五四〕中に『黒姫山、但シ信州野尻山之西ニ有、高田より南之方道法り拾二里、右者御公儀御鷹山ニ而、信州熊坂村之地内、嶺ハ青木、裾ハ雜木之山ニ而南井之瀧ニ續申候』と記せり。

諸藩ノ巣鷹山

其他年代は不明なるも、信州上田（上田市）松代（埴科郡）飯山（下水内郡）松本（松本市）小諸（北佐久郡）等の諸藩には、巣鷹の繁殖を計る爲に、伐木を禁止したる諸山〔註五五〕ありたり。而して明治維新後封建制度の瓦解と共に鷹狩の事止み、巣鷹山も其用を全く失ふに至れり。

要約　要するに巣鷹山は、鷹狩と離るべからざるものにして、鷹狩は古來我國上流階級の間に專ら行はれ、近世徳川幕府が其政策上より、治に居て亂を忘れざるは鷹野猪狩なりとし、鷹狩が單に武士の娯樂にあらず、武備の行藏として恰好の嗜みなりとしたる爲、將軍・國主・地頭等の間に倍々盛に行はるゝに至り、隨つて其狩獵上唯一の具たる鷹の捕獲と繁殖とに便ならしめん爲、山林巖壑の適地を撰みて本林を仕立てたり。該森林は復た間接に、水源涵養・土砂扞止等の效を助け得たるもの尠からず。樹種は針葉樹あり濶葉樹ありて一定せずと雖、多くは自然生にして、人工植栽のもの亦尠しとせず。何れも禁伐を原則とし、之を犯す者は、相當重き刑に處せられしを以て、其保護比較的充分に行屆きたるが如し。

註一【教令類纂十三】○內閣文庫
註二【武家嚴制錄】○同上
註三【江戸ヶ御林帳書拔】○熊本縣人吉町相良子爵別邸
註四【御法令寫二】○同上
註五【覺】○宮崎縣西臼杵郡椎葉村椎葉扁市氏
註六【覺書】○東京市侯爵徳川義親氏邸
註七【御法度覺書】○同上
註八【古義下】○帝室林野局名古屋支局
註九【川上村請書】○侯爵徳川義親氏邸
註一〇【御法度覺書】○同上
註一一【市川甚左衞門勤覺書】○同上
註一二【萬日記】○同上
註一三【自享保九年甲辰正月至十二月　留帳拔萃】○同上
註一四【宮越宿御觸留】○同上
註一五【木曾谷諸事覺書】○同上
註一六【木曾谷雜話】○同上
註一七【御巢山見廻一札】○同上
註一八【野火御法度御請印帳】○同上

註一九【雙方定書之事】○山梨縣北巨摩郡鳳來村上敎來石組

註二〇【佐渡年代記卷七】○新潟縣佐渡郡眞野村山本半藏氏

註二一【飛州御巢鷹出候山ヶ所帳】○岐阜縣廳

註二二【御巢鷹一件】○岐阜縣大野郡高山町富田豐彥氏

註二三【明和五子年御用留】○岐阜縣廳

註二四【富田雜書】○富田豐彥氏

註二五【乍恐奉願上候】○岐阜縣廳

註二六【御巢鷹一件】○富田豐彥氏

註二七【山林沿革史】○農林省

註二八【地方演說書乾】○岐阜縣廳

註二九【御高札預り書】○長野縣下高井郡瑞穗村笹岡宗造氏

註三〇【山林沿革史】○農林省

註三一【津輕年表二】○弘前市新町岩見常三郎氏

註三二【御家舊典卷之下】○同上

註三三【津輕歷代記類二】○弘前市津輕伯爵別邸

註三四【陸奧國津輕郡田舍庄板木澤村御檢地水帳】○青森縣廳

註三五【享保十八年日記】○津輕伯爵別邸

註三六【大舘山御林御高札寫】○山形縣南置賜郡中津川村小田切鶴之丞氏

註三七【中津川小國鄕鐇役控帳】○同上

註三八【山林臺帳】○米澤市伊佐早謙氏

註三九【御領茂庭村刈田湯原村御論山御記錄之寫】○宮城縣刈田郡白石町堀內傳九郎氏

註四〇【山林方緊要拔萃】○仙臺市伊達伯爵邸

註四一【雜書】○盛岡市南部伯爵別邸

註四二【岩山の所へ隼巢懸有之樣ニ相見得申段訴出申候】○青森縣三戸郡留崎村小笠原嘉太郎氏

註四三【御家被仰出丙四】○南部伯爵別邸

註四四【御定目寫】○高知市坂本久壽氏

註四五【御山方條目】○福井市松平侯爵邸

註四六・四七【記錄書拔】○宇和島市伊達侯爵別邸

註四八【別錄被仰出部分頭書】○同上

註四九【日記別錄在方部分頭書】○同上

註五〇【自萬延元年御用場日記】○同上

註五一【郡方舊記】○東京市前田侯爵邸

註五二【郡方御觸】○同上

註五三【先大津豐浦郡番組御賣山其外改被仰付候附調出根帳之寫】○萩市毛利公爵別邸

註五四【頸城大槩記】○新潟縣中頸城郡有田村槇山喜平氏

註五五【舊藩林制大要】○農林省

六 獵區林

名稱　從來特別の名稱なきを以て、茲に之を獵區林と名附くることせり。

意義　本林は、鳥獸の狩獵又は禁獵・捕獲禁止等の爲設定せる山林・原野等の一定地域內に於て、保育せらるゝ森林を云ふ。

（備考）獵區としての要件は、狩獵の目的物たる鳥獸の棲息及繁殖に適當なること、卽ち文化的施設の殆ど存せざる箇所に於て、森林・原野・溪流・田畑等の配合其宜しきを得るに在り、特に森林は、山鳥には杉・扁柏林、雉には松・竹・雜木林を良とし、尙冬季の食餌用として、楢・樫・エゴノキ等の如き果實を産する箇所を選ぶを例とせり。

沿革　我國の狩獵は建國以來行はれ、初めは衣食上の必要事なりしも、後には貴族階級の娛樂若くは講武の用に供せられ、又一部賤業者の職業となし來れり。然るに封建制度の瓦解と共に、舊時代に於る鷹場其他狩獵に關する統制殆ど廢滅し、僅に二五二八（明治元）年四月、布告①を以て市中及山野の發砲鳥打を禁止し、犯則者の處分方を達し、二五三二（明治五）年正月、銃砲取締規則を、二五三三（明治六）年正月、鳥獸獵免許取締規則を制定したるに過ぎず。其後屢々改正を行ひたるが、文化の進歩に伴ひ鳥獸の減少又は絕滅せんとするもの尠からざりしを以て、二五四四（明治一七）年十二月、農商務省は鳥獸獵に關する幕府時代の制度及舊慣等の取調を府縣に命じ、二五五二（明治二五）年十月、勅令を以て狩獵規則を、

狩獵規則

①農務局編狩獵法規沿革

狩獵法

二五五五（明治二八）年三月、法律を以て狩獵法を發布し、其後二五六一（明治三四）年四月、二五七〇（明治四三）年七月、及二一五七八（大正七）年四月に各改正を加へて今日に及べり。而して狩獵法の制定後、同法に基き設定せられたる獵區①は、國營・道府縣營及町村營等にして、別に御獵場・禁獵區・銃獵禁止區域・捕獲禁止區域あり、是等の區域內には概して獵區林と看做すべきものを有せり。次に其數例を掲ぐることとす。

雲ヶ畑獵場

二五四八（明治二一）年、②京都府下なる雲ヶ畑外六箇村內に京都御獵場を創設せられしも、翌年中止となりしを以て、村民等之を遺憾として請願の結果、二五六五（明治三八）年九月、愛宕御獵場を置かれ、二五六八（明治四一）年十一月、獵區を擴張し、京都御獵場と改稱せられたり。本場は面積五千百餘町歩、京都市の西北に位し、山嶽重疊して急斜をなせるが、大部分鬱蒼たる森林を成し、丹波・丹後方面の諸山より來集する鳥獸の棲息に適し、鹿・猪・雉・兎等尠からず。本場は其後廢止せられ、其內千六百四拾五町歩は、二五八三（大正一二）年十一月、愛③宕郡雲ヶ畑村營に歸せり。

筒森國營獵區

二五八一（大正一〇）年三月、千葉縣夷隅郡老川村④筒森國有林內の面積九百六拾六町歩を筒森國營獵區となせるが、該區は夷隅川の一支流、水源地帶の南方を占め、地勢北方に急斜し、西部は帝國大學の演習林淸澄禁獵區と接し、其大半は杉・扁柏の人工幼齡林（明治二十四年以後植栽）他は樫・椎・楢・栗等の伐採跡地にして、猪・ヤマドリ・雉・鳩・鴨等の外少數の

①畜産局編狩獵家必携　②京都府山林誌　③畜産局編狩獵家必携　④山林五八七號

鹿棲息せり。本區は元武藏國岩槻藩主大岡主膳正の所領にして、帝國大學演習林の分と併せて筒森御林と稱せられ、現在造林事務所の在る所に勝浦陣屋の出張所を置きたり、俗に番所と唱へて藩士一人、足輕數人を詰切らしめ、常に林内を巡視して犯罪者あらば會所に於て吟味したり。隨つて昔時は猪・鹿のみならず、狸・テン・ムジナ・リス等の獸類も多く棲息せりと云ふ。

石神外三村獵區

同年同月、福島縣相馬郡石神外三村國有林内の面積四千二百町歩をバッカメキ國營獵區となせるが、入口急峻にして狹きも、奥部次第に開けて川流れ、山勢亦緩かにして丘陵狀をなせり。區の東方の一部は馬場部落の接草地、他は國有林に圍まれ、林相は三拾年生赤松の造林地三割半に及び、殘地は凡百年生の天然楢・山毛欅・楓・欅等の間に、約二百年生の赤松・姫小松・縱點在せり。鳥類の棲息繁殖に絕好の環境にして、ヤマドリ・キジを主とし、ムジナ・テン・リス・ムササビ・ヒヨドリ等混棲せり。

碓氷國營獵區

又群馬縣碓氷郡坂本町内の碓氷國營獵區は、同年同月設置せられ、主としてヤマドリ・キジ等を目的とす。面積二千百七拾九町餘歩にして、内百八拾町歩を捕獲禁止とせり。地況は碓氷峠東面の急峻地、北は國有林、南東は民有林、西は輕井澤の平原地帶長野縣營禁獵區に接し、獵區の北半部は六百五町歩の造林地にして、主として樹齡三拾年以下の杉・扁柏・赤松及少數の欅あり。南半部は土砂扞止兼風致林にして、三拾年乃至百年の楢・栗・

①②山林五八七號

山毛欅・雜木生立せり。

日光國營獵區

二五八六(大正一五)年九月、栃木縣上都賀郡日光町内に於る御料・國有・社寺有・私有の林地九千四百四拾餘町歩を、鹿獵の爲日光國營獵區とせり。同區の上部は主として落葉松なるが、其半は人工林にして楢・白樺亦尠からず、下部は杉の占むる所となれり。鹿は冬期好んで落葉松・梅林に棲息すと云ふ。

矢吹國營獵區

同年十一月、雉獵の爲福島縣西白河郡矢吹町を中心とする五箇村内に、三千五拾町餘歩を矢吹國營獵區とせり。其三分の二は山野にして、多少小山樣の箇所あるも概ね平原なり。山林原野耕地等交錯し、雉類の棲息に好適の地たり。區内各所に一二町歩宛を蓄養場として、人畜の出入を禁じたる灌木類及萱の叢生地六拾箇所を設置す。

以上の外府縣營町村營等のもの百數拾箇所に達し、尚御獵場・禁獵區・銃獵禁止又は捕獲禁止區域亦尠しとせず。

要約　要するに本林に關しては、狩獵法のみならず森林法其他の法規に何等規定せるものなしと雖、事實本林は獵區内に於て生立し、鳥獸の棲息及繁殖の一要件とせらるゝものなるに於ては原生林の保存、名所・陵墓・史蹟名勝地・社寺の風致神聖尊嚴の保全、農牧場・貯水池・水源地・造林地の保護、野火の豫防等の如き目的を有するもの稀ならざるを以て、若し該區内の森林にして植伐に統制なき場合は、啻に鳥獸の狩獵

①②山林五八七號　③畜産局編狩獵家必携

のみならず、禁獵等の各目的をも達成し難きは明かなり。從つて獵區林は、早晩施業上の禁止若くは制限に付、具體的方法を講ずべき性質を有するものなるべし。

七　魚附林

名稱　魚附林は保安林の一種にして、別に魚寄林・魚附場・小魚蔭林・魚隱林（盛岡）魚著山（仙臺）網代呂山・魚取場山・魚付山（和歌山）或は魚附山・海邊魚附除山・海上網代・海上魚附山・鯨漁場魚附山（山口）定漕林・櫓床山（德島）網代黑ミ山・黑ミ山（高知）等とも稱へ來れり。

意義　本林は海岸に存置するを通例とす。然れども湖畔若は河邊に設置すること亦稀なりとせず。專ら森林の理水作用により、魚族の生活を安全にし、魚餌を豐富に供給して其繁殖を助け、又は水邊に陰翳を投じて魚族に休憩・避敵・產卵の便を與へ、一面魚族の嫌厭する光線の反射を防ぎて、遠く沖上に遁逃するを勿らしむるを目的として仕立てたるものなり。尙箇所により魚附と同時に潮害防備・防風林等を兼ねたるもの尠からず。

（備考）　二三八七（享保一二）年、嚴原藩陶山庄右衞門は其著書（註一）中に『海邊に大木の連なり育、枝葉の厚く茂りては、諸魚の地近く寄來ると言なれは、鰯の引揚の多くなる利あらん』と記し、二四〇七（延享四）年八月、庄內藩鹿野村の植付役彦左衞門父子は、其上書（註二）中に『砂山青山に相成申候はゝ、山の色に彩り、魚岸に寄安く、別而鰯之類近寄ためしに御座候由、海邊之者共咄申候、其子細承申候處に、青山移申候へは、海茂小闇（ヤミ）不分明故、魚岸に寄安、悉獵有レ之、五濱中過分之穽（ヤマ）に罷成可レ申與何茂咄仕候』と述べ、二五二〇（萬延元）年、福岡藩の失名氏は其著書（註三）中に『昔ハ浦浦島々ノ山ニ木ヲ植立ラレシ也、樹アル山カゲ海ニウツレハ、魚ノ付ク者ナリ、浦ヲ富サントノ計事ナリ』と記せり。

阿波國里浦ノ黒松林

海上黒み懸り林

檜床山定漕林

仙臺藩ノ魚著山

沿革　中古、一六〇七―一六(天暦)年代、阿波國板野郡里浦・松茂等の海岸諸村に於て、風潮除を兼ね魚附の用に供する目的を以て仕立てたりと言傳ふる①黒松林あり、未だ其確證を得ずと雖、相當古きものたるは爭ふ可らず。近世、二四四一(天明元)年九月、徳島藩阿波國勝浦郡小松島町金磯新田の海岸に於て、三拾年前植付けたる松林は、防潮以外更に海上黒み懸り〔註四〕となり、漁事上大に效果ありとせり、又同國勝浦、那賀、海部諸郡の海岸に存在する檜床山②定漕林の如き、魚附の爲禁伐としたるも亦近代に非ざるが如し。

二三五七(元祿一〇)年六月、仙臺藩は、桃生郡南北御林牒に魚著山〔註五〕として

御山守　太右衛門
肝煎　甚九郎

『一　魚著山御林

一　長一町十五間　　長ハ峯ゟ山眞中通海緣迄
一　横一町十間　　横ハ經島ゟ海緣細道通あちや濱迄
一松・栗・雜木立、松ハ三尺二三寸廻リ以下一尺四五寸廻過ニ薄、栗・雜木細木海淵通能相立
一東南ハ經島之峯切、西ハあち屋澤切、北ハ海切』

を記載し、二四七六(文化一三)年、陸前國氣仙郡③末崎村組合九組より同村碁石崎山に松植立の事あり、其定書中に『松生茂候得は、當村は不レ及ニ申ニ一餘郡餘村迄も漁船廻船共に助り

①②阿波林業會報、阿波藩魚附林の制度　③末崎村史

幕領下田町ノ御林

盛岡藩ノ魚寄林

に罷成候義言語に難ニ演盡一、曇り候場所へハ浮魚根付魚共に掛り候物に在レ之、其外難風を相凌申義に御座候得は、實に爲ニ下々之一相成事に有レ之』として、航行目標・防風の外に魚附上の效果を認めたり。

二三七三(正徳三)年五月、幕領伊豆國下田町(賀茂郡)海岸に於る下田御林伐採の議あるや、同町民は該林を以て下田町の防風等に必要なるのみならず、漁魚上の關係にも亦尠からざる影響あるものなりとして請願する所あり、之が爲永々禁伐の建山〔註六〕として存置せらるゝこととなり、其後同林伐採の計畫ある都度、同町より反對の意見を上陳〔註七・八〕して、大に該林の保存に努めたるは前々章に於て記述せしが如し。

二三九六(元文元)年八月、盛岡藩は、宮古御給人下役の新田場所を取上げ且役目を免ぜるが、是れ新田普請場亂杭突出し等を敢てし、魚寄に障あらしめたる爲にして『惣而漁場之儀、山林之樣子ニ隨、諸魚寄集、立林之□□かけひなた次第ニ寄、諸魚集寄候之事、其處之者老人なと委可レ存儀故、其案内を被レ爲ニ聞屆一、新田場所抔ニ決而不レ被ニ差出一候筈之御儀』〔註九〕とせられしによれり。同年十月、藩は宮古代官に對し、海邊山林を魚獵の爲保育せしむる樣〔註一〇〕心懸くべしと令達し、二四六七(文化四)年十二月、陸奥國閉伊郡(陸中國上閉伊郡)大槌通の釜石浦内濱通へ御給人某願杉植立は、浦方漁業の助〔註一一〕たるものとして之を容れ、二四七〇(文化七)年十月、釜石浦海岸通りへ杉植立の願〔註一二〕をも許せり。該通りは諸

木林無く曇薄き爲、漁事の節、網見え鰯網外へばかり散り、魚溜とならざるに付、海岸筋小道拾里餘の箇所を松惡木雜木立林とすべく、先年小川某杉植立に著手せしが、一通りの植立にては岸曇許にて一體の曇とならず、魚溜に宜しからざるを以てなりとせらる。尙北郡田名部(陸奥國下北郡)方面の海岸なる羅漢柏林(註一二)を特に保育せしめたり。

山口藩ノ魚付網代場

二四〇三(寛保三)年二月、山口藩は、御立山中三箇所町數八町五段は、魚付網代場として、拔切等せば漁人の妨となるに付、御賣山より差除(註一四)きたり。二四三五(安永四)年三月、先

海邊魚付除山

大津豐浦に海邊魚付除山六箇所、町數一町一段七畝あり、又鯨漁場魚付山として松苗松實

鯨漁場魚付山

を仕付(註一五)けたるものあり。卽ち

『一　熊頭山三反

但松立

向津具上村

「天明三年ゟ地江戸御園山ニ被ニ仰付一候事」(朱書)

一　河原繰山一反

但松

同　村

右二山之義ハ、鯨漁場魚付山ニ而、御採用相成候而ハ魚付ニ相障り候由ニ而、前々番組山之外、御立山採用被ニ仰付一候節モ、其節出張之御役人樣へ强而御斷申出被ニ差除一來候分』と記さるゝもの是なり。

和歌山藩ノ魚附山

二四一三(寶曆三)年、和歌山藩に於ては、漁事障の爲、浦方なる山林の濫伐を禁止し、以て諸木の生立ち黑みを成さしむべき(註一六)を達し、又年代不明なるも熊野地方なる太地勝浦(紀伊國東牟婁郡)に古來魚附林①あり、カシ・シヒ・タマグス・クロガネチ等の外、黑松より成立せるものにして、曾て一枝も之を折らず、若し犯す者あらば、村外に放逐するの慣習を有せりと言傳へ、木本町(紀伊國南牟婁郡)方面にも、網代呂山・魚取場山・魚付山と稱せらるるものあり。

網代呂山魚取場山

彦根藩内ノ魚附林

二四四三―七(天明三―七)年代、彦根藩近江國蒲生郡奧島(島村內)なる禿山に對し、藩士日下部內記は、特殊の方法により植林に著手し、苦心の結果遂に蒼然たる魚附林(註一七)を成し、漁獲豐富となりて頗る漁民の福利を增進するに至れり。

中村藩ノ海岸筋植木

二五〇六(弘化三)年二月、中村藩は『海岸筋植木の儀は、第一田畑竝人家潮風除且つ御軍用の爲なりと雖、復た海水淡く其上海深相成候故魚類多く寄る』とし、②魚附林の設置に付て令達を發せり。

宇和島藩ノ網代黑み林

(備考)　二五〇四―七(弘化)年代、同藩の紺野文太左衞門は、御領分中潮風除の次第中に『又近頃濱之不漁なるも、全體魚も物かげに安ずるの一理にて、海岸に近く木立有ㇾ之、共外人勢盛なる土地へは魚もより集り、木かやもなく渺々たる沙濱は、魚無ㇾ少不漁成ものと申し候』と述べたり。

二五一六(安政三)年四月、宇和島藩は、伊豫國北宇和郡遊子浦(遊子村)御立山の魚見差支場所

①木の國山林時報五十五號　②③福島縣林政紀要藩政篇

秋田藩ノ魚附林
高知藩ノ網代黒み山

の伐拂を許〔註一八〕せりと雖、其後沖之島御山の松林〔註一九〕の如き、漁獵の爲濱手通三拾間を網代黒みとして立殘さしめ、外海浦内久良浦御山内御臺場迄の箇所の如きは、濱手分を悉く禁伐〔註二〇〕となすに至れり。

以上の外沿海の諸藩は、到る處に魚附林を設置〔註二一〕し、秋①田藩北浦港（羽後國南秋田郡北浦町）日枝神社背後の山王林、高知藩幡多郡（土佐國）に網②代黒み山〔註二二〕等あり。

而して明治維新の際、其多くは保安林として保存せられ、爾後多少の增減を免れざりしも、二五九一（昭和六）年全國を通じて箇所二五、二〇八箇所、面積四八、二四五町歩を算し、之を拾年以前に比すれば、箇所二、一九九箇所、面積九、九九四町歩を增加せり。

要約　要するに、帝國の地形は、海岸線の延長七千五百里に亙り、三拾里以上舟筏を通じ得る河川四拾九、周圍四里以上の湖沼四拾二に及び、最も魚族の繁殖に適し、國民は之を食糧とし肥料として生活上缺く可らざるものなりしを以て、建國以來漁撈自然に發達し、延て森林と魚族との關係は夙に認識せられ、魚附林の如き既に上代に於て、海岸は勿論河川湖沼等の漁獵場附近に保存又は新設せられたるもの多かりしが如し。而して概して前代人は、魚附上森林の效果を森林の陰翳に在りとしたるものゝ如く、樹種は海岸に在りては、海上に黒みを與ふる黒松・ヤマモモ・ウバメガシ等を以てせり。唯河川等に於る場合は、雜木林を主とせる傾向あり。蓋し陰翳以外に理水・食餌等の效果關係を認めたるもの

①北浦漁港案内記　②漁業ト森林トノ關係調査

のなきにあらざりしが如しと雖、畢竟是れ近代の思想によるものにして、彼の岐阜縣下揖斐川上流の荒廢を復舊して、鮎の繁殖を圖れるが如きは其一例なり。

註一【農書輯略】○長崎縣下縣郡嚴原町宗伯爵別邸
註二【來生文書】○山形縣東田川郡清川村齋藤圓次郎氏
註三【山林古老傳中】○福岡市黒田侯爵別邸
註四【多田文書】○德島縣勝浦郡小松島町多田宗太郎氏
註五【桃生郡南北御林牒】○青森營林局
註六・七・八【下田年中行事二十三】○靜岡縣賀茂郡下田町役場
註九【刑罪諸士一】○盛岡市南部伯爵別邸
註一〇【御家被仰出三ノ二】○同上
『海邊山林之儀御山奉行申談、立林漁之ために相成候樣心懸肝煎候條、御給人・御與力・刀差・船頭・水主幷百姓共兼而心得居候樣、其可レ被二申渡置一候』
註一一・一二【雜書】○同上
註一三【原始漫筆風土年表二】青森縣下北郡大畑村林源藏氏
『㊄南部卅三代大守源利視侯御下濱と稱し、須幸釣命の閒（ついで）に、松前海岸は諸木の枝葉水上にも覆茂れるより魚鱗群來と聞ふれはとて、此邊の海岸にも檜の稀に有つるを殊にいたわらせしと也、其檜は、鈎崛也、盃坂等に文化の今も茂殘れり、然に新町の眞直なること並木の如しと玉ひしにそ木並下との異名あり』
註一四【二拾番山御書附】○萩市毛利公爵別邸

註一五【先大津豐浦郡番組御賣山其外改被仰付候附調出根帳之寫】○毛利公爵別邸

註一六【寶曆三年讀聞書寫】○編者

『浦山方在々山林伐荒し、浦方は別て伐荒し、草野山に致し、諸木生立不レ申所も有レ之趣候、右は漁事にも障り或は稼にも相成不レ申事候、能々相心得、此上隨分生立黑みに成(下略)』

註一七【功績者內申書】○滋賀縣彥根町彥根圖書館

註一八【山方之事浦方】○宇和島市伊達侯爵別邸

註一九・二〇【御用場日記】○同上

註二一【福島縣林野史材料】○福島縣廳

註二二【幡多郡禁伐林】○高知縣廳

章九　軍事的林系

本林系に屬するものとしては、城林・要害山・關所林及海防林を擧ぐるを得べし。而して各林とも上古に其徵なきにあらずと雖、稍具體したるは中古、城林・關所林にして、近古、海防林・要害山に在るが如し。

（備考）攻守は、神代以來今日に至るまで其跡を絶たず。攻はセムル、守はマモルにあり。守るには敵の攻術をも豫め測り置くの要あると共に、守る爲の施設をなし、之を敵に知らしめざるの用意を缺くべからざるものとす。上古、一三〇二一四(皇極天皇)年代、蘇我蝦夷父子池を穿ちて城の形を造りたるを始めとし、中古、一三二一—三一（天智天皇)年代、外寇に備ふる爲諸國に陣法を習はしめ、一三五三(持統天皇七)年陣法博士を置く。降つて、近古戰國時代に入り武器戰術發達し、德川時代其方法全く整備せり。

一 城林

名稱　舊時代に於ては蔀(シトミ)の植物(ウヱモノ)(弘前)蔀茆植物(佐賀)御裏林(オウラバヤシ)・御城林(オシロバヤシ)(仙臺)御城山林(オシロヤマバヤシ)・御城附林(秋田)御城山(會津・名古屋・佐賀・嚴原)御城近畔林(オシロチカクバヤシ)(佐賀)と稱せしが、明治維新後城郭の多くは破壞せられ、城址の森林は概して城山と呼べり。

(備考)　上古に於ては、防禦の中心の一として樹林を利用し、文化稍進みし頃と雖、尙樹林に據て戰ふ場合多く、若し樹木なきときは、邊境等に柵木を樹ゑて防備用とし、之を名けてキ(城)と稱せり。キは木材又は樹木の意を有し、後世土壘を造り、城郭を築くの域に至りても、同じくキ(樹)又はシロ(代用物)と云へり。

意義　城林は、城飾りの風致を兼ぬることなきにあらざるも、本來は土壘又は城郭及其附近を掩護して、構內に侵入又は透見せしめざるを主なる目的として仕立てたるものにして、現代に於ても戰鬪特に防禦用としての價値を失せず、就中飛行機の發達に伴ひ、要塞等に於ては其必要倍々增加せるが如し。

(備考)　二四五二(寬政四)年七月、米澤藩の諸問に對し丸山半六は『一シホヂ御城內外御堀際へ御植立ハ相成間敷哉、二丸馬場柵之代りなとニ植立候事くるしくも有レ之間敷樣ニ存候』と答申(註一)せり。

沿革　上古神武帝④、磯城八十梟帥を討ち給ひし時、作レ城處を城田と云ひ、又御製に『うたて(宇陀)のたかき(高城)に』『たゝ(楯)なめ(並)て、いなさのやま(大和國宇陀郡山路村の上方と云)の、こ

城田
イナサノ山

④日本書紀、古事記

のまよも(樹の間從)、いゆ(行)きまもら(候)ひ、たゝか(戰)へは』とある等より城と樹木との關係を推察し得べく、中古、一三二七(天智天皇六)年十一月、高安(大和國)屋島(讃岐國木田郡)金田(對馬國)の諸城を築き、一四三二(寶龜三)年、營城監①なる臨時職を設けて、所々に築城の擧ありし如きも、何れも天然の形勢に據りて土の垣と堀とを造り、其周圍に樹木を植付けたるのみなりしが如し。又山城の國の體たる、山打圍みて自然の城郭をなせるが故に、一四五四(延曆一三)年、桓武帝遷都②あり『此國山河襟帶自然作レ城、固斯形勝可レ制ニ新號一宜下改ニ山背國一爲中山城國上』とて、山背を改めて山城の字を用ひしめ、此國四邊の樹木を禁伐とせられしも此意なりしなるべし。近古、鎌倉時代に入りても、臨機に堡塞等を設くるに過ぎず、室町時代の末葉戰國③となり、漸く各地に城郭を常設して自衛に備へ、爾後銃砲渡來してより築城法も一變して西洋式を採るに至り、築城の事盛大を加ふると共に、掩護物として樹木の利用亦大に考慮さるゝに至れり。而して二二一〇(永祿三)年八月、越後國④上杉景虎は、桃井右馬助に在陣留守中の掟を與へたる令條中『城山竹木不レ可レ爲ニ剪採一事』と規定して、春日山城(中頸城郡)の要害に竹木の缺くべからざるを指示せるが、二二五八(慶長三)年四月、堀秀治の入國するや、特に該城山の竹木を伐採(註二)して木の茂なからしめたりと傳ふ。二二四九(天正一七)年六月、上杉景勝佐渡國羽茂城(佐渡郡羽茂村內)に押寄せしが、四圍山林繁茂し、城內顯はるゝことなく、只旌旗の閃き見ゆるのみなり、此間城主對馬守高貞は、要害嚴く

譽城監

山城國

春日山城ノ禁伐ト伐採

佐渡國羽茂城四圍ノ藉林

①②續日本書紀　③日本城郭誌總論　④上杉謙信傳

佐渡國東福城堀内外ノ常磐木

備へ、城迄の山谷つまりつまりに大木を伐倒し、駈引を不自由に仕成し得たるは、一に該林が能く城内を掩護〔註三〕したるが爲なりとせられ、又同國の東福城〔註四〕も外堀廣く城を廻り、山水漲り、落せば水紺にそみて深底知れず、堀の内外には常磐木の茂り深く、奥ふりて顯はるゝ事もなかりしを以て、輙く寄がたきこと當國第一なりしと云へり。二二五二（文祿元）年、前田利家金澤城築造に際し、城の南に位する野田山は、樹木を繁茂せしめざる様命じたるに、利長の時代に入り却て之を繁茂せしめ、綱利の代に至り又復之を伐採〔註二〕せしめたるは、前記春日山城に於ると同一轍に出でたるものとせらる。

金澤城附近野田山ノ樹林

彦根城郭内ノ樹藝

近世江戸時代に入り、二二六三（慶長八）年、彦根城建築に當り、全山の形勢を變換する爲、城郭に樹藝し、從來存立したる天守閣の傍なる大杉・鐘郭（カネノマル）の木櫓（モクラヤグラ）等を保存すると共に、諸國より竹木を移し來り、城内の松の如きは諸士に課して植ゑしめ、特に松は伊豫・土佐産のものを充用〔註五〕し、其他軍用を兼ねたる樹種尠しとせず。二二六九（慶長一四）年八月、伯耆國米子城主松平伯耆守忠一缺國となりし際、幕府は令條中に『猥不レ可ニ伐採一候事』として城山を保護せしめたり。二二五六―七四（慶長）年代、福岡城の築かれしとき、土手に松〔註六〕を植ゑたり。

米子城竹木ノ禁制
福岡城ノ土手松

（備考）二五二〇（萬延元）年、福岡藩の失名氏は其著書〔註七〕中に『城地ニナル山ノ事、一峯乃山ヲ男山、二峯ノ山ヲ女山ト云フ、或ハ大山ニ山連峯、陰ノ山・陽ノ山・生山・死山ナド云事有、左レ共畢竟水糧道ヲ以テ根元トスベシ、後ニ大山ヲ抱テ遊地トシ、前手大河・嶮岨等ノ要害有テ、敵ノ爲ニハ寄ヲ堅ク攻難ク味方有餘ノ疊地有テ謀計ノ機等モ出スヘキ山ヲ城地トスヘシ、孤峯ノ巓、嶮岨ヲ便タル城ハ、大概皆取出ノ城ニシテ、後詰ノ勢ヲ賴モノ也、手ノ廣カリテ大義ヲ起スヘキ謀ニアラス』と記述せり。

二條大坂江戸三城ノ竹木禁伐

二二八四（寛永元）年正月、二條〔①〕・大坂兩城の修築、二二九六（寛永一三）年正月、江戸〔②〕城の改修に際し、竹木の濫伐を制止せり。是れ城林の喪失せんことを虞れたるものなるべし。

秋田藩横手ノ城附山林

二三三四（延寶二）年、秋田藩は横手（羽後國平鹿郡）の城附山林の取立役を設置〔註八〕せり。同林は元關根村の鄉山なりしを引上げたるものにして、此年戸村某の擔任とし、二四五八（寛政一〇）年〔註七〕木山方に移せしが、二四六五（文化二）年〔註八〕郡方に、二四六七（文化四）年三月、諸訴諸願は林取立役に、山中植立は從來通り扱はしむること〔註九〕とせり。二四七〇（文化七）年九月、戸村某の同上御林内三箇所に五ケ年間杉拾五萬本注進植立願に對し、二箇所は障ありとして一箇所のみを許せり。二四七一（文化八）年五月『格別譯有レ之、御城付山林ニ被ニ立置一候事ニ御座候得は』とて、松脂掻の議を中止せしめ、二四七二（文化九）年正月、同山内に先年來の草飼通路を許したるも、同時に青木は勿論木柴に障らざる旨、横手町請書中に明記せしめたり。

佐賀城附近竝内外ノ竹木植繼

二三五一（元祿四）年九月、佐賀藩に於ては、特に城の近邊に在る畔林の竹木を濫伐せざるは勿論、城の方を見通すことなからしむる様、若し枯損等あらば直に植繼〔註一〇〕ぐべきを命

①朝野舊聞衰藁　②寛政日記增補　③政柄秘記

じ、二四九四(天保五)年十月、令達して郭内外要害の叢茅繁茂の爲、役々巡見して濫伐を制止する外、見透の所へ植繼(註一一)がせ、二五二一(文久元)年三月、屋形裏門馬場筋手薄かりしを以て、見透かされざる樣樹木を植立(註一二)てしめたり。

高田城要害ノ苗木植付竝禁伐

二四三五(安永四)年八月、高田藩は城要害に苗木等(註一三)を植ゑ、二四四一(天明元)年七月、御城後御要害等の爲、勘左衞門新田村請書(註一四)中に、關川通は、國役御普請所にて、別て柳堤より桶水門先出丸神明後稻田御橋上川西は御城後御要害地、面々御普請所、猥に徘徊罷成らず、且川緣通りは先年苗木植置かせられしにより御普請所杭株等に相障り申間敷、竝御立林枝木柳かや下草等に至迄伐苅堅仕間敷旨、前々仰渡の通り彌相守るべしと記さしめ、同年九月、出丸御藏番等よりも同樣請書(註一五)を徵し、二四四五(天明五)年七月、藩は『此邊川筋ハ國役御普請所竝御城御要害之地面ニ付、苗木等植置候、右御普請所打杭等ハ不レ及ニ沙汰一苗木茅草等ニ至るまで堅ク伐取り申間敷候、勿論御要害場ニ候條、殺生之儀堅無用たるへく候、萬一場所柄をも辨へす猥之儀有レ之ニおゐてハ、見附次第召捕候筈ニ候、此旨堅ク可ニ相心得一者也』(註一六)と令せり。

岡山城堀端土手ノ竹木禁令

二四六二(享和二)年六月、岡山藩は、御堀端土手筋は御要害の地なるを以て、竹木等私に伐取ることは勿論相成らざる義なるに、往々心得違の族もあるやに風聞するが故、此後屹度取締るべきを觸出(註一七)せり。

人吉城廻竹木ノ禁伐竝植付

二四六七(文化四)年十一月、人吉藩は、本城は勿論總て郭中の山林等を常々注意せしめ、若し城廻の山林にして見透となるは伐取を禁じ、城外より見透となるは諸木を植付けて生育せしめたり、固より城內山林へ私に徘徊し、落枝等の拾取をも許さゞるを令達(註一八)せり。

弘前城廻ノ竹木植付

二四七九(文政二)年、弘前藩は本城廻竝郭廻其他所々に唐竹・杉・栗を植付(註一九)けしむ。

(備考)　二五三〇(明治三)年、弘前藩藤田貞元の著書(註二〇)中左の如き記述あり。

『御城郭古へと替る所有を、ケ條立にて左に記

(中略)

一、北の丸御建神の所の御堀きは、古へは植木繁り、是を部の植物と申、今も木御座候得共、薄立にて見へ透き有、一二ノ丸御馬屋・同供侍腰懸はかさしと申

一、西の郭北の方土居きは、植木多く有し者、北の丸坂を部みし爲也とそ、同南の方武者屯坂をりきは同前植木有しを、近年切拂ひ候故、下馬屋より坂の出入見すく叓

(中略)

一、御本城御裏土居に古へ植木多く有しは、第一御殿を部む爲、第二西嵐を防、第三土居を強く持爲なりしを近年切拂ひ、どふれん等を植し事

(中略)

一、同(三ノ丸)御屋形北の方に空地有て、植木繁りしを、近年御庭に仕し事

(中略)

一、四の郭御鷹部屋の後、古へ竹木多く繁りしを、近年御座に仕り、其上中仕切小土居を取拂ひ、西御竹長屋取拂

ひし垣

一、二ノ丸・三ノ丸・四ノ北、何れにも、古へ御家中屋敷有しを　神慮にて御家中屋敷を御郭外へ移し、惣土居には杉を植、惣御郭往來御用地の外は仕切に小土居仕り、其内には竹木多く御仕立之所、近年に至りては風折れ枯木等御座候ても、別木御仕立等なかりし事』

盛岡城丸ノ内ノ松植立

會津藩猪苗代ノ城山

仙臺城ノ御裏林

二四九〇(天保元)年三月、盛岡藩は、御丸の内にて見透きの箇所へ松を植立〔註二一〕てしむ。

二五一〇(嘉永三)年八月、會津藩は、曩に猪苗代城山へ藩士某の願により植付けしめたる杉木を、手入れし兼ねて返納し度しとの申出を聞届け、山役をして手入〔註二二〕せしめたり。

二五〇八―一三(嘉永)年代、仙臺藩に於ては、城續にして御裏林と通稱する城林七箇銘あり、禁伐として一箇銘毎に臺場〔註二三〕を設け、近山横目及山守等日々巡視して非常を戒め、木葉判を携帯する者の外入山を禁止〔註二四〕せり。

其他明石藩〔註二五〕を始め全國の大小城は、何れも築城と共に樹木を以て備の一とせざるはなかりしが、明治維新後城郭の破壊と共に、久しく隆盛を極めたる此種城林も、多く喪失するに至り、唯纔に弘前・金澤・姫路・熊本等の城址に昔日の面影を遺すに過ぎず。

要約　要するに城林は、建國以來戰闘と共に漸次發達し來り、安土桃山時代以降更に其設置を促進し、江戸時代に入りては、其蓊蔚たらざるは城にあらざるの觀を呈し、森は守なりとの信念の下に一城毎に之を設置せざるは無く、世の泰平となるや、軍事的關係より

は、寧ろ風致的要件を主眼となせしなるべきが、維新近くとなりては、一百八拾一城悉く城林を以て彩れり。其樹種は概して松・杉・扁柏・樫・竹等なるも、産物利用を兼ねて仕立てられし城林は、塀・柱・柵・逆茂木として強き青木類又は食物となるべき栗・柿、薪蕘となるべき皂莢樹(籠城薪盡くる時の用に供す生木にて能く燃ゆ)等を撰みたるものあり。而して本林は、所謂城郭に於るは多く喪失せりと雖、現代尚兵事上必要あり。

註一　【樹蕃建議衆評】　○米澤市上杉伯爵別邸

註二　【混見摘寫巻七】　○石川縣廳

『　野田山茂之事

綱利公御代、金澤近所、野田山の茂り、大形切絶し候事、世上いかゞの損徳といろいろ考有レ之、御先祖利家公は野田山を茂らす間敷と被仰、利長公は右の山茂らせ給ふと也、依レ之家老衆斗と〳〵のへ、利長公より利家公御軍法可レ然とてきらせ給ふと云々、是に付咄有レ之、越後春日山近所の山悉く茂り有レ之處、堀左衛門殿越後拝領入國に付、家老堀監物申付て大形切すて候故に今木茂なし、然は其先謙信・景勝の時木茂りたるは軍法あしき歟、其奥意を聞に、謙信・景勝の時分は久敷家故一揆の氣遣無レ之、自然他國より敵來る時見きられすしてよき也、又堀左衛門殿は入國初故一揆の氣遣有、然は四方を見きるによき故切給ふ也、權現様味方原合戰以後、右味方原茂り有は合戰有まじき所に木なき故也とて、其後木を植給ふと也。』

註三・四　【佐渡年代記巻一】　○新潟縣佐渡郡眞野村山本半藏氏

註五　【彦根藩公益私記寫】　○滋賀縣廳

註六・七　【山林古老傳申】　○福岡市黒田侯爵別邸

註八 【平鹿雄勝郡運上山繪圖】 ○秋田營林局

註九 【六郡木山方以來覺五】 ○同上

註一〇 【元祿四年光茂樣里山方竝道屋敷方寫】 ○佐賀市鍋島侯爵別邸

註一一 【明和六年仰出控】 ○長崎縣立圖書館

註一二 【鶴田十郎兵衞外三口達書】 ○同上

註一三・一四・一五・一六 【萬年覺】 ○高田市庄田稻美氏

註一七 【土壤山林竹木取締竝訴訟拔書】 ○岡山市池田侯爵別邸

註一八 【御法令寫三】 ○熊本縣人吉町相良子爵別邸

註一九 【諸木井植付場所調帳】 ○青森縣廳

註二〇 【古老祕傳集】 ○弘前市新町岩見常三郎氏

註二一 【御植立留】 ○巖手縣廳

註二二 【續日記類寄續編一二四】 ○福島縣若松市若松圖書館

註二三 【山林方緊要拔萃中】 ○仙臺市伊達伯爵邸

註二四 【舊仙臺藩山林制度問答筆記】 ○宮城縣廳

註二五 【舊藩林制大要】 ○農林省

二 要害山

名稱 舊時代に於ては、之を館山(タテヤマ)・立山・建山・國かくしの蔀(シトミ)(弘前)內御林(ウチオヘヤシ)(二本松)要害(エウガイ)山・不入山(イラズノヤマ)(幕領・岡山)裏山(ウラヤマ)(津)高み入らずの地(タカミ)(嚴原)等と稱せり。

意義 城郭の所在地にあらざるも、軍事上樞要とする箇所に於て仕立てたる森林を云ひ、現代に於ても、要害地としての箇所は大に昔時と異なるべしと雖、此種森林の缺くべからざるは、舊時代と殆ど同じきが如し。

(備考) 要害林は水源涵養又は鹿倉・關所・海防等の用を兼ねたるものあり。

味方原ノ植樹

沿革 近世、二二三二(元龜三)年十二月、德川家康は味方原(遠江國濱名郡三方原村中心)の合戰後、同原の無立木地たりしは、該合戰の原因をなせるものなりとし『味方か原茂り有は、合戰有ましきに』註一ことて、其後木を仕立てしめたりと云ふ。

越後國村要害ノ竹木

二二三三(天正元)年五月、越後國上杉謙信は、河隅・庄田の兩人に與へたる書中『竹木伐らせましく候、伐り候へは村要害尚々手淺に見なすものに候』と記し、要害上竹木の濫伐すべからざるを戒めたり。二二五〇(天正一八)年七月、德川家康は小田原を發し、甲斐相摸の國境にして永祿の舊戰場なる三增峠(相摸國愛甲郡中津村北西)を遙に覽て云らく『彼山森々たらざるの故を以て、信玄備を疊て押し通り、輒く北條勢を討ち破れる所以なり、彼山敵國の

相摸國三增峠ノ植樹

註一 上杉謙信傳

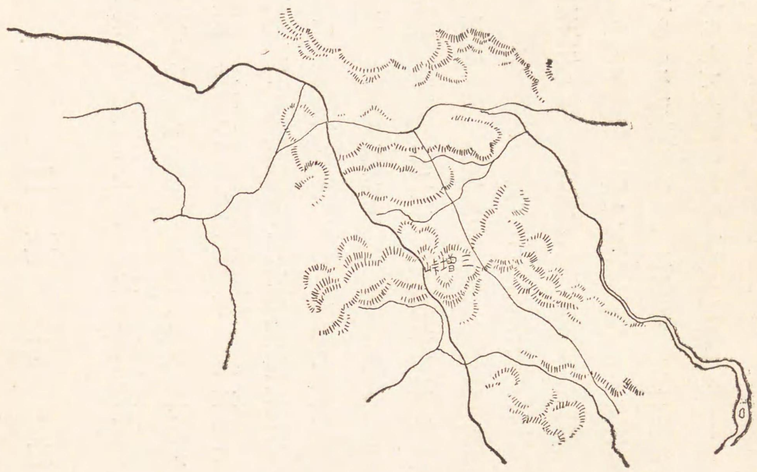

境なれば、北條は豫て油斷すべからざりしに、彼の家武備麤略にして、年來林と成し置かざりし爲、遂に敗軍に及べり、若し雜木を植ゑ込み在りしならば、敵備を設くること豈易からんや、今より此山に木を植て森々と成すべし』〔註二〕とて、安藤彦兵衞等に命ずる所ありたり。

二二三三―五一（天正）年代、越前國守護朝倉孝景（彈正左衞門尉）は、敵くろみに付て陣取るべき風聞により伐採せられんとする三國町（坂井郡）瀧谷寺の竹木〔註三〕に付て注意する所あり。

近世、二二七一（慶長一六）年、弘前城の築かるゝや、城の外屏として南北及木造地方に館山又は建山・立山と稱する森林を仕立て、城南一里許にあるを柏木建野、城北三里許にあるを眞坂林〔註四〕と唱へしめたり。尙弘前の要害として、土淵川の水源茂森町（弘前市内）の土居、南方の寺院八幡社（弘前市内）乳井社（南津輕郡石川町内）神明社（弘前市内）國上寺（南津輕郡碇ヶ關村内）久渡寺（中津輕郡清水村内）橋雲寺（同郡大浦村内）百澤寺（同郡岩木村内）等の境内及其附近に森林を設置せりと言傳ふるものあり。二五一四（安政元）年八月、同藩は、青森及平館（東津輕郡平舘村内）の臺場、土居脇と兩袖等へ松を植ゑしむ。

弘前藩ノ要害林
越前國瀧谷寺ノ竹木
青森等臺場脇松植付

（備考）二五三〇（明治三）年二月、藤田貞元は其著書〔註五〕中に、弘前藩要害の變遷に付、古老の口碑等を記載せり。

二二七四（慶長一九）年十一月、大坂役の際、山城國山科に陣せる上杉景勝が軍法とせる中に『山陰谷合森林深草あらば、敵の伏有べき事におもひ、見合可ニ打取一心懸之事』とせり。

二二五六―七四（慶長）年代、彦根藩近江國伊香ノ郡土倉岳は、頗る要害の地なりしを以て、藩主井伊直孝、自ら松を植ゑ、後世直孝松〔註六〕と稱せられたり。

二二八四―三〇三（寬永）年代、會津藩に於ては、同藩の要害として、東に渡戸ノ嶮難・檜原（耶麻郡檜原村内）ノ疊・柏木森ノ疊等、艮に酸川野（耶麻郡吾妻村内）ノ隘口等の如き、領内の四方に亙りて配置〔註七〕せられ、二三四七（貞享四）年八月、藩は米澤境なる檜原山の盜伐の責任として境守を閉門〔註八〕とし、二五〇七（弘化四）年五月、同藩は、要害所なる猪苗代城下鶴峰山の諸木を禁伐〔註九〕とし、是より先鶴峰山の內姥ケ懷へ、杉植付を許したるが、同年七月、城代より地境を吟味して城地內となされ度等の儀を上申〔註一〇〕せり。二五一四（安政元）年五

大坂役上杉景勝ノ軍令
彦根藩ノ直孝松
會津藩ノ要害山
鶴峯山ノ禁伐

①青森市浩革史中　②上杉家大坂御陣之留

月、浦賀出軍に際し檜澤村（南會津郡）早稲澤より多大の軍用金を調達せし功を賞する爲、小前持山を下附せし時、要害地は之を除きて存置〔註一一〕せり。

二本松藩ノ内御林

二二八四―三〇三（寛永）年代、二本松藩は、丹羽氏移封の際、要害の爲民有のものを引上げて官有とし、之を内御林と稱して伐採を禁止〔註一二〕せりと云ふ。

仙臺藩景題地竹木ノ禁伐

二三三七（延寶五）年、仙臺藩は、領内の名所・古跡・神社・佛閣を調査し、樹木を記帳して、見透となるは一切伐採を許さゞること〔註一三〕となせしが、二四二三（寶暦一三）年、更に景題地と改め、一層取締を嚴にしたり。是れ古跡等は飾一偏にあらず、場所により軍用第一の備たるべきものなりとせるが爲なり。二四二四（明和元）年十月、同藩は國老石川大和以下を罰し、其罪狀中に、自由にし難き要害之杉を伐拂〔註一四〕ひたることをも擧げたり。

福岡藩要害所ノ御植立松

二四三一（明和八）年十月、福岡藩は、法令〔註一五〕中に要害所の植松に付て規定し『御要害所御植立松苗の持出夫は、格別の義なるにより夫錢を渡さず、之を郡役として粮米を給與すること』（取意）とせり。

熊本藩萩原塘ノ要害並木

二四六四（文化元）年正月、熊本藩は、萩原塘の並木伐採の議に對し、同塘並木は古來要害の爲仕立て、寶暦度洪水にて一時中絶せしも、後年元通りに植繼ぎたるものとして伐採を中止〔註一六〕せしめたり。

二四六四（文化元）年三月、盛岡藩は幕府に對し、居城盛岡（陸中國巖手郡仁王村三割村）抱城花卷（同國稗貫郡花卷村）の外、要害屋敷〔註一七〕として花輪（同國鹿角郡花輪村）毛馬内（同郡毛馬内村）遠野（同國閉伊郡横田村）七戸（陸奥國北郡七戸村）野邊地（同郡野邊地村）の五箇所を書上ぐ。

盛岡藩ノ要害屋敷

（備考）二四二二（寶暦一二）年、同藩遠野の先名氏は共著書〔註一八〕中に『里人の語傳ふる古說に、遠野領南部の御領と成て後、利直樣（南部信濃守）御入部の節、二の丸南館の事也西の方要害木堅固候間、森の草木をきり除ひ新虚堀の普請、三戸江御歸前出來候樣にと被二仰付一』と記せり。

人吉藩ノ他領大境山禁伐

二四六五（文化二）年十二月、人吉藩は、一勝地（肥後國球磨郡一勝地村）領大白岩小白岩の兩鹿倉が、先年來の御園山且他領との大境にて、コガ・ツゲ類を伐採せしむるも山透とはならざるべきも、山子等入込み間道等踏立つることあらば宜しからずとなし、他國拂伐木の議を中止〔註一九〕せしむ。

秋田藩熊澤山ノ松植立

二四六六（文化三）年六月、秋田藩は、金照寺門前某の願により、城下見透となる熊澤山へ松植立〔註二〇〕を許せり。

中村藩要害御林

二四八二（文政五）年閏正月、①中村藩殖林奬勵の令達中『御先代樣御手をかざゝせられ、被二差置一御要害御林にて、雜木竝柴木等自身取御明ケ被レ成』と記せる要害林あり。

佐賀藩諫早ノ要害竹木禁伐

二四九五（天保六）年十月、諫早城郭の内外にして要害箇所の樹木を禁伐〔註二一〕とす。

帝都四方山嶽ノ禁伐

二五二三（文久三）年二月、②攘夷一決せられ不慮の事件測り難しとし、守衞の爲、帝都四方山嶽の伐木禁止を洛中へ令達せり。

①福島縣林制紀要藩政篇　②德川禁令考卷一

津岡山德島三藩ノ要害林
嚴原藩高ミ入ラズノ地
秋田弘前兩藩ノ要害林

津藩は、領境に於る裏山を要害林〔註二二〕として伐採を禁じ、岡山藩〔註二三〕は操山の如きを同様とし、德島藩〔註二四〕に於ても要害に關するもの勘からずして、板野・那賀・勝浦三郡御林定請となせし際是等の場所を除けり。嚴原藩は、八嶽の八合目以上に森林を存置し、之を高み入らずの地と稱し、守兵の行動を掩護すると共に山頂を道路となし、以て有事の日、兩岸の急に應ずるに適せしめたり。秋田・弘前兩藩の境なる矢立峠附近の森林は、兩藩の要害林〔註二五・二六・二七〕として保護せられ、其他の各藩悉く本林を仕立てたるは言ふ迄もなし。

要約　要するに要害林は、土壘又は城郭を築かざる以前に於て發生し、其後封建制度の確立と共に次第に發達し、特に國境又は領境に多く設置せられ、現代に於ても未だ其效用を非認するに至らず。其成立は往々人工を以て仕立てたるものあるも、概して天然生を保育したるものなり、從つて樹種は、天然林にありては多く雜木を充用し、人工林にありては主として松・杉を以てせるが如し。

註一　【混見摘寫卷六】　○石川縣廳
註二　【武德編年集成】　○帝國圖書館
註三　【三國町瀧谷寺文書】　○福井縣坂井郡三國町瀧谷寺
註四　【山林沿革史】　○農林省
註五　【古老祕傳集】　○弘前市新町岩見常三郎氏

『城郭古へと替る所有をケ條立にて左に記

（中略）

一、土淵川は、四郭の堅固なりとそ、古へは水も澤山也しを、近年に至ては、山方を切あらす故、水も少しに成しゆへ、さまての堅固とも不レ成、古へのことく仕度事なり

一、茂森町土居は、四郭の爲也とそ、新長屋裏より右土居うらへ植木多仕りしは、第一西嵐を防爲、第二御城下を蔀む爲なりとそ

（中略）

一、南の方に寺院多く御取建、林木多く御仕立の叓、井はおち千本杉等は、第一南西風を防爲、第二御城下を蔀む爲なりとそ

一、八幡社・神明社等は、御城下を蔀む爲なりとそ

（中略）

一、國上寺は、山の峯切れにして、近邊の山に樹木繁りしゆへ用水も多して、要害の地也、第一秋田の境目を守る爲、第二關口敗るとも是に守有時ハ敵容易に押寄ならし、第三非常を戒る爲、故に寺の建立迄　神慮也とそ、尤出入口も山道ニ川の橋も手輕なれは、關往來より見ても山奥に寺有とは夢にも不レ覺、然に近年寺建直し、古形を失ふ已ならす、近山の木を切あらし、其上村入口坂を直に當直し、鳥井幷石燈籠を立しとそ、淺間しかりし事共なり

一、久渡寺は、山の半腹、前は柏木建野にして、近山に木繁て用水も多、要害の地也、第一ツには南山敵に取られぬ爲、秋田境目を守爲、第二是に守有時は敵城下へ押事難し、第三建野にて大□を用に利あり、第四廻備を用により、然ニ近年山本を切あらすゆへ用水ころし、たて野の中に道を附す事淺間敷事とも也

一、橋雲寺ハ、獨立の山にして樹木繁り用とろしくて要地也、第一御城通の峯なれは敵に取られて不レ成、第二西通りを守る爲ゆへに、寺の建方幷寺内の井古へ埋ミ置し事　神慮也とそ

極祕に云、今住主居し間のいろりの下にも井ありとそ、可レ祕々々、然を近年寺玄關・座敷等を取壞、其上山木を切あらす已ならす、御社の後に道を廣く附ケしこそ淺間敷事とも也

一、百澤寺ハ、山の麓にして、林も大いに廣く木も繁り、用水殊に澤山にして要地なり、第一岩木山のすそ野廣大なれは、是を守る爲・第二鰺ヶ澤へ敵つく時は廻備を用ゆる爲とそ、故に寺の建方・土居の構方迄替りし事淺間敷事共なり

そ、然を近年寺建直し古形を失ふ已ならす、土居の構方迄替りし事淺間敷事共なり　神慮也とそ

古縣裏より乳井山まて峯通りあり、是のミならすこの近邊の山

（毘沙カ）

一、乳井昷社門堂ハ、山の尾の谷あいにて、近山に木繁りて要地なり、第一大鰐山續にて、此山別山なれは是を守

萬斗なれは唐竹尾崎へも出るによし、故に第一是を防く爲なり

爲、第二劔ヶ鼻取るゝ時、此近村に敵を置かぬか爲也とそ、然を近年山木を切あらし、堂大破に及とも御手入等も無、抑此堂の大いなる事不レ及レ云、深き　神慮也とそ

三世寺ノ袋共云　藻川ノ林共云　館越林共云

一、眞奈板林　一、善知袋　一、瀧井袋

田茂木袋共云　若林老范袋共云

鳥屋林　野瀬袋等　何れも國かくしの蔕なりとそ、古へハ林の中ニ入時ハ、晝にても朧夜の如なりしを、近年に至て在の者とも枯木取に事寄せて、生木迄も切、其上別木仕立さる故、木も薄く成しこそ淺間敷事ともなり

一、六ヶ村屏風山に木多く御仕立之事は、第一西嵐を防爲、第二山を嶮岨に仕り、第三枯木等は村方の爲也しを、近年に至ては、生木迄も切取、別木不二仕立一故樹木年々に薄くなりし事、淺間しと云も餘りあり

古老の云、所々の神社佛閣森林等古へは木繁りしを、近年に至り、段々木薄く成し事可レ歎にも餘り有と、物て村の割方・道の當様等迄も深き　神慮也とそ、能々可レ味事共なりと　」

註六【彦根藩公益私記寫】○滋賀縣廳

註七【會津要害錄】○福島縣大沼郡玉路村初瀬川健治氏

註八【家政實記七十】○東京市子爵松平保男氏邸

註九【萬覺書】○福島縣耶麻郡猪苗代町岡部丈夫氏

註一〇【續日記類寄續編一二四】○福島縣若松市若松圖書館

註一一【福島縣林野史料】○福島縣廳

註一二【山林沿革史】○農林省

註一三【山林方緊要拔萃下の冊】○仙臺市伊達伯爵邸

註一四【刑罰記】○同上

註一五【舊福岡藩山方法令】○熊本營林局

註一六【享和四年日記】○熊本縣八代郡松高村男爵松井敏之氏邸

註一七【鄉村古實見聞記】○盛岡市南部伯爵別邸

註一八【遠野舊事記】○巖手縣上閉伊郡遠野町海老久太氏

註一九【大境續山方稼不相成鹿倉控】○熊本縣人吉町相良子爵別邸

註二〇【木山方以來覺追加四】○秋田營林局

註二一【天保六年諫早日記】○長崎市長崎圖書館内諫早文庫

『　仰出書取

一御屋敷通抜〆方之事

一古町八龍〆西家取除之事

　但右家中家付格別

一御廓内外御要害之部節植物致二繁茂一候様、其筋の役々立廻折々見計、見透ニ相成候所々は植次候通、勿論植物一通猥に伐採間敷旨、猶又懸々江相達置候事

一御屋敷裏手ハ植物(マヽ)ツ部茅專要の儀ニ付、在來之植物能茂り且馬責馬場北土居昆地有レ之丈ハ、木竹間土地相應之物を常冬より段々植立、隨分繁茂いたし、町裏は見透ニ不ニ相成一通植立候様之事

　附、土居外江水道立替之儀、伺濟相成居候得共、植物之支相成、御要害差障候付、水道は在來之通にして改而堀替不レ致候様之事

一好古館北土居竹木間植物隨分相茂り、館内見透ニ不ニ相成一様、究所廓其外見計植物致置候様之事

一裏御門前之堀、上下共相洩不レ申候様之事

一正林石垣之上竹木間植立、隨分繁茂いたし、御屋敷裏手見透不レ申様、都而正林之邊植物伐荒不レ申候様之事

一同所稻荷社之前少しの處植物無レ之、御裏手を見透候間、植立置候様之事

　附、正林裏〆浦山邊迄已前大土居有レ之、近年漸く切明候由、已來は決而切崩不レ申、植物等も隨分茂り候様之事

一上藏邊竹木致二繁茂一候様之事

一山下〆古町まて之石垣ニ木所草抔相交生出候者、折々見計伐取候様、其外之所石垣も同斷之事

一山下〆下石垣之外、杉山之内外生出候藪者、伐取候而茂不レ申候様之事

一川を越石垣ニ登り通路いたし候哉ニ相見、以外不レ宜候、以來急度相制候様之事

一愛宕下城江下其外御要害之所ニ、植物隨分茂り候様之事

　附、宇津之邊竹木等むさと伐荒不レ申候様之事

右之外城山・浦山・館山・茶臼山之邊能相茂り、輪内屋敷に而且神社佛閣之森林むさと伐荒不レ申、其筋々役々能氣を

附、心遣候様旁被二仰出一候

　未十月

註一二【舊藩林制大要】○農林省

註一三【山林沿革史】○同上

註一四【御林定請御觸寫】○德島縣板野郡板西町吉田次郎氏

註一五【津輕郡誌類】○岩見常三郎氏

註一六【舊弘前戊辰之役藩情之顚末】○同上

註一七【弘前藩記錄拾遺二】○同上

三關所林

名稱 舊時代に於ては、之を御要害山・不入山(幕領箱根)關所林(高知)と稱せり。

(備考) 關はセキ、漢語の塞と同じく、セキトメル又フセギ・フサグと同意にして、人を防き留むるの義なりとせらる。

意義 都城の自衛上、國外又は領外に通ずる要路に於て、敵の侵入を防止し兼て通行稅徵收の爲關塞を設け、之が掩護と遮斷とを目的として仕立てられたる森林にして、江戸時代に於ては、幕府、藩は藩に於て夫々之を設置せり。

(備考) 本林は、要害林等の目的を兼ぬるものありと雖、總て交通に關係ある箇所に存するを例とせり。

沿革 上古應神天皇の御代、神功皇后が針間(播磨國)と吉備(美作備前備中備後)との間に和氣關(備前國和氣郡舟坂山の麓)を設けたるを我國に於る關所の嚆矢とし、次で一三〇六(大化二)年、關塞の法を制定し、一四五四(延暦一三)年、平安城を奠めて近江國逢坂(大津市の南)を關門とし、伊勢の鈴鹿(鈴鹿郡關町內)美濃の不破(不破郡關ケ原町內)と併せて日本の三關と稱せられ、主として東北地方の敵に備へたり。逢坂に關所林の存したるは、源氏物語關屋の卷に『關山に皆をり給て、こゝかしこの杉の下に、車ともかきおろし、木かくれに居かしこまりて』云々と記されたるによりても推察し得べし。爾後道路の發達に伴ひ、要害地に關所を設け、戰

關所ノ嚆矢
關塞ノ法
日本ノ三關
逢坂關ノ杉林

①新撰姓氏錄 ②③④日本書紀

木曾福島關所ノ扁柏外れト意慶坂

國時代に愈々增設せられ、近世江戸時代に入り一層之を必要とし、同時に關所の內外に森林を仕立てたるが如し。一二六三(慶長八)年八月、德川幕府は笠に木葉の舞ひかゝる木曾①福島(信濃國西筑摩郡福島町)に關所を置き、四周の森林以外に尙東西門內三拾二間南北二拾間、東門外三町半の引路に扁柏・赤松を植ゑて扁柏を栽ゑて並木となし、意慶坂と云へり。一二三八六(享保一一)年四月、同御關所後之方山太平迄山續き殊に馬道あるにより、先日尾州の市川甚左衞門見分に付、此方(山村甚兵衞陣屋)より案內として川崎某を遣したるに、御關所締の爲檜・椹を植うるを宜しとせり、尤尾州よりも杉苗三千餘本參れるにより、相互に足輕を立會せしめて植付け、福島・岩鄕・上田の三村に對し右山の鎌留(註一)を命ぜり。

國々關所

二三二一(寬文元)年八月に至り、國々關所の中、相摸國箱根(足柄下郡箱根山)伊豆國(今相摸國)根府川・遠江國今切(濱名郡濱名湖口)信濃國福島・同國碓氷(北佐久郡碓氷峠)同國橫川(上伊那郡川島村內)上野國木戸・同國杢ケ橋(群馬郡金島村內)同國新今川俣・同國小佛・下總國關宿(東葛飾郡關宿町內)同國金町松戸(江戸川を隔てゝ東京市葛飾區金町・下總國東葛飾郡松戸町)猿ケ原・小岩市川(東京市江戸川區小岩町・下總國東葛飾郡市川町)上野國大笹(吾妻郡嬬戀村內)等あり。是等に對しては概して密林含二細雨一と形容せらるゝ關所林(註二)を附したるが如く、箱根・根府川・矢倉澤(足柄上郡北足柄村)の如きは關門要害山(註三)として、其內なるは百姓林と雖御要害山又不入山と稱せられ、禁伐の御

箱根等ノ要害山

①木曾山

林と同樣の取扱を受けたり。

越後國ノ關所林

二三四一（天和元）年、松平越後守光長松山に幽閉せられて、越後國幕領に歸せる當時關所（註四）として關川（信州出入）（中頸城郡名香山村内）市振（越中出入）（西頸城郡市振村内）鉢崎（下越後口）（中頸城郡米山村内）鬼伏（糸魚川通）（西頸城郡浦本村内）能生（西頸城郡能生町）小泊り（同上船番所）蟲川（信州松本道）山口（同上）（西頸城郡根知村内）兼又（中頸城郡名香山村内）上樽本（中頸城郡豐葦村内）上平丸（中頸城郡平丸村内）小澤（中頸城郡水原村内）寺石・關田・宮原・槇（西頸城郡能生谷村内）菖蒲・三俣・向澤・清水（以上信州越）の廿二箇所を存し、其内侍足輕を關番とせるは關川・市振・鉢崎三箇所にして、其他は百姓番となし、兼又の如きは、地元女等葛根蕨柴の日歸り採取にも、庄屋表判、關番川番人裏判の木札（註五）を有するにあらざれば出入せしめず。二四〇一（寛保元）年、榊原氏所領となり、二四九五（天保六）年三月、關川御關所内南方樹木枝茂り御田地障りとなるとて、御田地作人より枝打の儀願出（註六）であり、尤も枝打は信州地より見透にならざるやう致さしめ度しと係役より伺出で、御關所詰と御山方との間に所管上の疑義を生ぜり。

甲斐國ノ御關所林

（備考）　二三八一（享保六）年五月、同國頸城郡早川谷越村（西頸城郡上早川村内）の覺書（註七・八・九）中に、同領内より他所へ出るの口々の關所三拾壹箇所を掲げ、其内關川・市振・鉢崎の外に、糸魚川より信州の道筋二箇所、信州飯山の海道に拾七箇所、三國越上州海道九箇所に及び、悉く百姓役の番人を附せることを記載せり。

二三六七（寶永四）年八月、甲斐國御關所定書（註一〇）中に『御關所近邊、山林幽谷之内人畜によらず疑敷者有レ之は、早速府中江可レ致二注進一事』とせるは、恐らく關所近邊の山林は、總て關所林に近き性質を有するものと看做されたる爲なるべし。

土佐國ノ關所林

尚設置の年月不明なるも、高知藩（註一一・一二・一三）に於ては往昔より關所林あり、其『凡封疆置二關門一處、必有二樹林一皆係二公林一』と記されたるに見て明かなり。而して該林木は、關吏に限りて拂下を許すことあるも、全地を甲乙二區に劃して、先づ甲區の伐採をなさしめ、其新葉の林を成し所謂關所圍となる頃、乙區に及ぼすことゝし、決して全部の皆伐をなすことなからしむるを例とせり。

弘前藩ノ關所林

以上の外弘前藩（註一四）の碇ケ關・野内等、各藩に於ても設置せるもの多數に及びたるが、明治維新後關所の廢止と共に、本林の意義を失ひ、殘存するもの亦極めて稀なるに至れり。

要約　要するに關所林は、關塞の發生と共に發達し、特に封建時代に盛大となり、而して關塞は通路を遮斷し得るの箇所に位置せざるべからざるが故に、多くは山間等の嶮岨地又は海岸の斷崖地を撰み、自然其周圍は森林を以て圍繞せらるゝを要件とせり。樹種は人馬の通行し難き程に密生したる針葉樹特に杉・檜を良しとなせるものゝ如きも、往時の圖繪等には濶葉樹林を畫けるもの尠しとせず。是等の樹林は概して自然生なるも、又人工により新植又は間植したるものあり。絕對に禁伐となせしが、所により要害に支障なき限り區劃伐を許せるもありたり。

註一　【自享保十一年丙午正月至同年十二月留帳拔萃】　○東京市侯爵徳川義親氏邸

註二　【憲教類典、四十九】　○内閣文庫

註三　【山林沿革史】　○農林省

註四　【延寶九歳高田御城請取開書】　○新潟縣中頸城郡下黒川村三上雁平氏

註五　【□延寶九月越後高田城請取大名衆目錄】　○新潟縣中頸城郡津有村佐藤宗治氏

註六　【萬年覺】　○高田市庄田稻美氏

註七　【越後中將光長公御領諸事覺書牒】　○新潟縣西頸城郡上早川村伴是與氏

註八　【頸城大檠記】　○新潟縣中頸城郡有田村横山喜平氏

註九　【畑山文書】　○新潟縣中頸城郡名香山村畑山鹿次郎氏

註一〇　【甲斐國代巨摩郡所々關所定書寫】　○甲府市山梨縣志編纂會（山梨八

註一一　【御山方定目】　○高知營林局

註一二　【海南政典卷之十二】　○高知縣廳

註一三　【御切紙御決印控】　○同上

註一四　【元文元年日記】　○弘前市津輕伯爵別邸

四　海防林

名稱　舊時代に於る名稱に未だ接せざるを以て、茲に之を海防林と名附けたり。

意義　沿海要塞又は其附近に於て、敵を防禦するの補助を目的として仕立てらるゝ森林を云ひ、該要塞は國防上著大なる價値を有するものとせられ、從つて之を掩護する海防林は、閑却するを得ざるものとなれり。而して本林は、我國に於ては森林法上の保安林として取扱はれず、又軍部に於ても明かに指示したるもの無しと雖、軍港則等に於て此種森林の制限せらるゝを見る。

沿革　神代、天磐樟船・天鳥船・葦舟・埴舟あり、海を掌る綿津神のあるは、啻に交通のみならず、海防にも係りありしを推し得べく、上古、五八〇（崇神天皇一七）年、諸國に詔して船舶を造らしめ、八六五（應神天皇五）年、諸國に海人部を置き、九六〇（應神天皇一〇〇）年、諸國をして大に船を造らしめたり。後筑前國に太宰府を置き、兵船を備へて海防を嚴にし、一四〇三（天平寶字五）年十一月、東海・西海・南海の三道に節度使を置き、各兵船を配せられたり。爾後海軍に消長ありしと雖、沿海の要所に備を忘れず、能登國珠洲郡祿剛埼（西海村内）の如き、肅愼人或は蝦夷人の入寇に際し、烽を山伏山上に置きて警報を傳へ、俄魯西人我北邊を侵すに至りては、此處に晝夜

綿津神　海人部　太宰府　鎭守府　節度使　能登國山伏山

①日本書紀、古事記　③④⑤⑥日本書紀　⑦續日本書紀卅卷　⑧金澤城の沿革

監視哨を出して防ぎをなす爲、山上は嚴に伐採を禁じ、常に樹林を鬱蒼たらしめたりと言傳へられ、現代尙其面影を遺せるものあり。近古、二一一六（康正二）年十一月、箱崎松原（筑前國糟屋郡箱崎町內）の禁伐〔註一〕を令し、之を犯す者は罪六親に及ぼすことゝし、尙同松林を神木として崇敬せしめ、其他生ノ松原（筑前國早良郡壹岐村內）岡ノ松原等をも保護せしめたり。蓋し一國には一國を養ふ山あり、昔より是等松林は、啻に防風上のみならず、異賊襲來の要害となせしを以てなりと稱せらる。

筑前國治海ノ松原

近世江戸時代となり、外國との交通を斷ち、大船の製造を禁止したる爲海戰殆ど絕え、本林の必要なき觀ありしも、尙支那朝鮮等の外國のみならず、日本內各藩間の備として海防上の施設全く廢止さるゝに至らず。二三〇〇（寬永一七）年三月、德島藩は、阿波國勝浦郡中田村（小松島町內）內橫洲南之洲崎に、海上より見透かされざる爲松を植付けてクロマ〔註二〕しめ、其後異國船の漂著あるや、阿部浦岬上の御林內に遠見番所を設け、沖合見渡障りとなる松枝を伐拂〔註三〕はしむ。

阿波國小松島ノ松原

二三三七（延寶五）年正月、岡山藩は、番田村（備前國兒島郡鉾立村內）庄屋某の松生自林を伐採するも、海上見込の構にならざるを以て、畠となすの願を許〔註四〕せり。

備前國ノ海上見込林

（備考）二三八九（享保一四）年、嚴原藩の陶山庄右衞門①は、其著書中に『鄕村ニテノ防禦ノ備（中略）久田浦ト南室小浦ノ浦ハ府中ヨリノ防禦ノ中ニ加ヘ置カレ、西國筋ノ靜謐ナラサルト知レタル時ニハ、府中浦ノ濱邊ヲ飯森山ノ麓ノ岸ヨリ高札壞ノ山岸マテ押通シ、隍ヲ堀ラシメラレ、堀リ上ケタル土ニテ隍ノ通リニ土手ヲ築キ、土手ノ上ニ柵ヲ設ケ、柵ノ外面ノ根ニハ小竹ヲ密シク植ヘ續ケ、賊船ヨリ大船ニテ土手ヲ打チ破リタル時ニ急ニ補ナフ備ヘニハ、土手ノ內ニ土俵ヲ多ク積ミ置キ、防禦ノ普請ニ障ハル人家ト、土手ノ外ニ成ルヘキ人家ハ別處ニ移ラシメ、久田ニ越ス道路ヘ往來ノ自由ナル樣ニ路作リシ　久田ニ越ス中道ノ麓ハ石垣ニシ、石垣ノ內ニ土ヲ籠メテ竹ヲ植ヘ、岸下ノ險シカラヌ處ヲ總テ岸ノ上ノ路端ニ柵ヲ設ケ、路ヲ往來スル人ヲ浦中ノ船ヨリ見掛ケサル樣ニ竹ヲ植ヘ通シ（中略）一備ハ南室小浦ノ浦口ノ左右ノ山々ヲ守リ』云々と記し、又二四二四―三二（明和）年代、同藩の老臣松浦暢守①も、其著書中に『對州之地南廿里餘之間、西偏之海邊、極北之東偏三四里之間トニ不レ殘、所ニ依リ石垣ヲ築キ、所ニ依、樹木ヲ稠敷植立（厚サ二三町モ植候程ニ候ヘハ、石垣・亂杙（くひ）・逆茂木ニ大ニ增ル（シ）浦津船附等之所ニハ、城門馬出シ之ゴトク高石垣ヲ築、所ニ依又溝ヲ堀ベシ（中略）猶又村里之道ヲ守防ニ便アルヘシ、是ハ凡陸ニ上リ、攻上リ攻下ル賊ヲ防之道ヲ云』と記せり。

長門國浦御立山

二四〇二（寬保二）年四月、山口藩は、通ひ浦（長門國大津郡通村）御立山二百拾餘町歩を、海上船掛りの場所大切の御立山見入締りの爲として、藩の高札を建てゝ保護〔註五〕せしめたり。

磐城國宮野浦ノ松林

二四四一―八（天明）年代、中村②藩は、御要害の山林を麁略になせしを以て、其後大に之が回復を圖り、二五二五（慶應元）年八月、宮野浦を御備地として松を植付けしめしが『今度臺場御取建之上戰爭駈付之爲、松木爲ニ植付ニ候御趣意』〔註六〕とし、明かに海防林の造林たることを示せり。

小倉城濱手ノ並木

二五〇九（嘉永二）年六月、小倉藩の河野某は、藩へ上書〔註七〕して海防林設置に付力說したる中に、小倉城の東西濱手の構は、並木手薄となり城內見通しとなれるを以て、直に植付に

①食兵宗旨　①桂川問答　②福島縣林政紀要藩政篇

著手すべきことに言及せり。

亞米利加船渡來當時ノ要害地

二五一四(安政元)年二月、幕府は、亞米利加船渡來に付、萬石以上・以下への令達中『要害之土地見計、山蔭木蔭等江屯致し置、可レ成丈外より不レ見様可二相心得一』(註八)と注意せるは、如何に海防上森林の必要を感ぜしかを知るに足るべし。是より先二五〇六(弘化三)年七月、①黑船の船員ルース少尉候補生は『陸上の形勢は毫も探査するに由なかりし、唯海岸一帶丘陵起伏し、綠蒼たる樹木之を蔽ひ、遙に富士山の其上に聳立するを見たり』と手記せり。

德山藩ノ地沖御立山

二五二六(慶應二)年十一月、德山藩は、地沖御立山を生立せしむべく、就中島々竝に海邊の小林等は重き所務の場所なるを以て、時節柄厚く心掛くべきを令達(註九)せり。二五二八(明治元)年十一月、同藩は大井村港宇山大廻り海手に植付けたる松の補植を命じ、枝葉は其保護料として植付者に下附(註一〇)せり。

要約　要するに江戸時代以前に於ては、屢々疆邊に於る海戰ありしを以て、自然海防に重きを置くの必要を生じ、之に伴ひ海防林も夙に發生せしなるべきか、今明かならず。江戸時代に於ても沿海の要所に多少存置せられたるが、其末期には相當施設せられ、明治維新以後鎖國の制を撤廢して廣く世界と交通することゝなりてよりは、非常時に備ふるの要昔日の比にあらず、對外的國防上の海岸要塞所々に設けられ、同時に海防林又は之に準ずる森林の施設を見、對外的關係の存續する限り、本林も喪失することなきが如き趨勢を有せり。而して本林の樹種は、概ね黑松又は赤松にして、所により竹又は雜木を充用したるが如し。

①秋山眞之氏一黑船初めて江戸灣に來るの圖に附記

註一【山林古老傳中】○福岡市黑田侯爵別邸

註二【勝浦郡古文書類寫】○德島縣廳

註三【異國船御手當壹卷記頭書】○同上

註四【土壤山林竹木取締竝訴訟抜書】○岡山市池田侯爵別邸

註五【御書附九】○同上

註六【元治元年御用留】○山形縣西田川郡柚浦村佐藤久藏氏

註七【河野四郎上書】○福岡縣築上郡上城井村二階堂行健氏

『近來夷船屢御領海江渡來、殊ニ處々乘廻、海岸測量等自儘之振舞、此末如何成及二不法一候茂難レ斗、海防之策今日之急務申迄茂無レ之候、附而者從來御城之形勢海に臨み候事故、及二戰闘一候節、渠より軍艦を寄せ、頻致二發砲一候は必定、一日茂難レ保致二勘考一候、依レ之海岸より御城を間遠ニ致、防禦候手段は無レ之哉、如何ニ茂便宜之工風、利害得失、各江存込候程無二底意一、被二申聞一候樣存候、右御書付謹而奉二拜見一御趣意篤と勘考仕候處、不二容易一御事柄に付、不肖之私儀御用ニ相立候程之存込者毛頭無二御座一候得共、多年結構被二召仕一候身分ニ而かゝる御時節淺陋を恥、一言も御答茂不レ仕候而者恐入候次第ニ付、不レ顧二愚意一左ニ奉二申上一候。

一當御城郭之義者、第一海上之要害を恃み御繩張有レ之候ニ付、御築立之始者十分海に臨み居候得共、星移年換、自然と吹寄之土砂岡となり候ニ付、右之形勢ヲ引比へ候得者、自ら御城者間遠に相成申候、是等之義者自然の天工にて迚茂人爲之及ふ所にあらされは、無二此上一便宜に候間、沖手江土手を築、聊の馬出鐵砲の打場を構へ、竹木等植付不二見透一樣仕度、尤御城之守備者、則天下之御守備に御座候間、隨分無二油斷一火砲之御用意は勿論、玉利宜敷場所へ臺場被レ成ニ

御取立ニ候義第一之御急務と奉レ存候。

一當御城郭御手廣之義に付、御土堤筋風狹之並木植付等迄は行屆兼候義も可レ有レ之候得共、東西濱手之御櫓は海上見込之處、近來並木別して手薄に相成候ニ付、海上より御城見通に相成、諸國通船之見込も惡敷、第一九州咽喉之御城地たる御威權も無レ之、剩近年夷船屢渡來、每度川口へも乘向、海底之深淺測量いたすのみならす、帆柱へ登り遠眼鏡を以見廻し、御城内始五里三里之所は微細に見取候ニ付、濱手の御櫓は不レ及レ申、其外御土堤筋無ニ油斷一手厚に並木植付、少も不ニ見透一樣仕度義ニ御座候、但此條は七年の病に三年の艾を求むる類にて、迂遠には御座候得共、捨置候ては益々事のかけに合不レ申候ニ付申上候義に御座候。(下略)』

註八 【幕令卷之六】 ○內閣文庫

註九・一〇 【大令錄寫】 ○編者

日本山林史 保護林篇 終

昭和九年五月十日印刷
昭和九年五月十五日發行

日本山林史 保護林篇 上

編著者 遠藤安太郎
東京市赤坂區田町七丁目三番地

發行兼印刷者 草村松雄

發行所 東京市赤坂區溜池町一番地(三會堂大日本山林會內)
日本山林史刊行會

著作權所有

エト3Ⅲ-36

農學博士 小野武夫編

財團法人 啓明會補助

近世地方經濟史料

◇菊判洋裝厚表紙背革金文字天金函入
◇特製上等紙質印刷鮮明、各編解說附
◇全拾卷總頁數五千七百頁

全卷拾册

五百部限定印行

申込次第 說明書呈

出版完了

行詰れる本邦地方經濟政策の建て直しには、近世德川幕政期に行はれたる都市以外の地方經濟事情やその機構の研究並に利用を以て最も必要とするに拘らず、文化の最高潮期に在る今日、その資料極めて寥々の感あるは經濟發展上の一大缺陷である。本叢書公刊の目的はこの缺陷を補塡し、行詰れる本邦地方經濟政策の打開に貢獻せんことにある。即ち、その包藏する文獻は、悉く農林・大藏兩省の秘襲に係る未公開の記錄及びその寫本を中心とし、それに全國各藩の文庫若くは古老、舊家の筆錄を加へて編輯されたる著者拾餘年の苦心の結成で、全卷悉く日本近世の農村發達、農政、農業法並に農民生活の種々相を以て充たされてゐる。「溫故知新」の語は古いが、玆に至つて始めて甦生潑剌の意味がある。乞ふ、行詰れる現下の地方經濟政策打開のために、又、新經濟機構の建設のために此の國家的珍籍を活用せられんことを。

發行所 電話赤坂(48)〇三四〇番 東京市赤坂區田町七ノ三(龍吟社內)

近世地方經濟史料刊行會